

公 害 の 概 況

昭和59年度版



厚 木 市

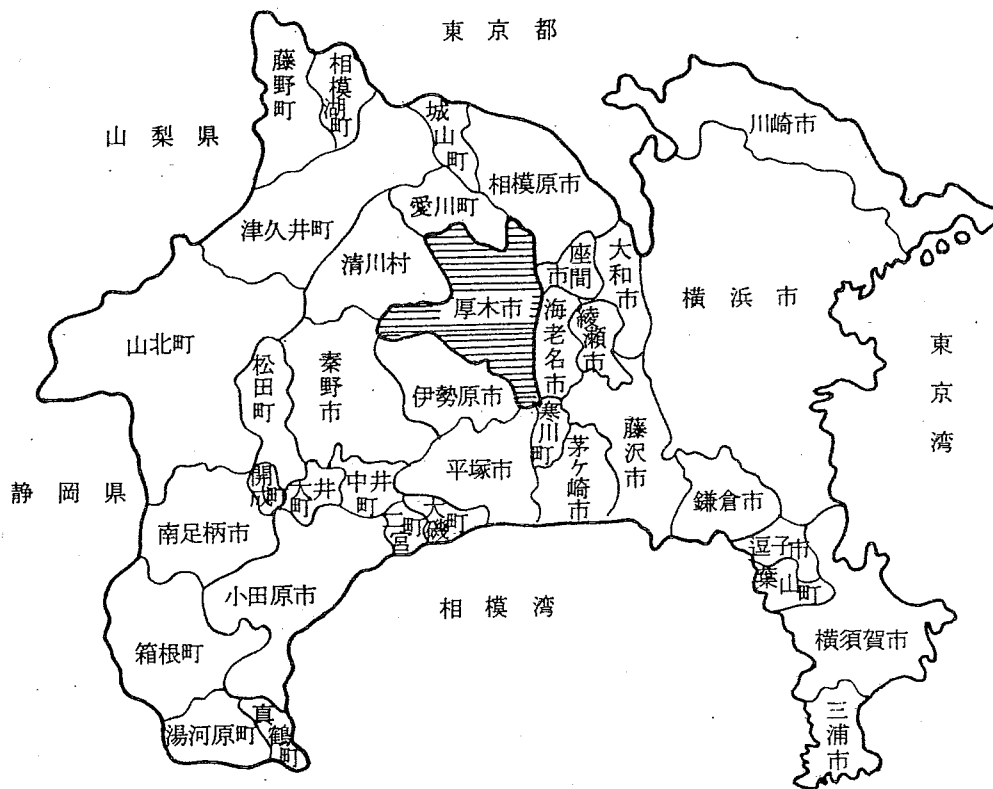
目 次

1 厚木市の概況	4
(1) 位置及び地勢	4
(2) 人 口	6
(3) 土地利用	6
(4) 産 業	7
2 公害行政機構	8
(1) 組織の推移	8
(2) 事務分掌	8
(3) 公害関係法令体系	9
(4) 主要測定機器等整備状況	10
3 公害関係法令に基づく届出等の状況	11
(1) 県公害防止条例に基づく指定工場数	11
(2) 騒音規制法に基づく届出件数	12
(3) 振動規制法に基づく届出件数	12
(4) 昭和58年度 県公害防止条例に基づく指定工場届出件数	13
(5) 昭和58年度 騒音規制法に基づく届出件数	13
(6) 昭和58年度 振動規制法に基づく届出件数	13
4 公害防止思想の普及	14
(1) 環境週(月)間	14
(2) 研修会及び視察研修会	14
5 公害苦情の状況	15
(1) 概 況	15
(2) 公害苦情の発生状況	16
(3) 公害苦情の被害・処理状況	19
6 大気汚染の状況	23
(1) 概 況	23
(2) 大気汚染監視測定結果	24
ア 硫黄酸化物	25
イ 一酸化炭素	26
ウ 炭化水素	28
エ 浮遊粒子状物質	29
オ 一酸化窒素	31
カ 二酸化窒素	32
キ オキシダント	34

(3) 光化学スモッグ	36
ア 光化学スモッグの発生状況	36
イ 光化学スモッグ対策	39
(4) 自動測定機によるオキシダント濃度調査	41
ア 玉川中学校におけるオキシダント濃度調査	41
イ 北小学校におけるオキシダント濃度調査	42
(5) 自動測定機による窒素酸化物濃度調査	43
(6) 燃料抜き取り調査	44
7 水質汚濁の状況	47
(1) 概況	47
(2) 河川水質調査	47
(3) 玉川の24時間水質調査	63
(4) 工場排水調査	70
8 騒音・振動の状況	75
(1) 概況	75
(2) 環境騒音調査	75
(3) 東名高速道路交通騒音調査	80
(4) 国道平塚相模原線交通騒音調査	95
9 地盤沈下の状況	103
(1) 概況	103
(2) 地盤沈下の構造	104
(3) 地下水採取規制地域の地質	105
(4) 地盤変動量調査	105
10 悪臭の状況	113
(1) 概況	113
(2) 規制基準	113
ア 悪臭防止法による規制基準	113
イ 神奈川県公害防止条例による規制基準	114
(3) 指導基準	115
(4) 主要発生源と悪臭物質	116
11 公害関係用語	119

1 厚木市の概況

(図-1)



(1) 位置及び地勢

厚木市は神奈川県を中心に位置し、西から北にかけて秦野市、愛甲郡愛川町及び清川村、東は相模川を隔て相模原市、座間市、海老名市及び寒川町に、南は平塚市及び伊勢原市にそれぞれ接している、

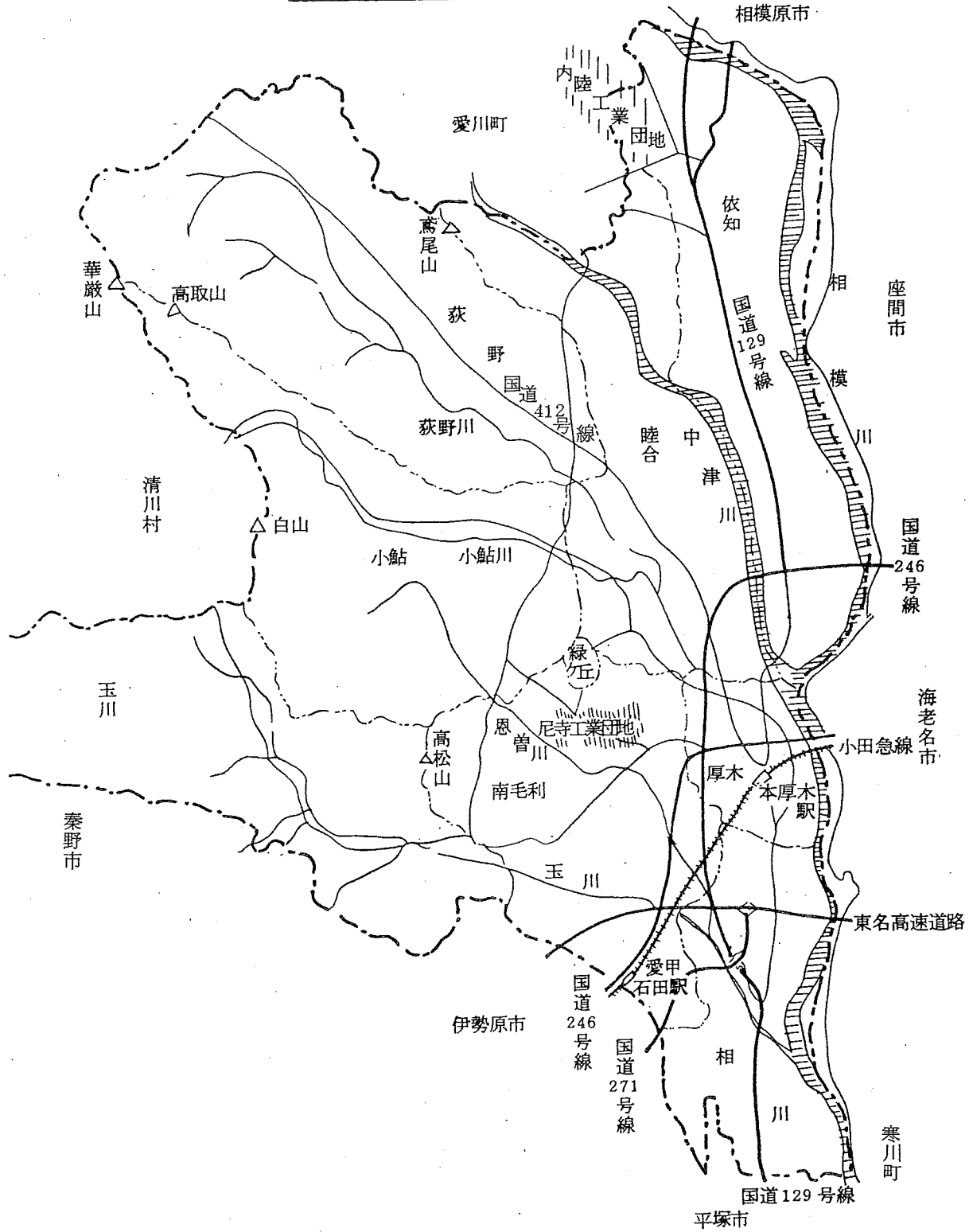
地勢は西北より東南に緩やかに傾斜し、西部及び西北部は山岳地帯で数系の小山脈が南北に走っている。ことに西部においては、霊峰阿夫利の峰大山がそびえ、丹沢山塊へ無限に連なっている。

市の東部は、遠く富士五湖の一つである山中湖に源を発する相模川の清流が南北に貫通し、これに併流する中津川、そして小鮎川、これら河川の流域に平野が開けている。東西13.68km、南北14.80kmの扇形に近い地形で、面積92.86km²を有している。

市街地は、三河川の合流点の右岸に位置し、文化、産業、交通の要衝で東京へ46km、横浜へ32kmという地理的好条件に恵まれている。

厚木市域図

(図-2)



(2) 人 口

市制が施行された昭和30年当時の人口は約3万1千人であった。

昭和38年ごろから緑ヶ丘団地への入居が始まり、その後工場進出等に伴う流入人口が増大し、大幅な人口増加が続いている。

昭和59年10月1日現在の人口は170,105人であり、県下では11番目に人口の多い都市となっている。

なお、市総合計画による昭和60年の人口は179,600人と想定されている。

人口及び世帯数の推移 (各年10月1日現在) (表-1)

年次	世帯数	人 口			人口密度 (人/km ²)
		総 数	男	女	
30	8,127	44,551	22,129	22,422	480
35	9,029	46,239	23,058	23,181	498
40	13,521	61,383	31,172	30,211	661
45	20,202	82,888	42,620	40,268	893
50	28,809	108,955	56,680	52,275	1,173
55	45,255	145,387	75,122	70,265	1,566
56	47,869	153,086	79,228	73,858	1,649
57	50,395	159,524	82,640	76,884	1,718
58	52,735	165,349	85,791	79,558	1,781
59	54,849	170,105	88,523	81,582	1,832

(注) 昭和30年の数値は、現在の市域人口に組み替えてあります。

(3) 土地利用

本市の総面積は92.86km²で、そのうち可住地面積は58.45km²となっており可住地面積率は62.9%となる。

都市計画法に定める市街化地域面積は30.03km²で全体の32.3%を占めており、残る62.83km²が市街化調整地域となっている。

市街化地域を用途別にみると住居系地域が18.70km²(構成比62.2%)、工業系地域が9.81km²(同32.6%)、商業系地域1.52km²(同5.1%)となっている。

本市公害行政における土地利用上の問題は、住宅と工場との混在にあるが、原因としては、住居系地域内の既存工場の存在もあるが、近年は、地価が他に比べて安く、住宅立地規制のない準工業地域や、立地規制はあるものの比較的容易に立地規制をクリアする状況下にある工業地域への住宅進出が顕著になっている。

用途別土地面積 昭和59年4月1日現在 (表-2)

市街化・市街化調整別	用 途 別	面 積 (km ²)	構 成 比 (%)
市街化地域	第一種住居専用地域	3.61	3.9
	第二種住居専用地域	4.97	5.4
	住居地域	10.12	10.9
	近隣商業地域	0.67	0.7
	商業地域	0.85	0.9
	準工業地域	5.03	5.4
	工業地域	3.33	3.6
	工業専用地域	1.45	1.6
市街化調整地域	—	62.83	67.7
総面積	—	92.86	100.0

(4) 産 業

本市は、昭和30年の市制施行当時はのどかな田園都市であったが、昭和35年工場誘致条例を制定し、積極的に工場の進出を受け入れた結果、昭和30年代後半より県央の内陸工業都市として発展してきた。

昭和58年12月末日現在の製造業の工場数は578であり、製造品出荷額等は7,141億200万円となっており、機械器具製造業が高い比率を占めている。

商業については、本市は江戸時代より商業都市として栄えてきており、現在も続く流入人口の増加により、市域の中だけでなく、近隣市町村にも及ぶ広い経済圏域を有している。

近年、大規模小売店の進出も続いており、従来の中心的存在であった小規模小売店との共存問題を抱えており、また周辺都市への大型店進出も目立つ昨今、内圧だけでなく経済圏域の縮小という外圧も加わってきており、難しい時期にきているともいえる。

(表-3)

年次	工場数	従業員数	製造品出荷額等(百万円)
30	23	591	439
35	45	3,449	4,593
40	73	8,619	22,829
45	253	20,008	111,660
50	443	22,038	268,562
55	(360) 490	(24,120) 24,403	(563,669) 565,186
56	※ 409	25,856	620,758
57	※ 387	27,385	646,370
58	578	27,949	714,102

(注) (1) 56・57年は従業員3人以下を調査対象外としたため、前回に比べ減少となった。

但し、特定業種(建具製造業等)については、3人以下でも対象としている。

(2) 55年の()書きは、参考までに前項により算出した数値です。

商店数の推移 (表-4)

年次	商店数	従業者数	年間販売額(万円)
31	595	1,740	...
33	682	2,079	...
35	677	2,276	390,069
37	720	2,598	615,890
39	771	3,275	997,203
41	897	4,057	1,428,803
43	1,143	5,366	2,680,142
45	1,375	6,612	4,145,992
47	1,614	8,060	7,022,191
49	1,883	9,665	11,980,874
51	2,105	11,250	15,957,098
54	2,599	12,186	28,743,456
57	3,055	16,036	44,774,950

2 公害の行政機構

(1) 組織の推移

本市の公害行政機構は、昭和44年4月の騒音規制法の施行に伴い、当時の経済部商工課に公害担当が置かれたのが始まりです。

以後公害対策が重要視され、法体系も整備されるに伴い本市の機構もそれに対応し、逐次拡充が図られてきており、昭和46年11月には公害実験室が配置され、工場排水、河川水質、大気等の調査を実施してきており、公害防止の指導に努めるとともに、良好な生活環境保全のため各種の調査・研究に取り組んでいます。

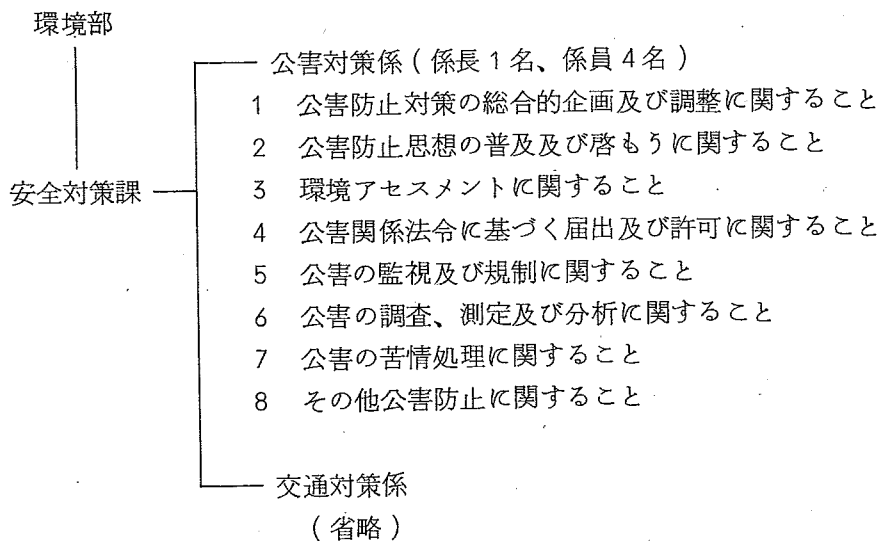
昭和56年7月、新しい時代の要請に応じて長期的視点に立った機構改革が行われ快適な生活環境の確保を重点に安全対策課としてより一層公害防止対策の推進に向けて進んでいる。

公害行政機構の推移

(表-5)

年 月	職 員 数 (課長を含む)	摘 要
昭和44年 4月	3	経済部商工課に公害担当主査を置く。
45 4	4	経済部商工課に公害係を置く。
46 4	6	経済部に公害課を設置、対策係、調査指導係を置く。
46 11		庁舎内に公害実験室設置。
47 4	7	経済部から生活環境部公害課へ
48 4	8	技術職2名増員
49 4	8	対策係(事務3名) 調査指導係(事務1名、技術3名)
50 7	7	生活環境部公害課から生活経済部公害課へ
54 7	7	生活経済部公害課から生活環境部公害課へ
56 7	6	生活環境部公害課から環境部安全対策課へ

(2) 事務分掌



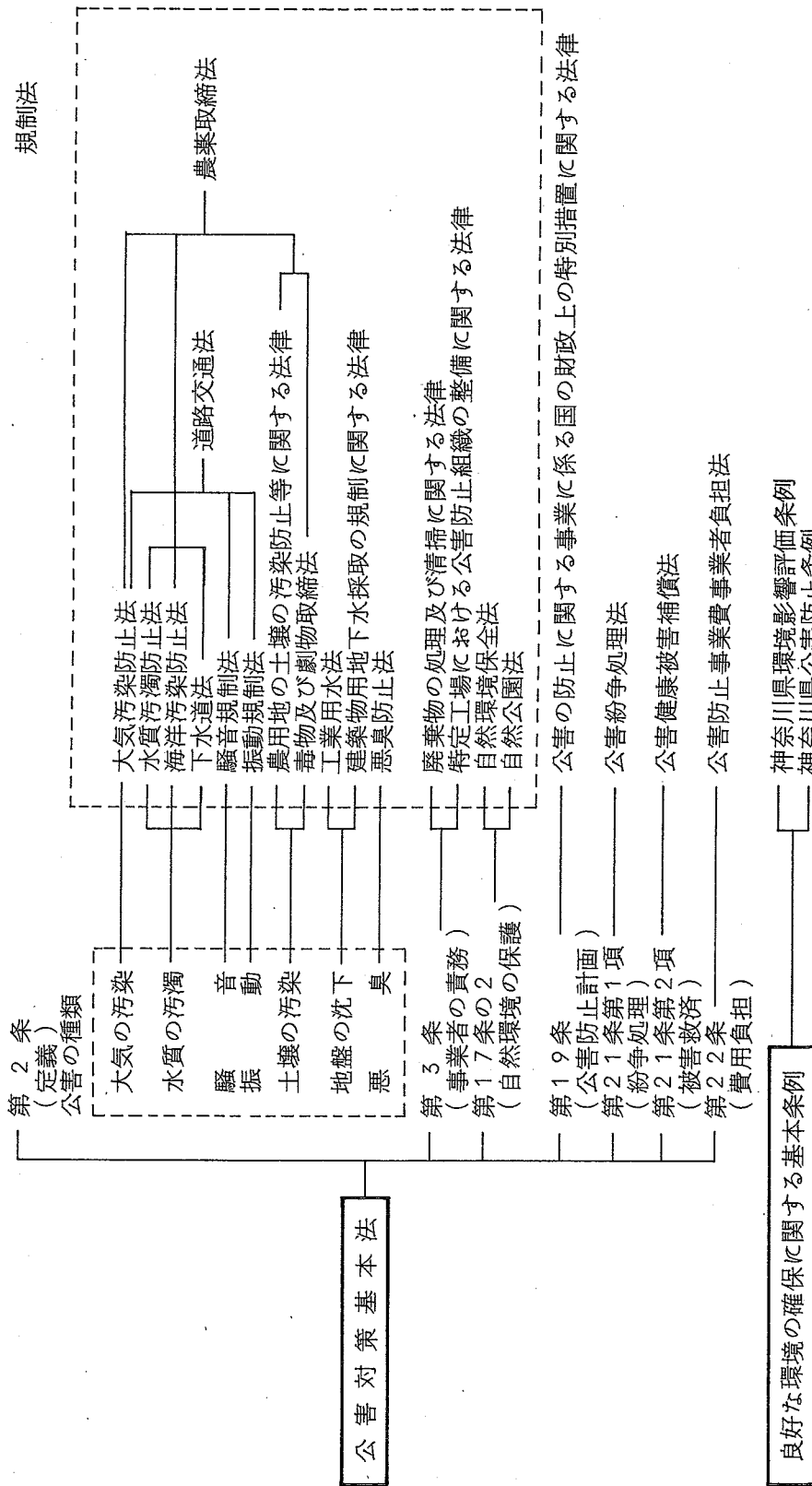
(3) 公害関係法令体系

国家行政組織法

環境庁設置法

刑法

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律



(表-7)

(4) 主要測定機器等整備状況

昭和59年10月1日現在

	機 器 名	数量	型 式	購入年月
騒 音 振 動	普通騒音計	1	リオン NA-20型	54.3
	精密騒音計	1	リオン NA-61型	54.1.1
	騒音計用デジタルユニット	1	リオン DA-03型	54.3
	騒音振動レベル処理器	1	リオン SV-73型	56.5
	デジタル騒音計	1	リオン NA-76型	49.9
	デジタル騒音計	1	リオン NA-78A型	53.1
	振動計	1	リオン VM-12型	44.9
	振動レベル計	1	リオン VM-14B型	53.1
	振動レベル計	1	リオン VM-15型	56.3
	レベルレコーダー	2	リオン LR-04型	53.1
	レベルレコーダー	1	リオン LR-01型	53.1
	データレコーダー	1	ソニー FR-3215W型	53.1
	オクターブ分析器	1	リオン SA-57型	49.9
騒音集録装置	1	リオン XN-49型	57.5	
大 気	オキシダント自動測定機	2	京都電子工業OX-01形	{ 53.6 54.8
	〃	1	京都電子工業OX-07形	59.6
	二酸化硫黄自動測定機	1	紀本電子工業303型	52.7
	窒素酸化物自動測定機	1	京都電子工業NX-15形	55.7
	ガスクロマトグラフィ (FID) (FPD)	1	島津製GC-4BM-PFFP型	49.1
水 質	浴存酸素分析計	1	東芝	46.6
	分光光度計	1	日立 101-0001型	58.7
	流速計	1		46.7
	PHメーター	2	日立M-7型、日立M-130型	{ 46.6 54.1
	シアン蒸留装置	1	5連式	46.6
	原子吸光光度計	1	日立 Z-6000型	59.9
そ の 他	試料保存庫	1	東芝	46.6
	直示天秤	1	メトラー AE-1000	59.6
	上皿天秤	1	メトラー EP-1000	47.6
	超音波洗浄器	1	ヤマト製 2型	50.7
	低温恒温器	1		49.1
	定温乾燥器	1	ヤマト製 BZ-54型	46.6
	電子冷却恒温器	1	ヤマト製 LTG-1B型	46.6
	湯煎器	1	いすゞ GA-14S型	54.1
	純水製造装置	1	MA-1型	46.7
	蒸留器	1	WAG-28型	52.3
	遠心分離機	1		46.6
	窒素分解装置	1		47.3
	ドラフトチェンバー	1	DE-III型	46.7
	万能シェーカー	1		48.2
	水銀ガスセル	1		47.5
	顕微鏡	1	ウチダ115-0130	56.2
	トランシーバー	1	ソニーTCB-680型	55.9
	パトロール車	1	日産ブルーバードバン(H-VJ810)	53.2
	カメラ	2	ポラロイドSX-70.コニカF35AF	55.2, 55.9

3 公害関係法令にもとづく届出等の状況

公害関係法規の整備は、昭和42年8月に制定された公害対策基本法を基に、騒音規制法（昭和43年）、大気汚染防止法（昭和43年）、水質汚濁防止法（昭和45年）、悪臭防止法（昭和46年）、振動規制法（昭和51年）が立法化され、規制が強化されてきた。神奈川県においては、昭和26年に事業場公害防止条例を、39年には公害の防止に関する条例を制定し、昭和46年3月指定工場の許可制度を取り入れた神奈川県公害防止条例が公布された。現行条例は指定工場の許可制度を骨子に企業の自主規制などを新たに取り入れ、昭和53年3月全面改正されたものである。

なお、本市は、騒音規制法及び振動規制法に基づく政令市であり、法に基づく届出受理等を行なっている。

(i) 県公害防止条例に基づく指定工場数

市内に指定工場数は、昭和59年3月末日現在で624社あり、その内訳は表-8のとおりである。

(表-8)

指定工場業種別分類 (昭和59.3.31現在)

業 地 種 区	食 料 品	織 維 ・ 依 服	建 築 ・ 製 材	化 学	窯 業	合 成 樹 脂 ・ ゴ ム	金 属 製 品	機 械 器 具	自 動 車 修 理	建 設 業	ガ ソ リ ン ス タ ン ド	採 石	石 材	コ ン ク リ ー ト (二 次 製 品 含)	印 刷	店 舗 ・ 事 務 所	そ の 他	計
厚木	2	0	6	2	0	0	4	3	7	1	3	0	1	0	2	59	15	105
依知	2	5	11	7	0	0	24	24	8	1	6	5	0	9	7	4	21	134
睦合	3	3	10	5	0	3	26	6	12	1	7	3	0	0	2	3	11	95
荻野	0	0	6	1	3	0	4	1	3	1	6	0	0	0	1	4	7	37
小鮎	2	0	5	1	0	0	10	5	1	0	3	4	0	1	0	0	8	40
南毛利	8	2	4	7	0	2	14	13	12	0	8	0	1	0	4	9	23	107
相川	6	0	2	9	0	4	15	2	9	1	9	0	0	1	2	4	15	79
玉川	1	0	3	0	0	0	2	1	1	1	0	1	1	1	0	2	13	27
計	25	10	47	32	3	9	99	55	53	6	42	13	3	12	18	85	113	624

(2) 騒音規制法に基づく届出件数(昭和59.3.31現在)

- 特定工場数 252社
- 特定施設別届出数

(表-9)

特定施設の種類	施設数
金属加工機械	784
空気圧縮機、送風機	1,360
土石用破碎機等	63
織機	4
建設用資材製造機械	4
穀物用製粉機	1
木材加工機械	55
抄紙機	0
印刷機械	67
合成樹脂用射出成形機	89
鋳造型機	0
計	2,427

(3) 振動規制法に基づく届出件数(昭和59.3.31現在)

- 特定工場数 164社
- 特定施設別届出数

(表-10)

特定施設の種類	施設数
金属加工機械	863
圧縮機	225
破碎機等	68
織機	4
コンクリートブロックマシン等	2
木材加工機械	2
印刷機械	22
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	15
合成樹脂用射出成形機	123
鋳造型機	0
計	1,324

(4) 昭和58年度県公害防止条例に基づく指定工場届出件数

(表-11)

届出等の種類	県条例	件数
設置許可申請書	第3条	28
事業開始届出書	第7条	21
変更許可申請書	第8条	77
変更完了届出書	〃	44
変更計画中止届出書	〃	0
変更計画届出書	第9条	3
変更届出書	第10条	44
地位承継届出書	第11条	4
廃止等届出書	第12条	5
計		226

(5) 昭和58年度騒音規制法に基づく届出件数

(表-12)

届出等の種類	騒音規制法	件数
特定施設設置届	第6条	12
数等の変更届	第8条	5
騒音の防止の方法変更届	〃	0
氏名等の変更届	第10条	24
使用全廃届	〃	1
承継届	第11条	1
特定建設作業実施届	第14条	40
計		83

(6) 昭和58年度振動規制法に基づく届出件数

(表-13)

届出等の種類	振動規制法	件数
特定施設設置届	第6条	10
数等の変更届	第8条	11
振動の防止の方法変更届	〃	0
氏名等の変更届	第10条	18
使用全廃届	〃	1
承継届	第11条	0
特定建設作業実施届	第14条	49
計		89

4 公害防止思想の普及

(1) 環境週(月)間

1972年6月スウェーデンの首都ストックホルムで開催された、国連人間環境会議において、環境の汚染、資源の枯渇、開発途上国の開発といった数多くの問題が協議され、人間環境の保全と改善について積極的に努力することが決議された。また、国連人間環境会議が開催された6月5日を記念して、その日を「世界環境デー」と定め、各国政府、国連機関が環境保全のための啓もう活動を展開しようという決議が、同年12月の国連会議で決定されるに至った。

我が国においては、これを受けて環境庁所管のもと、6月5日から1週間を環境週間とし、全国的な啓もう活動を展開しているが、神奈川県ではなお一層の環境問題に対する意識の啓発のため、5月15日～6月14日までの1箇月を神奈川県環境月間とし、各種の事業を実施した。本市においても、この事業の一環として、県と合同で市内工場の立入調査を実施し、環境の整備状況や公害防止施設の調査点検を行い、公害防止の組織づくりや、自主点検の指導に努めた。

(2) 研修会及び視察研修会

良好なる生活環境の保全を望む住民の社会的要請に対処するため、事業所の公害担当者を対象に研修会を厚木商工会議所並びに厚木愛甲地区相模川水系をきれいにする会との共催により開催し、環境・公害に対する理解と認識を深めた。

研修会

開催日 昭和59年2月17日(金)

場 所 厚木商工会議所3階大ホール

研修内容 ○講演

「悪臭公害の現状と対策について」

講師 神奈川県大気保全課主任技師 森田剛史

○厚木市における公害の概況について

厚木市安全対策課公害対策係

参加者 69事業所(77人)

視察研修会

開催日 昭和58年9月30日(金)

視察先 富士写真フィルム(株)足柄工場

参加者 58事業所(61人)

5 公害苦情の状況

(1) 公害苦情の概況

昭和58年度の苦情受付件数は89件あり、図-3で示すように昭和54年度をピークに減少傾向にあったものの、昨年度に引き続き急増し、過去12年間の中でも昭和54年度に次いで多い件数となった。

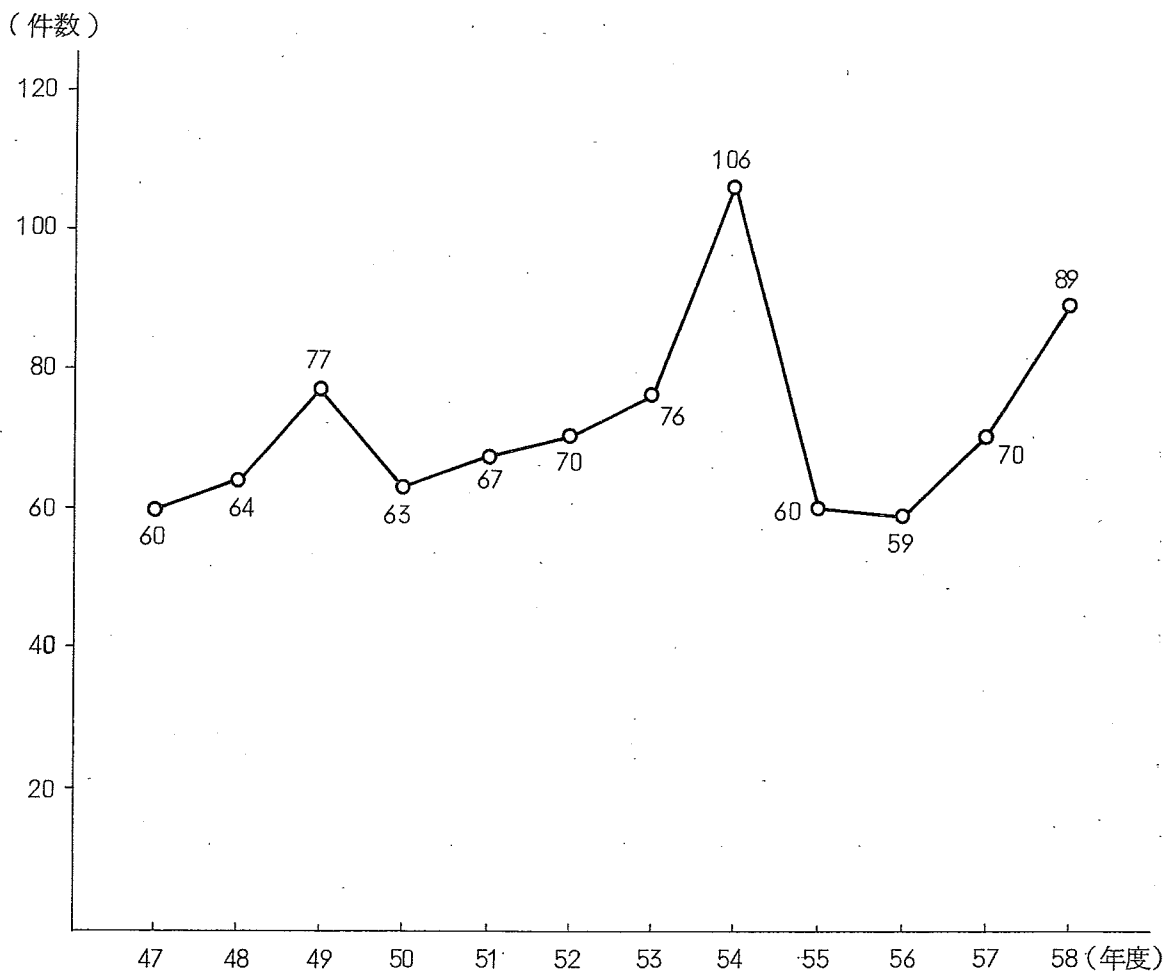
このように苦情の多発した原因としては、市域の発展に伴う人口の増加や、景気の回復に伴う産業の活性化に合せ、市民のよりよい住環境を求める要望の表われと言えよう。

また、苦情内容は、50年代前半まで比較的多く発生した水質汚濁は減少し、人体に直接感じる「うるさい」「けむい」「くさい」等感覚的なものが多く、公害の種類としては、騒音、ばい煙、悪臭が大半を占めた。

昨今の公害苦情は、局部的な相隣関係に属するものが増え、法や条例によって解決を図っていくより、むしろ行政指導による面が多くなっている。したがって、今後の苦情処理は当事者相互の社会的良識に立った判断、理解を啓発し、解決を図る必要がある。

公害苦情の推移

(図-3)



(2) 公害苦情の発生状況

○年度別公害苦情の発生状況

(表-14)

種類	年度	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
騒音		9	29	17	22	26	17	27	27	29	50	22	30	36	38
振動		0	9	3	2	4	7	5	5	5	3	7	3	1	3
水質汚濁		15	22	22	8	15	15	13	13	15	14	5	13	4	9
大気汚染	ばい煙	1	5	8	11	8	7	6	13	9	19	9	4	17	21
	粉じん	1	4	2	3	9	7	3	2	3	7	6	0	0	2
悪臭		4	15	7	10	7	7	9	8	12	11	9	8	11	16
地盤沈下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
土壌汚染		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
その他		7	7	1	8	8	3	3	1	3	1	2	1	0	0
計		37	91	60	64	77	63	67	70	76	106	60	59	70	89

○昭和58年度公害苦情の月別発生件数

(表-15)

種類	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
騒音		0	6	3	9	3	2	2	2	4	1	2	4	38
振動		0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3
水質汚濁		0	0	2	1	1	1	0	1	1	2	0	0	9
大気汚染	ばい煙	1	0	2	4	7	0	2	1	0	0	1	3	21
	粉じん	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
悪臭		2	4	0	1	3	1	1	0	1	2	1	0	16
地盤沈下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3	11	8	15	14	6	5	4	6	6	4	7	89

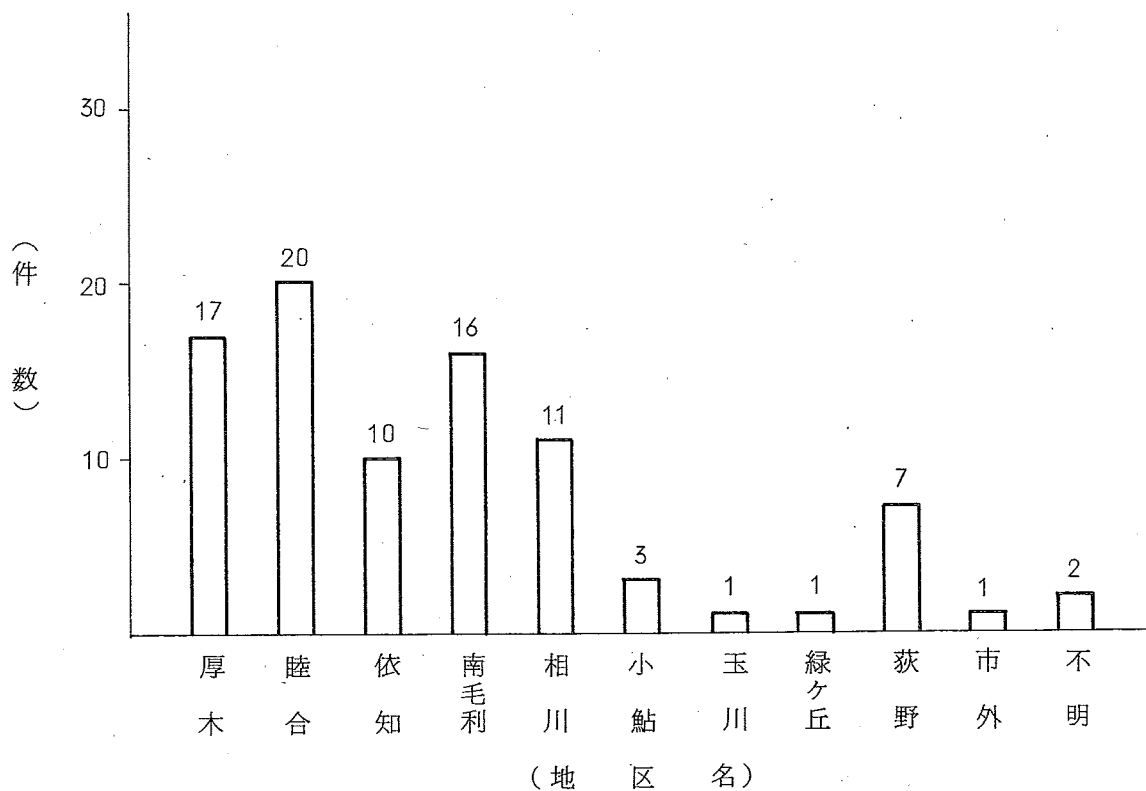
○昭和58年度公害苦情の地区別発生状況

(表-16)

種類	地区											計
	厚木	睦合	依知	南毛利	相川	小鮎	玉川	緑ヶ丘	荻野	市外	不明	
騒音	12	7	3	9	4	1	0	1	1	0	0	38
振動	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
水質汚濁	0	1	0	0	2	1	1	0	3	0	1	9
大気汚染	ばい煙	1	9	4	3	1	1	0	0	2	0	21
	粉じん	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
悪臭	2	1	3	3	4	0	0	0	1	1	1	16
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	17	20	10	16	11	3	1	1	7	1	2	89

○昭和58年度公害苦情の地区別発生状況

(図-4)



○昭和58年度公害苦情の発生用途地域状況

(表-17)

発生源に係る用途地域			被害等に係る用途地域		
用途地域	件数	割合	用途地域	件数	割合
第1種住居専用	3	3.4%	第1種住居専用	3	3.4%
第2種住居専用	4	4.5	第2種住居専用	7	7.9
住居	22	24.7	住居	30	33.7
近隣商業	7	7.9	近隣商業	9	10.1
商業	10	11.2	商業	5	5.6
準工業	15	16.9	準工業	10	11.2
工業	5	5.6	工業	5	5.6
工業専用	3	3.4	工業専用	2	2.2
市街化調整	17	19.1	市街化調整	15	16.9
市外	1	1.1	市外	1	1.1
不明	2	2.2	不明	2	2.2
合計	89	100.0	合計	89	99.9

○昭和58年度公害苦情の業種別発生源

(表-18)

生産工場 16件(18.0%)									
機械器具	食料品	繊維衣服 その他の繊維	木材 木製品	化学工業 石油 石炭	ゴム 皮革 同製品	窯業 土石 製品	パルプ 紙 同製品	鉄鋼 非鉄金属	その他
5	1	0	2	4	0	1	2	0	1

非生産工場 73件(82.0%)											
修理工場	建築 土木 工事	牧畜 養豚 養鶏	交通機 関	下水 清掃	娯楽 遊興 スポーツ	家庭生 活	鉱業 採石場	商店・飲 食店	事務 所	その他	不明
3	16	4	3	1	4	1	0	25	1	11	4

(3) 公害苦情の被害・処理状況

○昭和58年度公害苦情の被害状況

(表-19)

生命・身体	財 産	動物・植物	感覚・心理	そ の 他	不 明	計
2(2.2)	4(4.5)	4(4.5)	79(88.8)	0(0)	0(0)	(100.0)

()内数字は構成割合(%)を示す。

生命・身体……身体に直接被害を受けている場合、又は精神的なもので医療を受けた場合をいう。

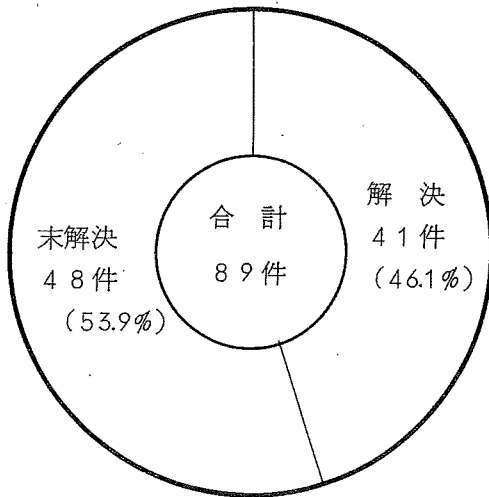
財 産……家具や生活用品の破損、汚れ等による損害をいう。

動物・植物……家畜、愛がん用動物、米麦、野菜、植物等の動植物被害、及び自然界に生育する動植物の生育環境の悪化による被害をいう。

感覚・心理……うるさい、くさい、汚ない、不快だ等の感覚的、心理的被害で心身の健康を害するに至らない程度のものをいう。

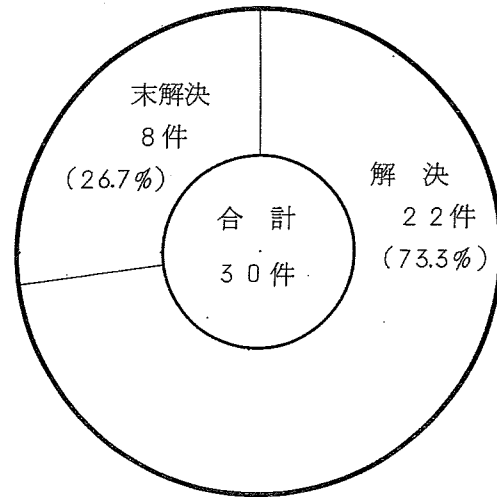
○昭和58年度公害苦情の処理状況

(図-5)



○前年度繰り越し苦情処理状況

(図-6)



○昭和58年度公害苦情解決方法

(表-20)

解 決 方 法	件 数	割 合 (%)
工 場 移 転	0	0
工 場 の 改 善	1	2.4
機 械 施 設 の 改 善	7	17.1
故 障 の 修 理 ・ 復 旧	2	4.9
作 業 ・ 営 業 方 法 の 改 善	14	34.1
操 業 時 間 の 改 善	2	4.9
操 業 行 為 の 中 止	8	19.5
そ の 他	7	17.1
計	41	100.0

その他とは、住民教示、補償を受け取る、自然消滅等を言う。

○前年度繰越苦情の解決方法

(表-21)

解決方法	件数	割合(%)
工場移転	1	4.5
工場の改善	1	4.5
機械施設の改善	4	18.2
故障の修理・復旧	0	0
作業・営業方法の改善	5	22.8
作業時間の改善	6	27.3
作業行為の中止	2	9.1
その他	3	13.6
計	22	100.0

○前年度繰越苦情及び昭和58年度受付苦情の処理に要した期間

(表-22)

解決に要した期間	件数	割合(%)
1週間以内	1	1.6
1週間～1カ月	2	3.2
1カ月～3カ月	16	25.4
3カ月～6カ月	13	20.6
6カ月～1年	16	25.4
1年～3年	14	22.2
3年以上	1	1.6
計	63	100.0

6 大 気 汚 染 の 状 況

(1) 概 況	2 3
(2) 大気汚染監視測定結果	2 4
ア 硫 黄 酸 化 物	2 5
イ 一 酸 化 炭 素	2 6
ウ 炭 化 水 素	2 8
エ 浮 遊 粒 子 状 物 質	2 9
オ 一 酸 化 窒 素	3 1
カ 二 酸 化 窒 素	3 2
キ オ キ シ ダ ン ト	3 4
(3) 光化学スモッグ	3 6
ア 光化学スモッグの発生状況	3 6
イ 光化学スモッグ対策	3 9
(4) 自動測定機によるオキシダント濃度調査	4 1
ア 玉川中学校におけるオキシダント濃度調査	4 1
イ 北小学校におけるオキシダント濃度調査	4 2
(5) 自動測定機による窒素酸化物濃度調査	4 3
(6) 燃料抜き取り調査	4 4

6 大気汚染の状況

(1) 概況

大気汚染とは大気中のいろいろな汚染物質により人の健康や生活環境に影響が生じてくる状態をいうが、公害上は、工場・事業場の活動や車の排出ガスなど人為的に発生したものを「大気汚染として取り上げ、法律や条例で規制を行っている。

日本における大気汚染の問題は、別子銅山の亜硫酸ガスの被害（愛媛県）や浅野セメント工場の粉じん（東京都）などが発生しているが、昭和30年代半ば頃から、経済の高度成長に伴い深刻化し、昭和37年「ばい煙の排出の規制等に関する法律」（ばい煙規制法）が制定されるに至った。次いで、昭和43年に「大気汚染防止法」が制定され、汚染物質に対する規制が強化されてきた。

代表的な汚染物質としては、硫黄酸化物、窒素酸化物（一酸化窒素・二酸化窒素）、一酸化炭素、炭化水素、浮遊粒子状物質、オキシダントなどがあるが、これらのうち環境基準が設けられている物質は、硫黄酸化物（二酸化硫黄）、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、オキシダントの5物質である。

市内には、大気汚染の固定発生源として、大気汚染防止法の規制対象施設を有する工場・事業場が135あり、その有する施設数はばい煙発生施設270、粉じん発生施設89となっている。このほか、県公害防止条例によって規制している物質として炭化水素系物質があるが、この規制対象施設は市内ではガソリンスタンド（揮発油の貯蔵タンクの総量30kl以上のものに限る。）の一部が対象になるのみである。

一方、移動発生源である自動車の市内保有台数は約65,000台であり、前年に比較して約5,000台の増加となっている。

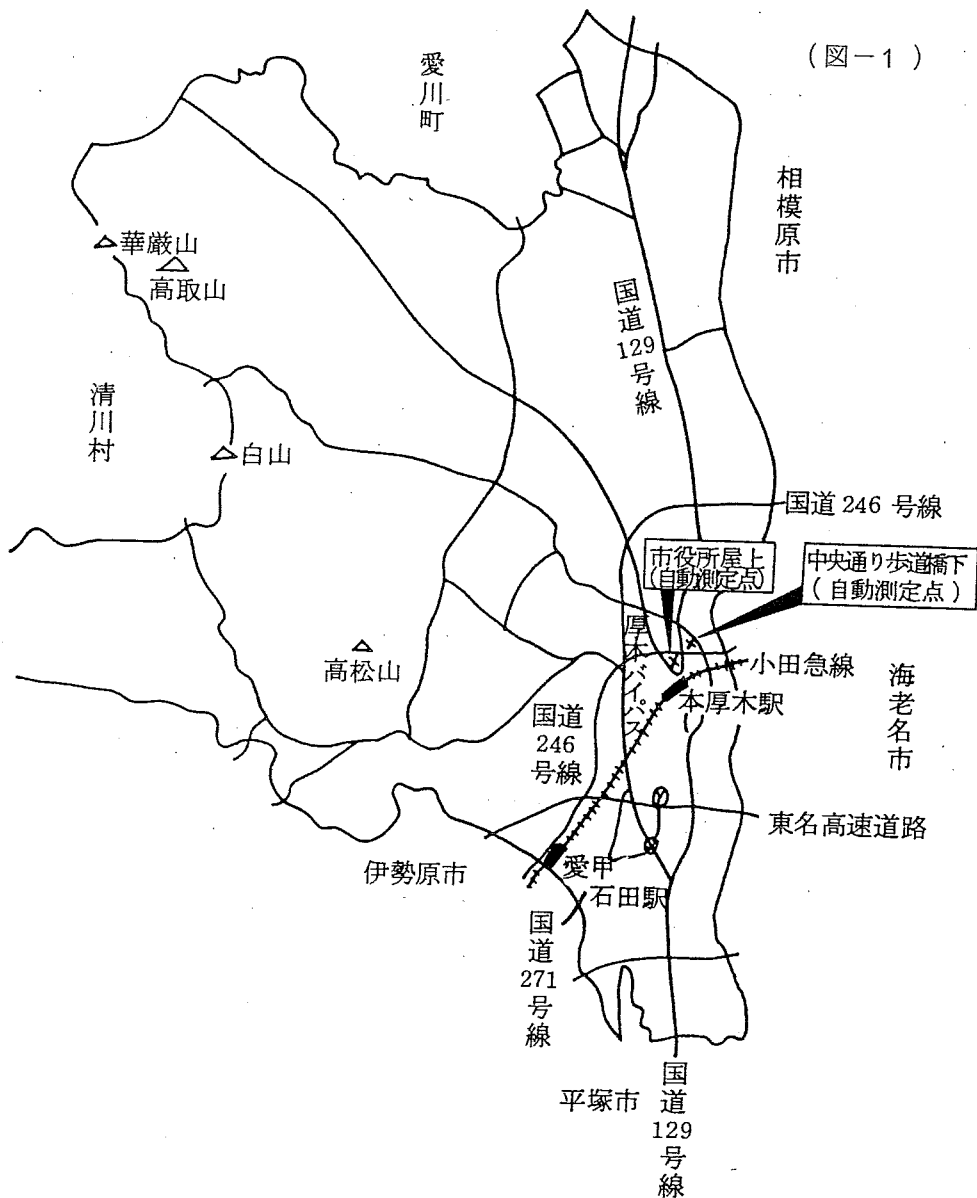
大気汚染の状況を見ると、硫黄酸化物は年々減少傾向にあるが、窒素酸化物については横ばいないしは減少傾向であります。工場・事業場に対しては、法律及び条例に基づき様々な排出規制を行っている。特に窒素酸化物については、昭和57年4月から総量規制が実施された。また、ばいじんについても、昭和57年6月より規制が強化されている。

移動発生源である自動車排ガスについては、大気汚染防止法及び道路運送車両法に基づく自動車の排ガス規制による対策が行われている。

(2) 大気汚染監視測定結果

大気汚染の状況を監視するため神奈川県大気監視センターを中心に県下の測定局がテレメータ化され大気汚染の常時測定が行われている。本市においては市庁舎屋上に測定局が置かれ、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素、浮遊粒子状物質、オキシダントの汚染状況のほか、気象等の測定をしており、また、中央通りでは一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、気象の常時測定を行っている。

大気汚染の自動（監視）測定点



ア 硫黄酸化物 (SO₂)

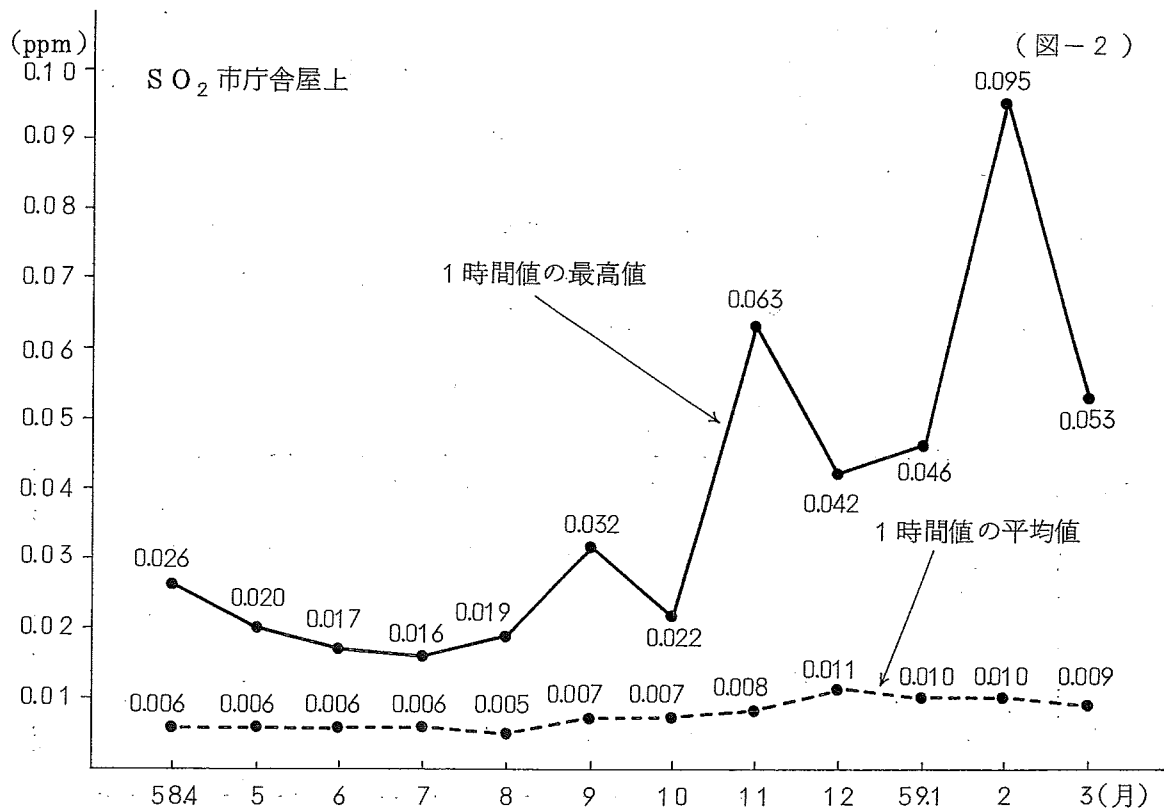
硫黄酸化物とは重油などの硫黄分を含む燃料が燃えて生じた二酸化硫黄、三酸化硫黄のことをいい、人体に対し慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎などの影響を与える代表的な大気汚染物質である。

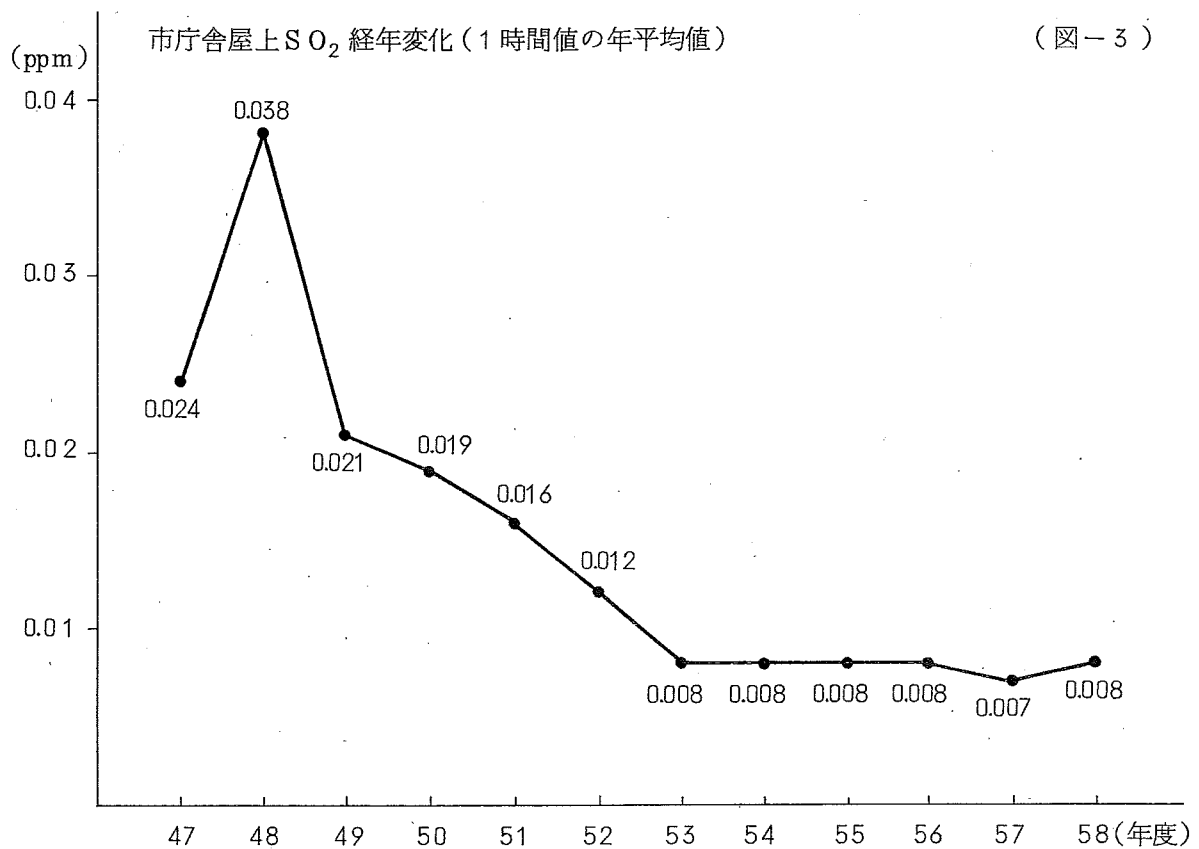
環境基準は二酸化硫黄について設定されており、県下の各測定点で常時監視を行っているが、発生源の工場等に対する大気汚染防止法に基づく着地濃度規制と、県公害防止条例に基づく工場単位の総量規制による良質燃料への転換等の指導により、各測定点で環境基準を概ね満足するに至っている。

二酸化硫黄 (SO₂)

(表-1)

測定場所	市庁舎屋上
有効測定日数	355日
測定時間数	8,498時間
1時間値の年平均値	0.008 ppm
1時間値が0.1 ppmを超える時間数と割合	0時間(0%)
1時間値の1日平均が0.04 ppmを超える日数と割合	0日(0%)
日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続した日の有無	無





イ 一酸化炭素 (CO)

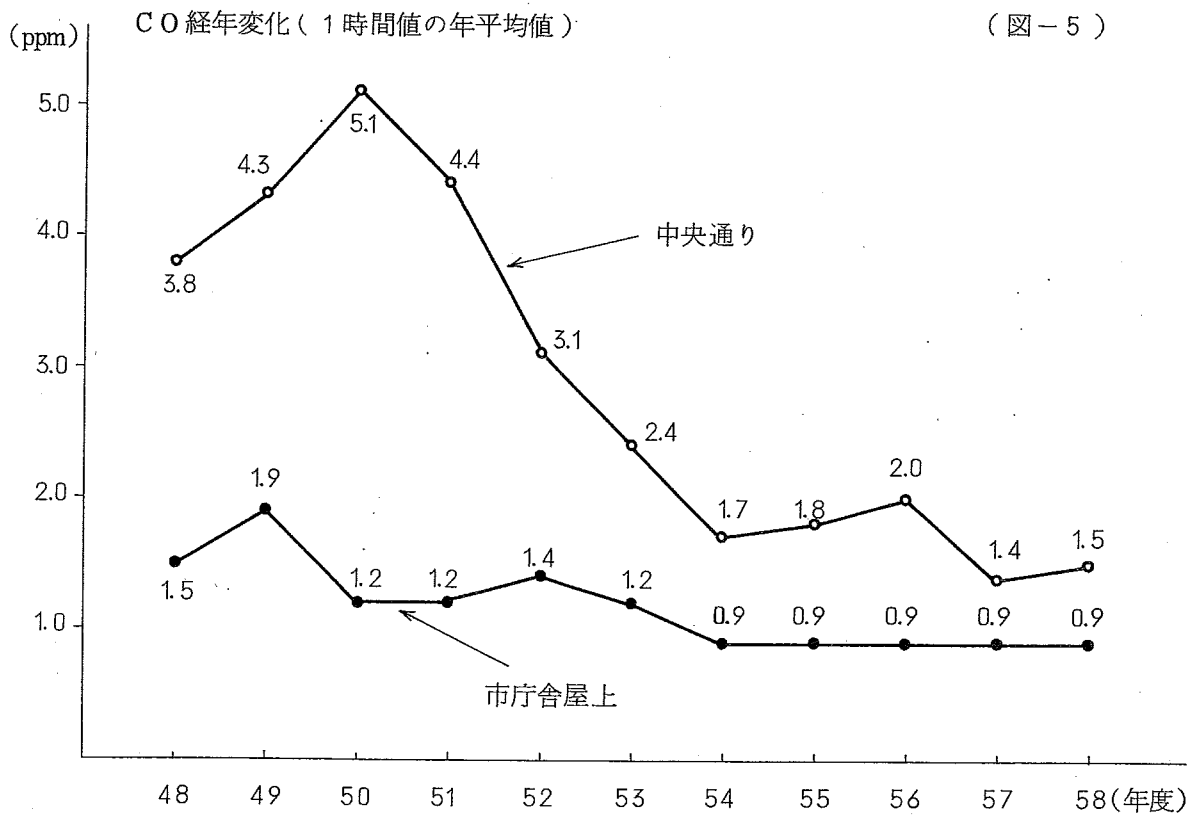
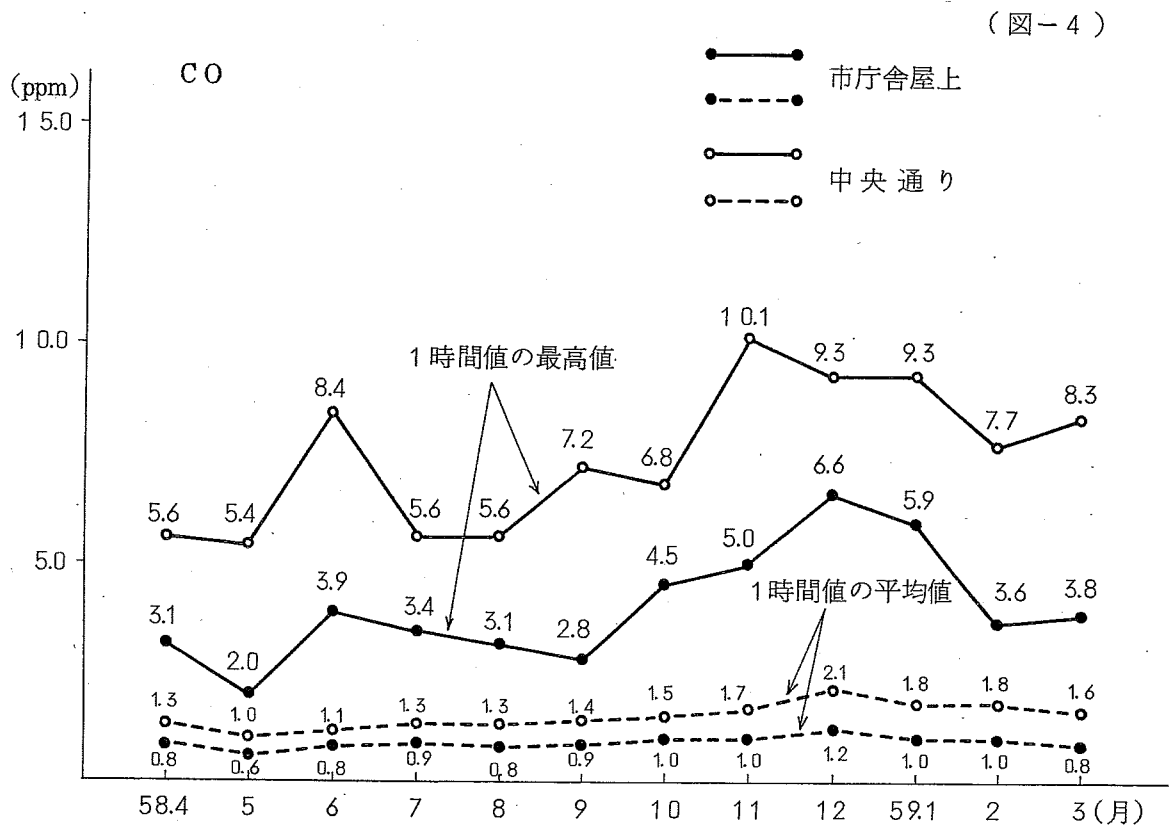
一酸化炭素は、血液中のヘモグロビンと結びついて体内の酸素交換を妨げるなどの影響を与えるが年平均値の経年変化は、年々低くなる傾向にあり、市庁舎屋上、中央通りとも環境基準を満足している。

これは、48年度から実施された自動車排出ガス減少装置の取付義務を始め、50年度規制、51年度規制、53年度規制等のいわゆる排ガス対策の効果があらわれているものと思われる。

一酸化炭素 (CO)

(表-2)

測定場所	市庁舎屋上	中央通り
有効測定日数	357日	348日
測定時間	8,400時間	8,122時間
1時間値の年平均値	0.9 ppm	1.5 ppm
8時間値が20 ppmを超える回数と割合	0回(0%)	0回(0%)
日平均値が10 ppmを超える日数と割合	0日(0%)	0日(0%)



ウ 炭化水素 (HC)

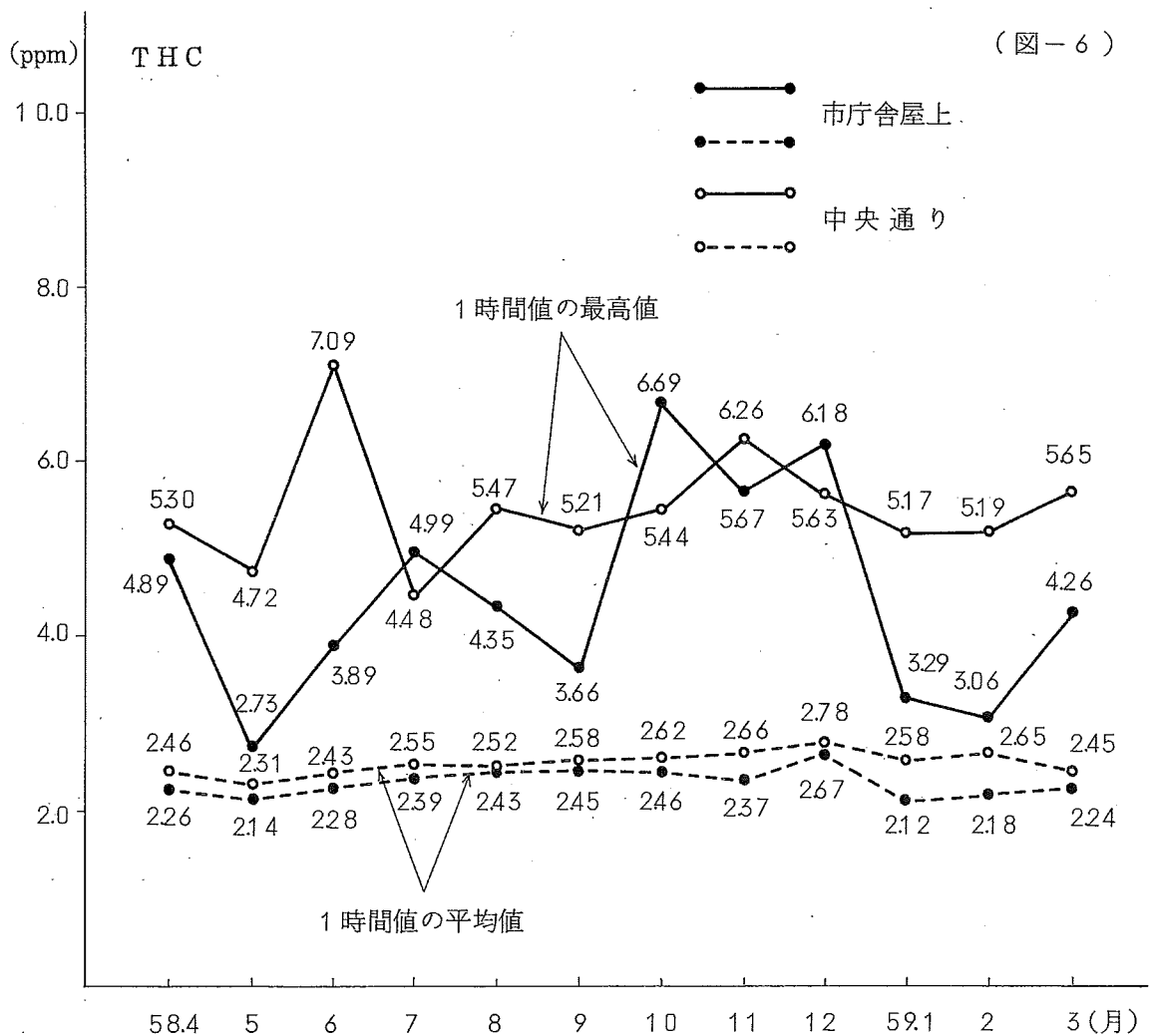
炭化水素は炭素と水素を含んだ有機化合物の総称である。発生源は、重油、灯油、ガソリン、有機溶剤から揮発するものが主で、光化学スモッグ発生の原因物質の一つと考えられている。

そのため神奈川県公害防止条例では、一定量を超える貯蔵施設、出荷施設、給油施設に対し蒸発防止の措置を定め、特に身近な例として給油施設(ガソリンスタンド)には、ペーパーターン装置の設置が義務付けられている。

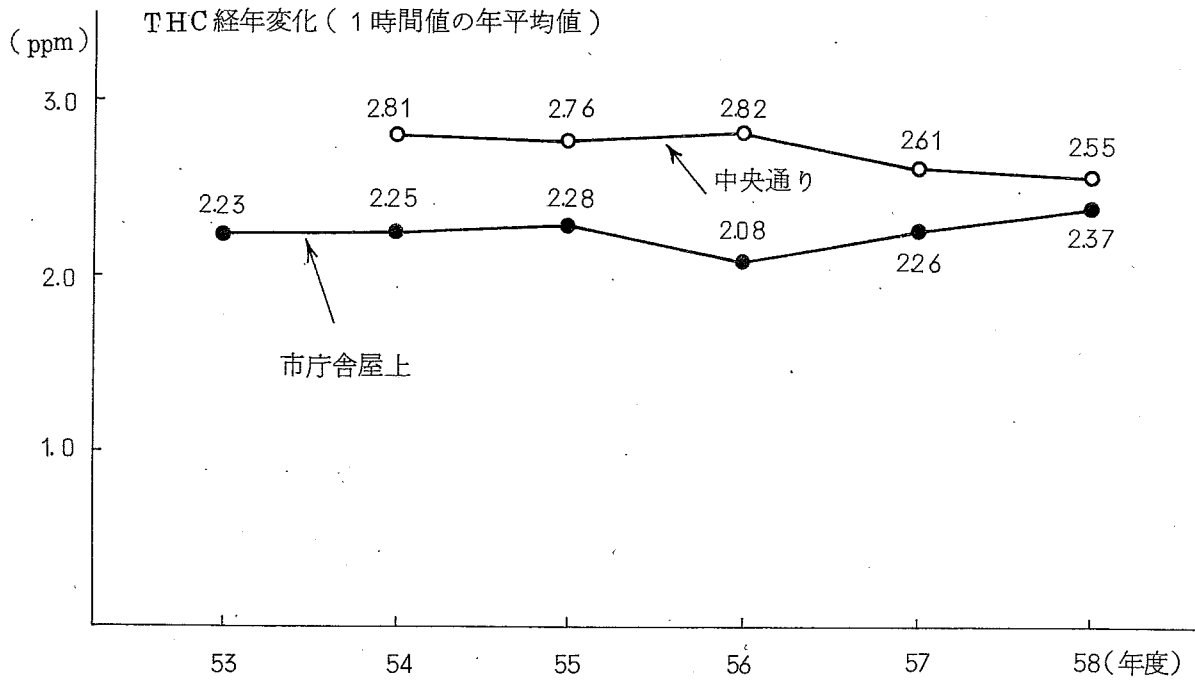
全炭化水素 (THC)

(表-3)

測定場所	市庁舎屋上	中央通り
有効測定日数	194日	340日
測定時間	4,840時間	8,246時間
1時間値の年平均値	2.37 ppm	2.55 ppm



(図 - 7)



※ 炭化水素の測定は従来不飽和炭化水素を中心に行われていたが、光化学スモッグの発生に対し、非メタン炭化水素の影響が大きいとみられ、53年より測定法が変わっている。

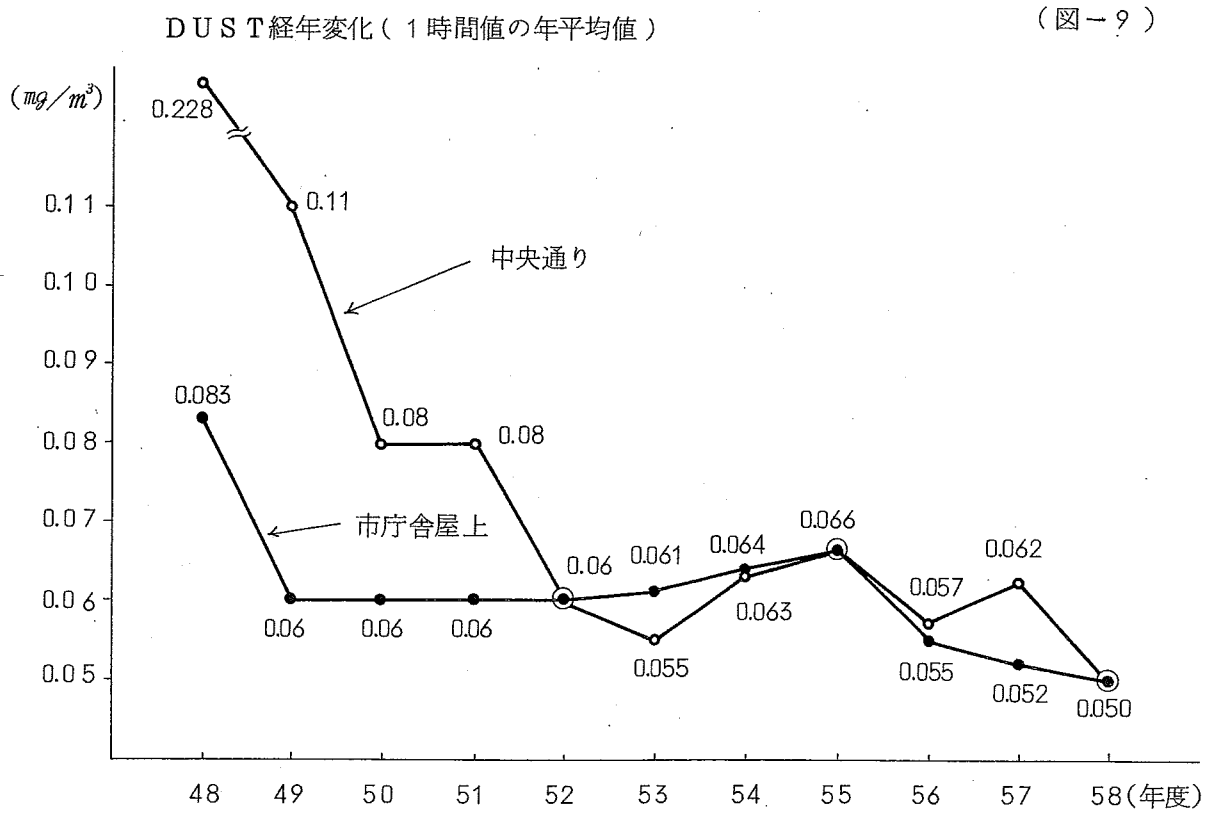
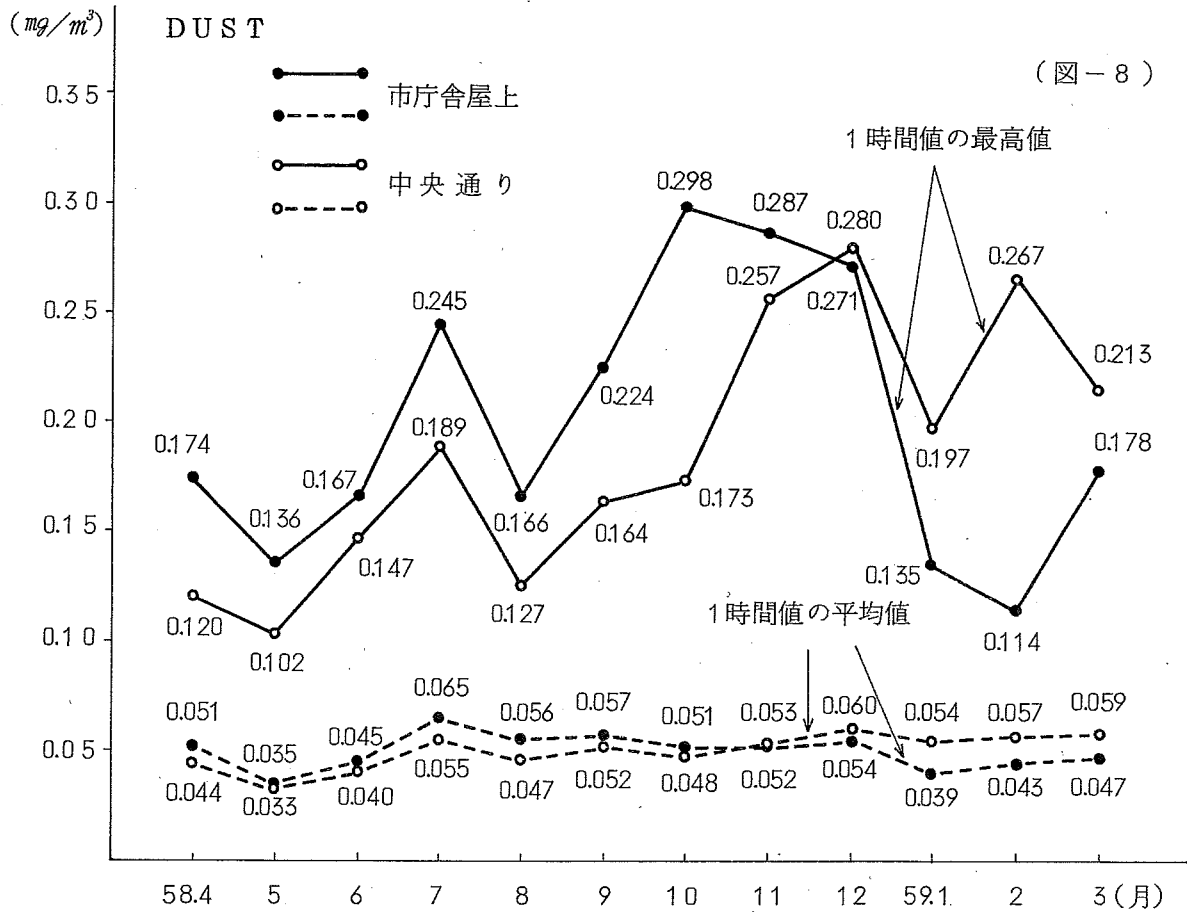
エ 浮遊粒子状物質 (Dust)

浮遊粒子状物質は、粉じん、ばいじん等を総称して呼んでいるが、粒径10ミクロン以下のものを環境基準では、浮遊粒子状物質と定めている。県下の各測定局では、10ミクロン以上のものも測定しているため環境基準との比較はできないが、年平均値の経年変化をみた場合、市庁舎屋上及び中央通りとも 0.050 mg/m^3 で過去11年間で最低の値となった。

浮遊粒子状物質 (Dust)

(表 - 4)

測定場所	市庁舎屋上	中央通り
有効測定日数	363日	366日
測定時間	8,660時間	8,722時間
1時間値の年平均値	0.050 mg/m^3	0.050 mg/m^3



オ 一酸化窒素 (NO)

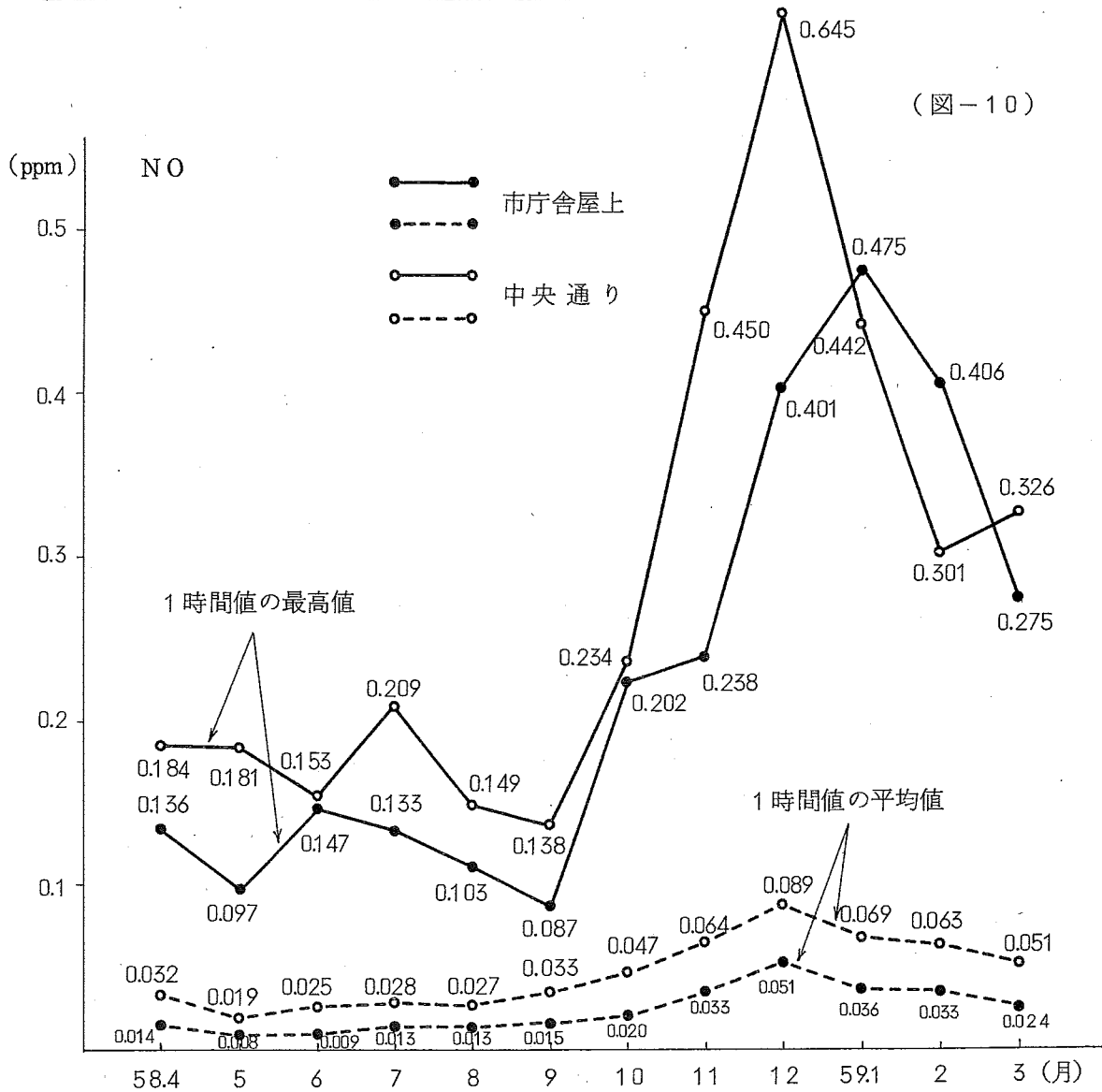
物が燃焼するとき、空気中や燃料中に含まれている窒素が酸素と結合し、一酸化窒素(NO)が発生し、さらに大気中で二酸化窒素(NO₂)に変化する。

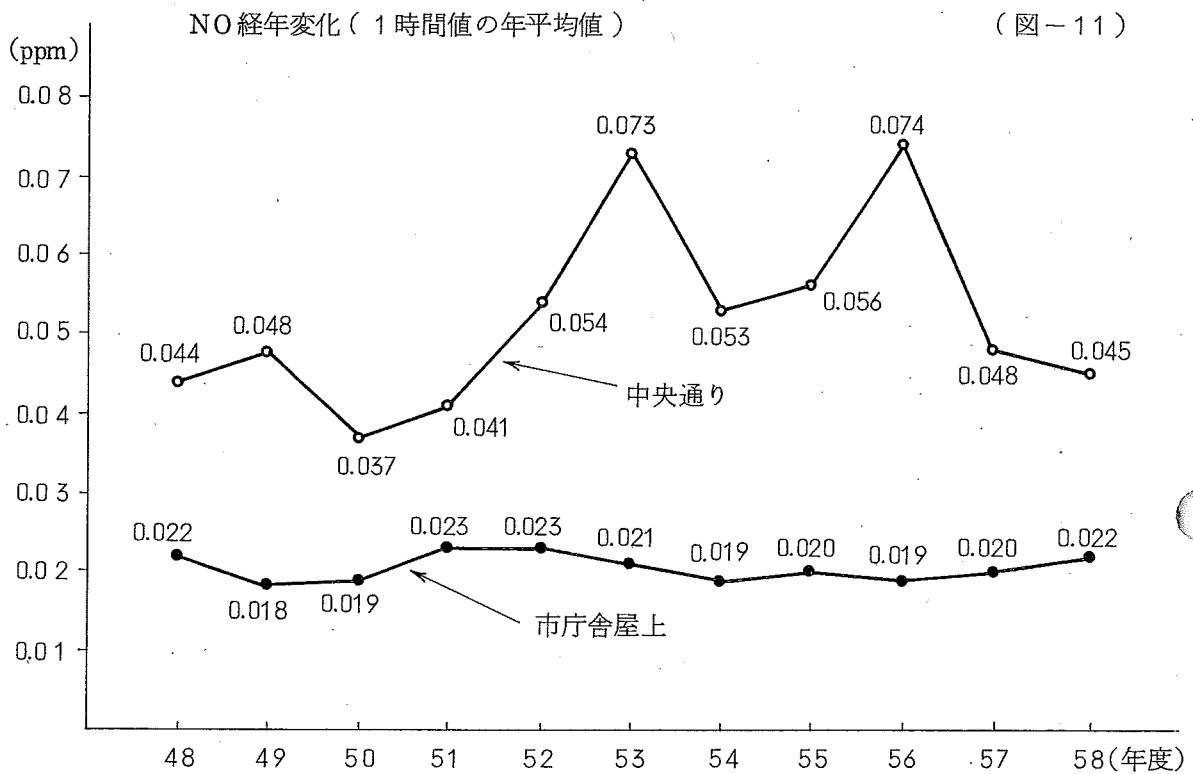
一酸化窒素については環境基準の設定はないが、年平均値の経年変化をみた場合、市庁舎屋上では数年間横ばい状況であり、中央通りにおいては測定当初より変動が激しく一定の傾向は表われていない。

一酸化窒素 (NO)

(表-5)

測定場所	市庁舎屋上	中央通り
有効測定日数	360日	366日
測定時間数	8,633時間	8,716時間
1時間値の年平均値	0.022 ppm	0.045 ppm





カ 二酸化窒素 (NO₂)

一酸化窒素、二酸化窒素という、いわゆる窒素酸化物は人体に対し、呼吸器系障害を与えるが、光化学スモッグの原因物質でもあり、工場・事業場に対する規制が昭和48年に着手され、以後規制基準の強化が図られている。

昭和58年度の測定結果の中で、市庁舎屋上は0.04ppm～0.06ppmのゾーン内であり基準を満足していたが、0.04ppmを超える日が360日測定中24日あった。中央通りは0.04ppmを超える日が366日中84日あり、1時間値の年平均値も中央通りが高い。

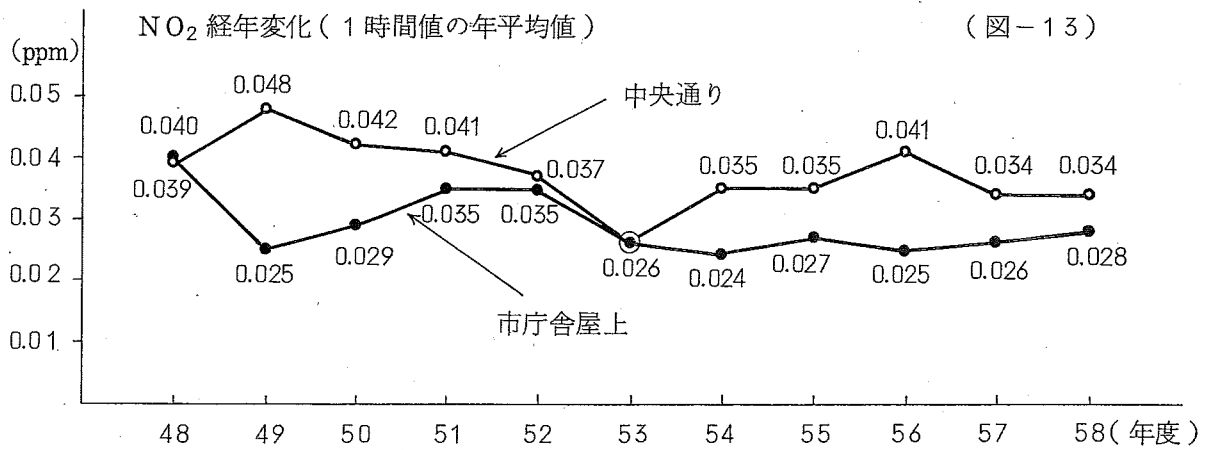
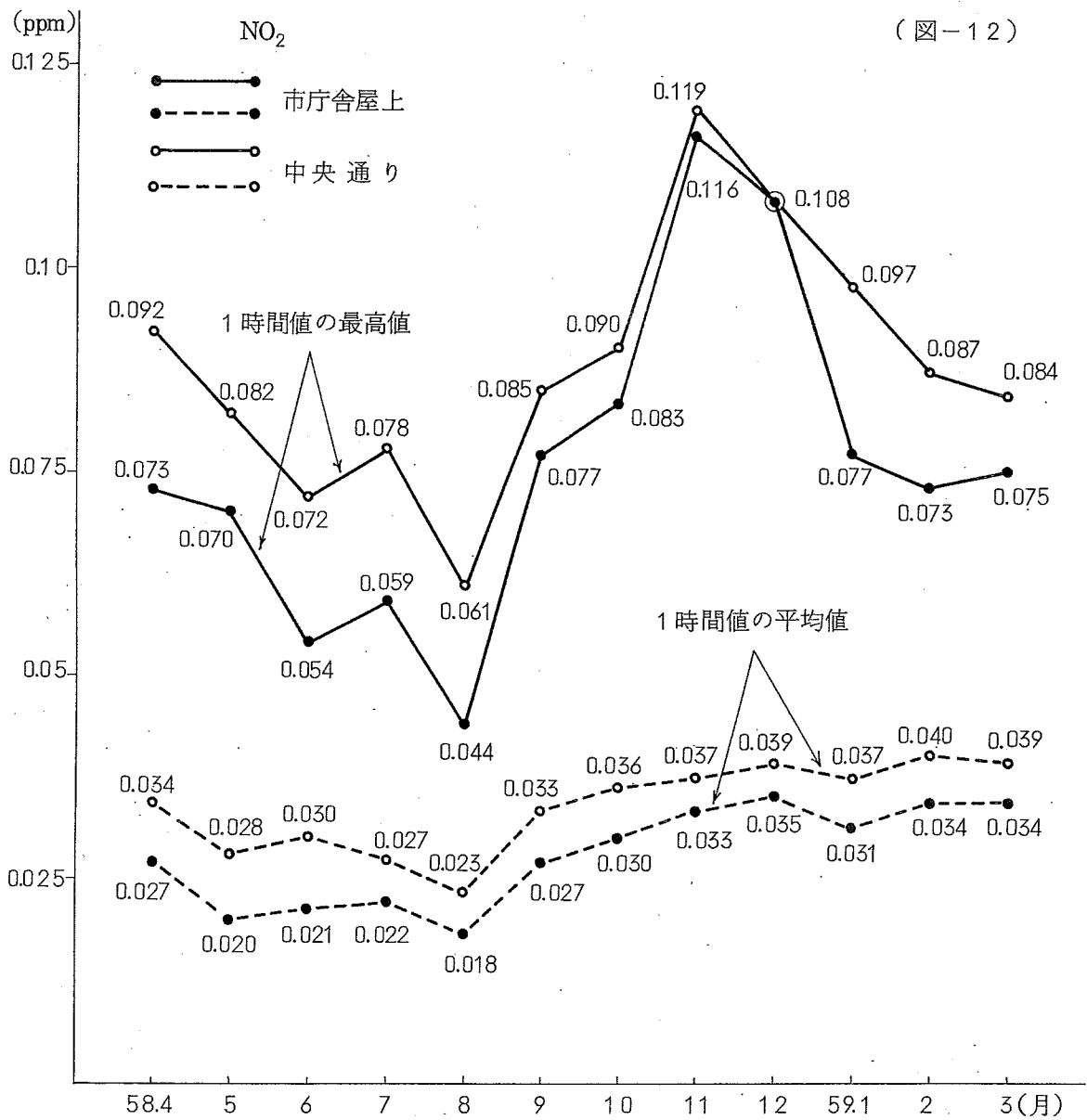
市庁舎屋上、中央通りのいずれも道路際で測定しているが中央通りは地上で測定している。

このことは、明らかに自動車排ガスの影響と考えられるので低NO_x 燃焼技術の導入や、排煙脱硝など技術的な改善のほか移動発生源を含めた更に一層の低減対策が望まれる。

二酸化窒素 (NO₂)

(表-6)

測定場所	市庁舎屋上	中央通り
有効測定日数	360日	366日
測定時間	8,632時間	8,716時間
1時間値の年平均値	0.028ppm	0.034ppm
1時間値の日平均値が0.04ppmを超える日数と割合	24日(6.7%)	84日(23.0%)
1時間値の日平均値が0.06ppmを超える日数と割合	0日(0%)	0日(0%)



キ オキシダント (OX)

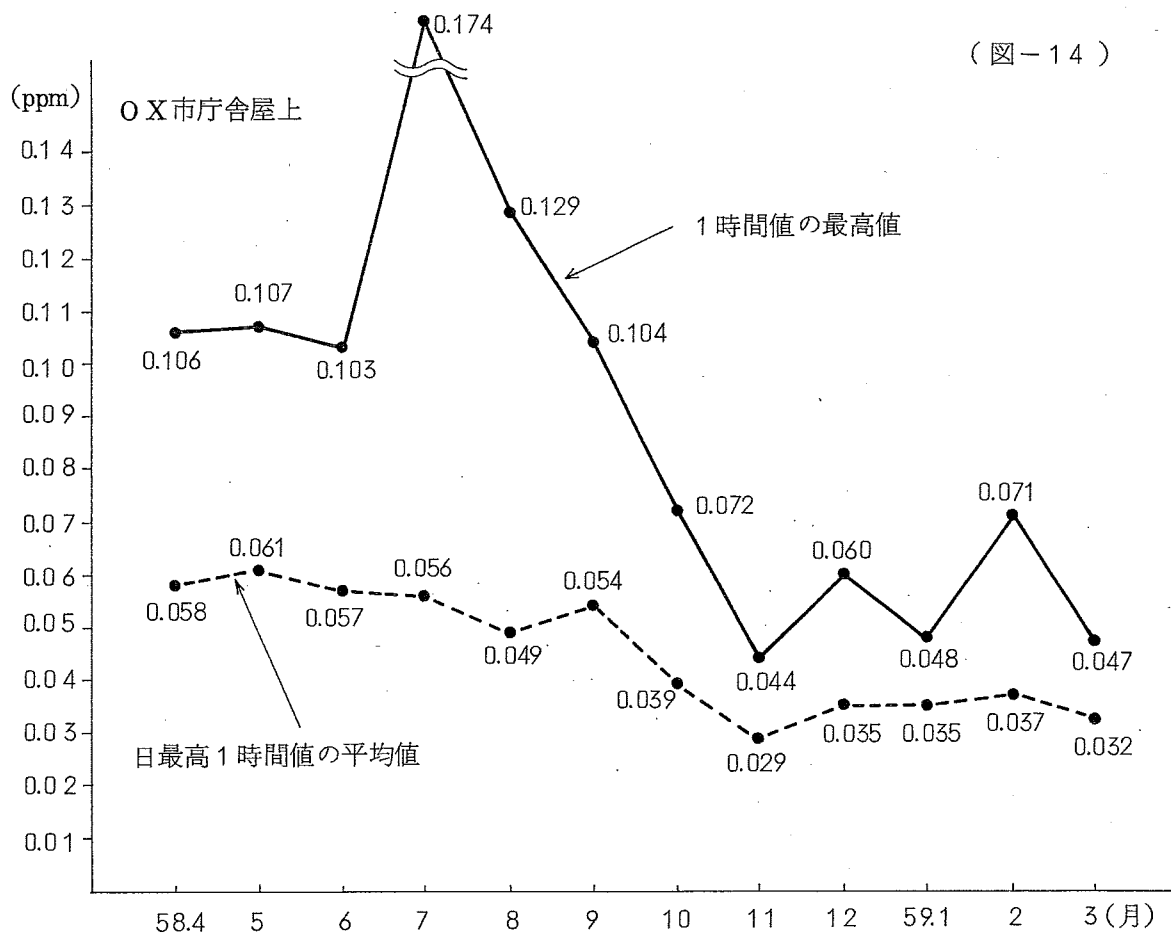
オキシダントは、工場や自動車の排出ガスなどに含まれている窒素酸化物と、ガス状の炭化水素系の物質が太陽の紫外線を受けて光化学反応をおこして生成された光化学スモッグの原因物質である。また、この物質は目やのどに対する刺激や、植物を枯らす等の被害を与える。

58年度の測定結果は、年平均値が例年とほぼ同値であったが環境基準を超える日数は前年より若干増加した。

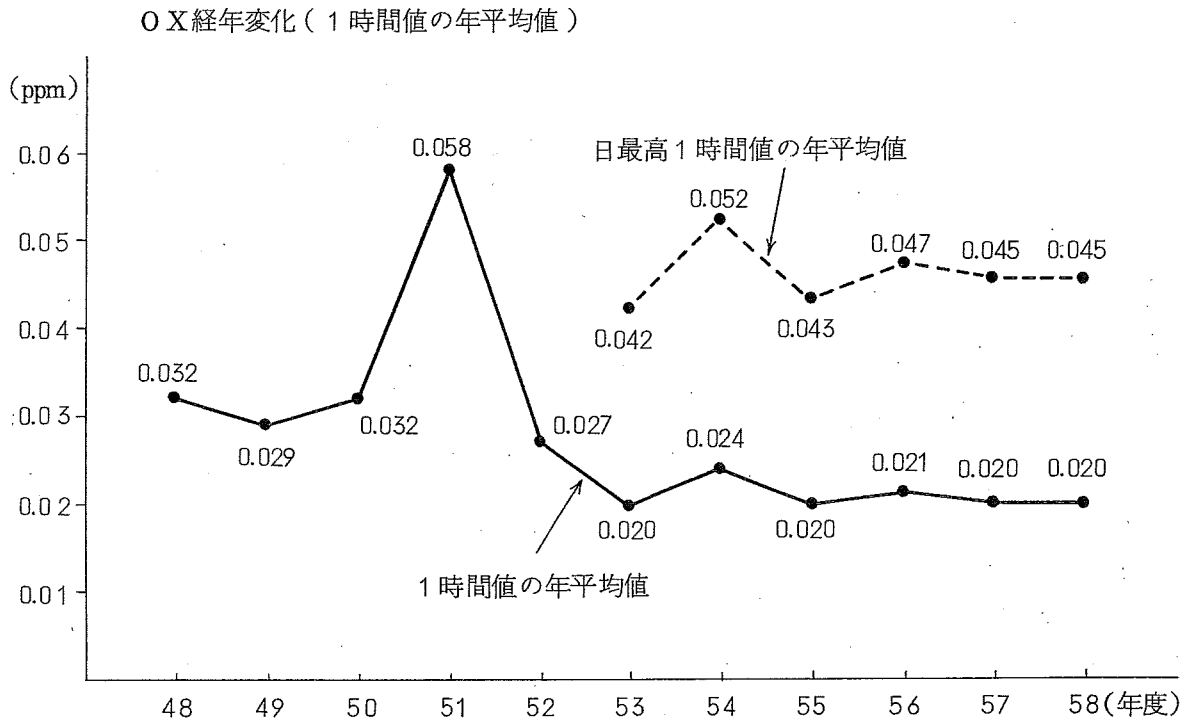
オキシダント (OX)

(表-7)

測定場所	市庁舎屋上
有効測定日数	352日
測定時間数	8,485時間
日最高1時間値の平均値	0.045 ppm
1時間値が0.06 ppmを超えた日数及びその割合	75日 (21.3%) 280時間 (3.4%)
1時間値が0.12 ppmを超えた日数及びその割合	2日 (0.6%) 4時間 (0.0%)
1時間値の年平均値	0.020 ppm



(図 - 15)



市内測定点の項目別経年変化表 (1 時間値の年平均値)

(表 - 8)

測定場所	測定項目	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度
市 庁 舎 屋 上	二酸化硫黄 (SO ₂) ppm	0.024	0.039	0.021	0.019	0.016	0.012	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007	0.008
	一酸化炭素 (CO) ppm	1.8	1.5	1.9	1.2	1.2	1.4	1.2	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	浮遊粒子状物質 (Dust) mg/m ³	0.098	0.083	0.060	0.060	0.060	0.060	0.061	0.064	0.066	0.055	0.052	0.050
	一酸化窒素 (NO) ppm	0.024	0.022	0.018	0.019	0.023	0.023	0.021	0.019	0.020	0.019	0.020	0.022
	二酸化窒素 (NO ₂) ppm	0.034	0.040	0.025	0.029	0.035	0.035	0.026	0.024	0.027	0.025	0.026	0.028
	オキシダント (OX) ppm	0.035	0.032	0.029	0.032	0.058	0.027	0.020	0.024	0.020	0.021	0.020	0.020
中 央 通 り	一酸化炭素 (CO) ppm	4.9	3.8	4.3	5.1	4.4	3.1	2.4	1.7	1.8	2.0	1.4	1.5
	浮遊粒子状物質 (Dust) mg/m ³	0.097	0.228	0.110	0.080	0.080	0.060	0.055	0.063	0.066	0.057	0.062	0.050
	一酸化窒素 (NO) ppm	0.048	0.044	0.048	0.037	0.041	0.054	0.073	0.053	0.056	0.074	0.048	0.045
	二酸化窒素 (NO ₂) ppm	0.033	0.039	0.048	0.042	0.041	0.037	0.026	0.035	0.035	0.041	0.034	0.034

・大気の汚染に係る環境基準について

大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準

・環境基準

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が、0.06 ppm以下であること。

※ 工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

(3) 光化学スモッグ

昭和45年東京都に発生した光化学スモッグは、翌昭和46年厚木市の玉川中学校の生徒にも被害が発生し、全国的に大きな社会問題になっている。

光化学スモッグ発生メカニズムは十分解明されたとはいえないが、工場や自動車の排出ガスなどに含まれている窒素酸化物と、ガス状の炭化水素系物質が太陽の紫外線のもとで光化学反応をおこし、二次的産物であるオキシダントを生成し、これが光化学スモッグの原因となり目やのどに対する刺激や、植物が枯れる等の被害が発生するといわれている。

光化学スモッグの発生は気象条件に左右されやすく、次のような条件が重なる夏期は特に発生しやすい。

- 天候が晴で日射量が多い
- 最高気温が25℃以上
- 風速が3 m/秒以下
- 視程が悪く4～6 km以下

ア 光化学スモッグの発生状況

昭和58年度は県下に15回の緊急時措置(注意報)が発令され、うち厚木市の属する※県央地域には10回発令された。

県下における15回の発令回数は過去10年間の県下の平均発令回数(18.2回)を2.2回下回っていたが、県央地域における発令回数は過去10年間の平均発令回数(7.5回)を2.5回上回っていた。

また、県下の発令回数に対する県央地域の発令回数の比率(%)は過去の平均が29%であるのに対し、本年度は67%と多い結果となった。

したがって58年度の光化学スモッグは内陸での発令が多い状況であった。

被害状況は県下で497人と昨年及び53年に続き、過去3番目に少ない年度となり、市内の被害者は全くなかった。

※ 県央地域とは、厚木市・相模原市・座間市・大和市・伊勢原市・秦野市・海老名市・綾瀬市・愛川町を総称する。

昭和58年度光化学スモッグ注意報発令状況

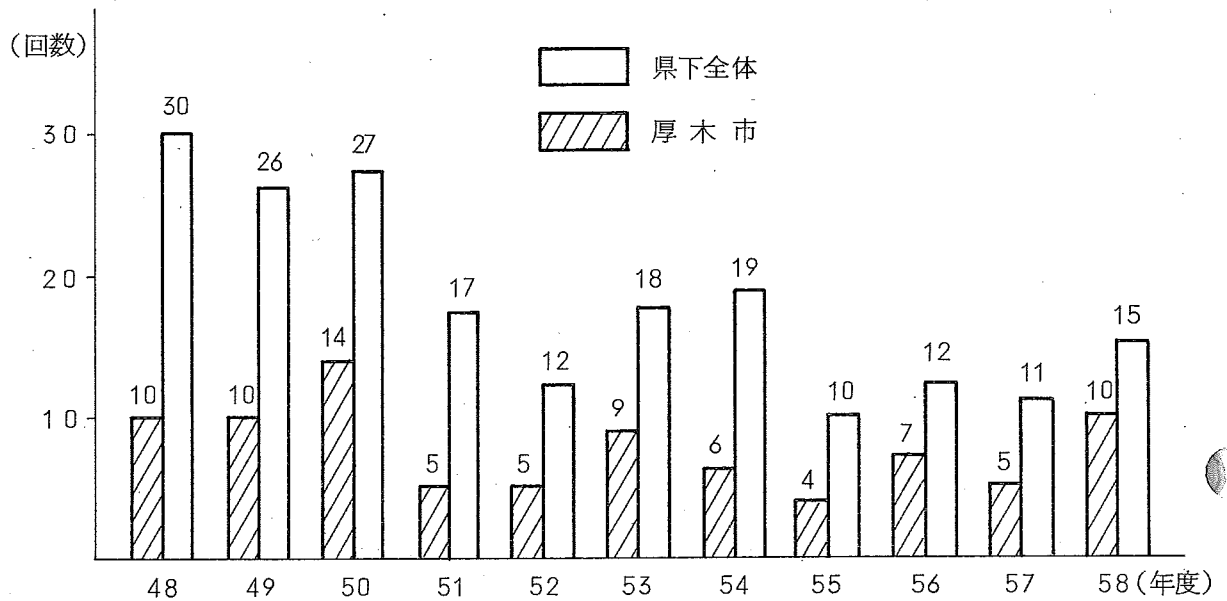
(表-10)

回数	年 月 日	曜日	発令地域	発令時間	オキシダント最高濃度(ppm)
①	58. 4. 25	月	県 央 西 湘	13:20~16:20 14:20~17:20	伊勢原 0.15 小田原 0.14
2	58. 5. 22	日	横 浜 川 崎 横 須 賀 三 浦 湘 南	13:20~15:20 " " " "	都 田 0.12 中原・高津 0.12 西部支所 0.12 三 浦 0.13 逗 子 0.15
③	58. 6. 10	金	西 湘 県 央	14:20~16:20 15:20~16:20	小田原 0.13 伊勢原 0.13
4	58. 6. 15	水	西 湘 湘 南	13:20~16:20 13:20~15:20	小田原 0.12 茅ヶ崎 0.14
⑤	58. 7. 19	火	湘 南 横 浜 県 央 西 湘 県 北	12:20~16:20 " 12:20~17:50 13:20~17:50 15:20~17:50	平 塚 0.17 磯 子 0.13 伊勢原 0.17 小田原 0.18 津久井 0.13
6	58. 7. 25	月	横 須 賀	12:20~14:20	横 須 賀 0.13
⑦	58. 7. 27	水	県 央	13:20~16:20	相模原 0.14
⑧	58. 7. 28	木	県 央	13:20~15:20	相模原 0.12
⑨	58. 8. 4	木	県 央 西 湘	13:20~16:20 13:20~15:20	相模原 0.13 小田原 0.15
⑩	58. 8. 9	火	県 央 三 浦 横 須 賀	14:20~17:20 " 15:20~17:20	伊勢原 0.14 三 浦 0.13 久里浜 0.12
11	58. 8. 11	木	西 湘 川 崎	12:20~14:20 14:20~15:20	小田原 0.14 百合ヶ丘 0.14
⑫	58. 8. 30	火	横 須 賀 横 浜 県 央	12:20~15:20 14:20~16:20 "	横 須 賀 0.17 中区本牧 0.14 大和市 0.12
13	58. 9. 2	金	西 湘	13:20~15:20	小田原 0.12
⑭	58. 9. 4	日	川 崎 県 央	14:20~16:20 "	幸保健所 0.14 相模原 0.13
⑮	58. 9. 5	月	県 央	14:20~16:20	相模原 0.15

(注) 回数欄の数字に丸囲みは、県央地域が該当しているもの

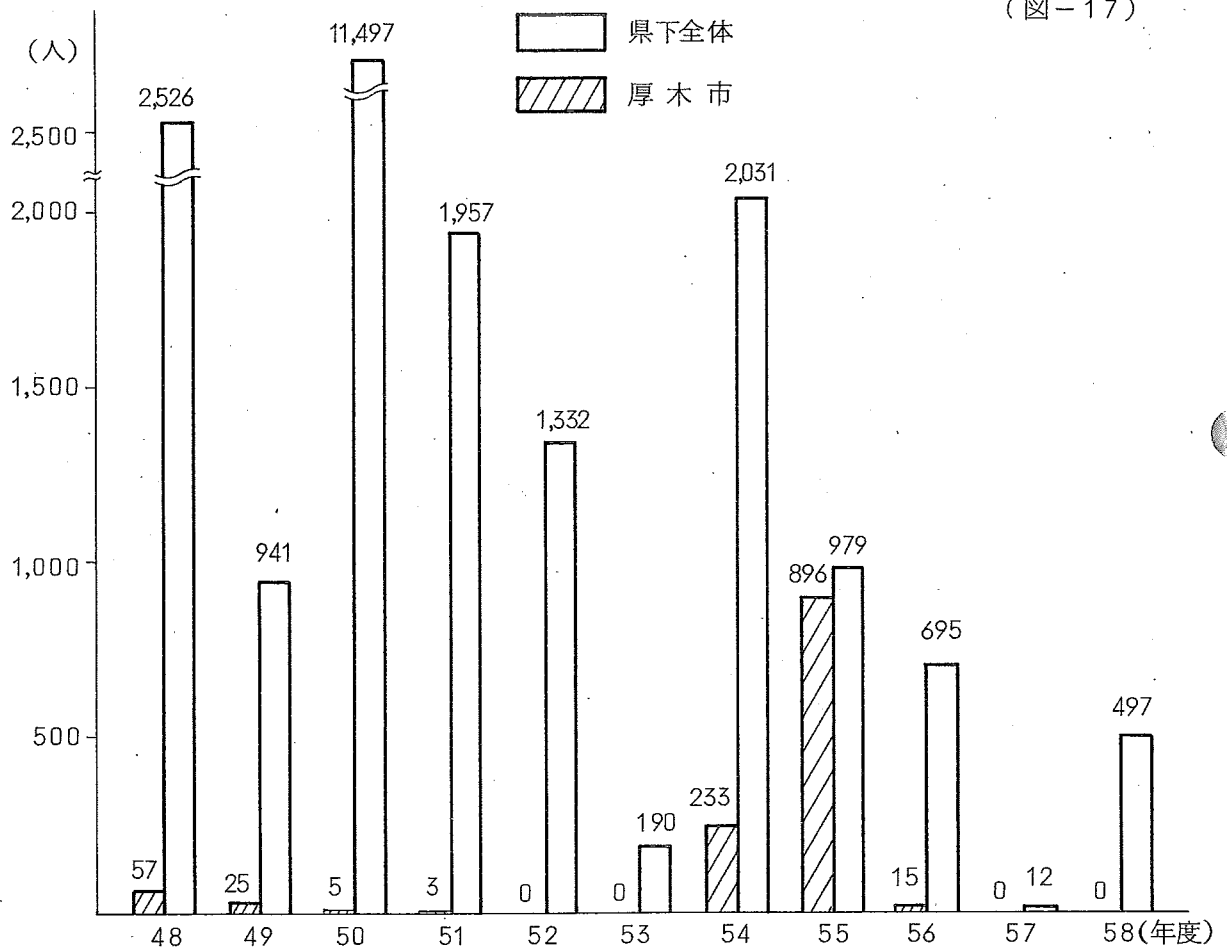
光化学スモッグ注意報等発令回数の推移

(図-16)



光化学スモッグによる被害状況の推移

(図-17)



イ 光化学スモッグ対策

光化学スモッグによる被害防止のため、神奈川県では、昭和46年5月「光化学公害緊急時の暫定措置要綱」を定め、緊急時の体制を整備するとともに、47年6月には「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」を制定施行した。厚木市においても、昭和46年7月に「厚木市光化学スモッグ公害対策実施要綱」を定め、その後、更にこの体制を強化するため、昭和58年4月に全面改正を行い、新たに「厚木市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」とし、県から注意報等の緊急時措置が発令された際の被害防止の措置を定めている。

市は、緊急時措置発令の情報を県からテレファックス（自動伝送装置で、市安全対策課内に設置してある。）により受けた場合は、それを市民に迅速かつ的確に周知し、光化学スモッグによる被害防止措置を早急に実施する必要がある。

このため、市では次のような方法で情報の周知を図っている。

〔一般市民〕

- 防災行政無線による放送
市内213箇所に設置された無線網を使用する。これは、昭和57年度より運用を開始したものである。
- 吹流し（緑黄色）の掲揚
市庁舎屋上、市立小・中学校（小鮎小は小鮎中と併用）に長さ約5mの吹流しを掲げる。
- 「光化学スモッグ注意報発令中」等の表示板の掲示
市内16箇所に表示板を掲示する。
掲示場所は、次のところ。市庁舎・市消防本部・市保健センター（婦人会館）・本厚木駅舎内市役所連絡所・市立荻野・小鮎公民館・市営グラウンド・市営玉川野球場・市文化会館・市農協依知・相川支所・東急ストア・イトーヨーカドー・あづまストア（吾妻団地）・スーパーかながわ（及川団地）・イリクストア（緑ヶ丘団地）
- 県テレホン・サービス（電話番号045-212-3211）
緊急時措置発令等の情報を刻々判りやすく的確に知らせるため、テレホン・サービス装置を設置してある。
- テレビ・ラジオによる情報提供
テレビ神奈川（TVK） 平日 午後1時のニュースのとき。
ラジオ日本（JORF）
午前10時のニュースの後。その後は、状況に合せ随時に放送。

〔学校・保育所（園）・幼稚園〕

- 小・中学校への周知
安全対策課より教育委員会学務課を通じて周知する。なお、市域内の高校へは、県当局が県学校担当組織により周知する。
- 保育所（園）
安全対策課より児童課を通じて周知する。
- 幼稚園
安全対策課より周知する。

光化学スモッグ緊急時の発令基準

（表-11）

予 報			注 意 報	警 報	重大緊急時警報
前日(午後5時)	当日(午前10時)	特 別 (随時)			
注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあると予測したとき			1時間値 0.12 ppm 以上である大気の汚染の状態になったとき	1時間値 0.24 ppm 以上である大気の汚染の状態になったとき	1時間値 0.4 ppm 以上である大気の汚染の状態になったとき

緊急時等の措置

(表-12)

予報		注意報	警報	重大緊急時警報
前日	当日及び特別			
<p>1 ばい煙排出者に対し</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底し、不要不急の燃焼を中止すること。</p> <p>(2) 翌日午前6時から通常燃料使用量の削減若しくは同程度の措置、燃焼を伴わずに窒素酸化物が発生する作業の自しゅく及び炭化水素系物質を取り扱っている場合は、その排出防止に努めること。</p> <p>について協力を要請する。</p> <p>2 一般県民に対し</p> <p>(1) 自動車の使用の自しゅく</p> <p>(2) 外出の自しゅく</p> <p>(3) 学童生徒の過激な運動の自しゅく</p> <p>について協力を要請する。</p>	<p>1 主要ばい煙排出者に対し、ばい煙減少計画の注意報段階の措置を実施することについて協力を要請する。</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること。</p> <p>(2) 不要不急の燃焼を中止すること。</p> <p>について協力を要請する。</p> <p>3 一般県民に対し</p> <p>(1) 自動車の使用の自しゅく</p> <p>(2) 外出の自しゅく</p> <p>(3) 学童生徒の過激な運動の自しゅく</p> <p>について協力を要請する。</p>	<p>第一種措置</p> <p>1 主要ばい煙排出者に対し</p> <p>(1) 原則として、通常燃焼使用量の20%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること</p> <p>燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自しゅくすること。</p> <p>炭化水素系物質を取り扱っている場合は、その排出防止に努めること。</p> <p>を勧告する。</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること。</p> <p>(2) 不要不急の燃焼を中止すること。</p> <p>を勧告する。</p> <p>3. 自動車使用者に対し、必要に応じ、発令地域を通過しないことを要請する。</p> <p>4 一般県民に対し</p> <p>(1) 自動車の使用、外出の自しゅく</p> <p>(2) 学童、生徒の過激な運動の自しゅく</p> <p>を要請する。</p>	<p>第二種措置</p> <p>1 主要ばい煙排出者に対し</p> <p>(1) 原則として、通常燃料使用量の25%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること。</p> <p>(2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自しゅくすること。</p> <p>(3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合は、その排出防止に努めること。</p> <p>を勧告する。</p> <p>2 1以外のばい煙排出者に対し</p> <p>(1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること。</p> <p>(2) 不要不急の燃焼を中止すること。</p> <p>を勧告する。</p> <p>3. 自動車使用者に対し、必要に応じ、発令地域を通過しないことを要請する。</p> <p>4 一般県民に対し</p> <p>(1) 自動車の使用、外出の自しゅく</p> <p>(2) 学童、生徒の過激な運動の中止</p> <p>を要請する。</p>	<p>第三種措置</p> <p>1 ばい煙排出者に対し</p> <p>(1) 原則として、通常燃料使用量の40%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること</p> <p>を命令する。</p> <p>(2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業中止を勧告する。</p> <p>(3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合は、その作業の中止を勧告する。</p> <p>2 必要に応じ、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請する。</p> <p>3. 一般県民に対し</p> <p>(1) 自動車の使用の自しゅく</p> <p>(2) 外出の自しゅく</p> <p>(3) 学童、生徒の屋外運動の中止</p> <p>を要請する。</p>

(4) 自動測定機によるオキシダント濃度調査

ア 玉川中学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 昭和58年4月1日～昭和59年3月31日

調査場所 厚木市小野301番地・市立玉川中学校

測定方法 京都電子工業(株)製OX-01型全オキシダント自動計測機を使用し、中性ヨウ化カリウム反応液による吸光光度法にて測定

調査結果 この調査は、昭和53年7月から測定を開始したが、昭和58年度のオキシダント濃度と環境基準とを比較した時、0.06ppmを超えた時間数が480時間あり全測定時間8,223時間に対し5.8%を占め、昨年度の6.7%よりやや少ない。

また、注意報発令基準値の0.12ppmを超えた時間数は全体で10時間あり、いずれも県央地域に注意報が発令された日で最高値は、7月19日の0.149ppmであった。

オキシダント測定結果(玉川中学校)

(表-13)

項目 月	0.06ppmを こえる時間数	全測定時間数	割合	0.12ppmを こえる時間数	1時間値の 最高値	1時間値の 平均値
4	112時間	712時間	15.7%	5時間	0.144ppm	0.039ppm
5	94	736	12.8	0	0.109	0.039
6	94	701	13.4	0	0.118	0.038
7	19	733	2.6	2	0.149	0.018
8	49	733	6.7	3	0.129	0.022
9	40	713	5.6	0	0.108	0.022
10	23	580	4.0	0	0.095	0.023
11	12	538	2.2	0	0.082	0.020
12	3	734	0.4	0	0.065	0.020
1	0	733	0	0	0.056	0.028
2	3	688	0.4	0	0.064	0.026
3	31	622	5.0	0	0.090	0.031
計	480	8223		10	—	—

年 度	56	57	58
1時間値の年平均値	0.027ppm	0.028ppm	0.027ppm
4月～10月までの1時間値平均値	0.027ppm	0.031ppm	0.029ppm

イ 北小学校におけるオキシダント濃度調査

調査期間 昭和58年4月1日～昭和59年3月31日

調査場所 厚木市山際660番地・市立北小学校

測定方法 京都電子工業(株)製OX-01型全オキシダント自動計測機を使用し、中性ヨウ化カリウム反応液による吸光光度法にて測定

調査結果 この調査は、昭和54年9月から測定を開始したが、昭和57年度のオキシダントの環境基準と比較した時、0.06ppmを超えた時間数が579時間あり全測定時間7,726時間に対して7.5%を占め、昨年度の8.7%を下回った。しかし、0.12ppmを超えた日数が10日間あり、この内5日間については県央地域に注意報が発令されなかった日に高濃度になったもので、今後の対応が望まれる。

オキシダント測定結果(北小学校)

(表-14)

項目 月	0.06 ppmを こえる時間数	全測定時間数	割 合	0.12 ppmを こえる時間数	1時間値の 最 高 値	1時間値の 平 均 値
4	115時間	650時間	17.7%	6時間	0.148 ppm	0.035 ppm
5	175	679	25.8	7	0.145	0.045
6	93	529	17.6	5	0.125	0.037
7	46	702	6.6	3	0.172	0.024
8	64	676	9.5	7	0.147	0.023
9	41	705	5.8	1	0.124	0.020
10	25	727	3.4	0	0.103	0.017
11	3	551	0.5	0	0.069	0.017
12	2	708	0.3	0	0.064	0.018
1	0	731	0	0	0.041	0.013
2	5	626	0.8	0	0.065	0.021
3	10	442	2.3	0	0.067	0.029
計	579	7726		29	—	—

年 度	56	57	58
1時間値の年平均値	0.021ppm	0.027ppm	0.025ppm
4月～10月までの1時間値平均値	0.025ppm	0.031ppm	0.029ppm

(5) 自動測定期による窒素酸化物濃度調査

調査期間 昭和58年4月1日～昭和59年3月31日

調査場所 厚木市船子262番地・厚木市不燃物処理場

調査方法 京都電子工業(株)製NX-15型窒素酸化物自動計測機を使用し、ザルツマン試薬を用いる吸光光度法にて測定

調査結果 この調査は、昭和55年9月から開始したが、二酸化窒素の環境基準と測定結果を比較した時、次のとおりである。

二酸化窒素の環境基準は0.04～0.06ppm以内となっており、これを超えた日数が57日で全測定日数325日に対し17.5%を占めていた。一昨年は4.2%で、昨年は8.7%で年々悪化の傾向が懸念されるが、年平均値でも、昨年を若干上回る結果となった。

一酸化窒素については環境基準が設定されていないが窒素の誘導体であり二酸化窒素に変化しやすい。

本年度の1時間値の年平均値は、0.131ppmで昨年度を若干下回る結果となった。

二酸化窒素測定結果(不燃物処理場)

(表-15)

項目 月	1時間値の1日平均 値が0.06ppmを 超える日数	全測定日数 (時間)	割 合 (%)	1時間値の 月平均値	1時間値の 最高値
4	0日	30日(713時間)	0	0.047ppm	0.105ppm
5	0	25(606)	0	0.046	0.109
6	2	24(589)	8.3	0.049	0.115
7	0	31(739)	0	0.041	0.113
8	0	30(723)	0	0.039	0.108
9	0	22(654)	0	0.045	0.116
10	6	27(675)	22.2	0.050	0.124
11	11	27(675)	40.7	0.056	0.134
12	11	24(598)	45.8	0.059	0.137
1	5	31(737)	16.1	0.051	0.119
2	11	29(688)	37.9	0.061	0.125
3	11	31(734)	35.5	0.057	0.109
計	57	331(8131)	平均値 17.2	年平均値 0.050	年最高値 0.137

一酸化窒素測定結果

(表-16)

年 度	56	57	58
有効測定日数	361日	354日	325日
測定時間数	8,545時間	8,326時間	7,989時間
1時間値の平均値	0.124ppm	0.139ppm	0.131ppm

(6) 燃料抜取り調査（重油抜取り調査）

硫黄酸化物による大気汚染は、法・条例の規制により、各工場等からの排出量が個々に定量化され、また低硫黄含有燃料への切替等により、大幅に改善されてきている。

この調査は、県公害防止条例に規定する排煙発生施設を有する工場等で燃料に重油を使用しているところを対象に、硫黄酸化物排出規制値の遵守の有無及び申請値以下の硫黄分の重油を使用しているかについて調査をしたものである。

今年度は、夏期と冬期の2回に分けて調査を実施し、夏期の対象は、年間を通じて重油を使用しているところ、冬期は暖房用を目的としているところを主な対象とした。

調査対象は、59社であり、そのうち硫黄酸化物排出規制値を上回る工場はなく、申請値以上の重油を使用していた工場等は1社であった。

違反工場に対しては是正指導を行った。

○調査期間

夏期 昭和58年8月30日～58年9月27日

冬期 昭和59年1月10日～59年1月25日

○調査分析方法

調査は予告なしの抜取り方法で、分析は非分散けい光エックス線分析方法による。

調査結果表 (表-17)

調査工場数	申請以下の工場等数	違反工場等数
夏 16	16	0
冬 43	42	1
計 59	58	1

7 水 質 汚 濁 の 状 況

(1) 概 況	47
(2) 河川水質調査	47
(3) 玉川通日水質調査	63
(4) 工場排水調査	70

7 水質汚濁の状況

(1) 概況

厚木市内には県民の飲料水、農業用水、或いはレクリエーションなど広く利用されている相模川を始め、その支流の中津川、小鮎川、荻野川、恩曾川、及び玉川の中小六河川が流れており、寒川取水堰より上流の相模川水域は、特に水質の保全が要求される地域として、水質汚濁防止法や神奈川県公害防止条例により、工場等の排水が厳しく規制されている。

昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長に伴う相つぐ工場進出により深刻化していた水質汚濁の問題も、法の整備強化や公共下水道の促進等により有害物質による汚染は著しく改善されほぼ問題のない状況になっている。しかし、地域開発に伴う人口急増に起因した生活雑排水や家畜関係の排水等により、年4回の平均でBOD等の生活環境項目については、中津川以外の河川はすべて不適合であった。ここ数年の水質状況は横這い又は微増であり、公共下水道の整備はもとより生活雑排水対策を講じなければ水質が悪化することが予想される。

(2) 河川水質調査

本市における相模川水域は環境基準の類型上A類型であり、特に水質保全が要求されているため、汚濁状況の把握と今後の対策に資するため相模川ほか5河川の水質調査を実施した。

調査期間（採水日）

第1回（春期）昭和58年5月23日 第3回（秋期）昭和58年11月15日
第2回（夏期）昭和58年8月31日 第4回（冬期）昭和59年2月20日

採水地点

相模川、中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川の上流及び下流（図-1）

○相模川

相模川は、源を遠く富士山麓の山中湖に発しており、山梨県南部から神奈川県に入り、相模湖、津久井湖を経て相模川となり、厚木市内で中津川、小鮎川、玉川と合流し平塚市内を流下し相模湾に流入している。

相模川が本市域を流下する延長距離は約16kmであるが、この河川は上水道、農業用水、漁業、レクリエーション等多方面に利用されており、特に県民の水ガメとして相模湖、津久井湖で取水するほか、下流の寒川で取水しているため、一層の水質保全が要求されている。

58年度の測定結果は、健康項目はいずれも環境基準を満足しているが、生活環境項目においてBOD（第1回第2回上流、第2回下流を除く全測定時）、大腸菌群数（第4回上流を除く全測定時）、SS（第2回上下流）が環境基準を超えている。第2回夏期の調査は断続的降雨があり、泥土濁りによるものである。

※ 環境基準値は日間平均値で定められているが、測定値は任意の時間における測定であり、環境基準との正確な比較はできない。

○中津川

中津川は、丹沢山塊の唐沢堰、布川、本谷川、塩水川、青藤沢、八多沢、川音川、宮ヶ瀬

金沢、早戸川等の集水を源としており、清川村、愛川町を経て厚木市に入り相模大橋の上流地点で相模川に合流している。相模川支流の中では最も水量が豊富で、水質状況も良好であるため、漁業、農業用水等に利用されるとともに、中津溪谷等の景観を作りレクリエーションの場として広く利用されている。

昭和58年度の測定結果は、健康項目はいずれも環境基準内であるが、生活環境項目については、BOD（第4回下流）、大腸菌群数（全測定時）が環境基準を超えている。

※ 環境基準は相模川に設定されているものであるが、当市の河川はいずれも相模川に流入しているため、環境基準値を目標とし比較したものです。以下同じ。

○荻野川

荻野川は厚木市北部の西山が源となり南東へ流下し、途中小鮎川に流入する河川である。この河川は小河川であり水量も少なく流域で少量の汚濁水が流入しても大きな影響を受ける場合が多い。

昭和58年度の測定結果は、BOD（第1回・第2回上・下流及び第3回下流）、大腸菌群数（第4回上流を除く全測定時）が環境基準を超えている。

○小鮎川

小鮎川は、清川村の三峰山塊の8箇所沢と、谷太郎川、柿の木平川、法論川の3河川を源として東に流下し厚木市に入り、途中荻野川と合流して相模川へ流入している。

昭和58年度の測定結果は、BOD（第2回下流を除く全測定時）、SS（第3回下流）、大腸菌群数（全測定時）が環境基準を超えている。

この河川の流域は、養豚が多く行われており、近年は家畜排水に対しても法の規制が適用され、各事業主も排水処理施設を整備してきてはいるものの、汚濁負荷が高いため、これらの影響を受けてBODの値が高くなるものと思われる。

○恩曾川

恩曾川は、白山を水源とし南東に流下し、相川地区の八木間で玉川に合流している。6河川中では最も小さい河川であり、延長距離は約7km弱である。この河川は主に農業用水として利用されているが、途中畜産関係の排水も流入しており、58年度の測定結果は、BOD（第1回・第2回・第4回下流）、大腸菌群数（第4回上流を除く全測定時）が環境基準を超えている。

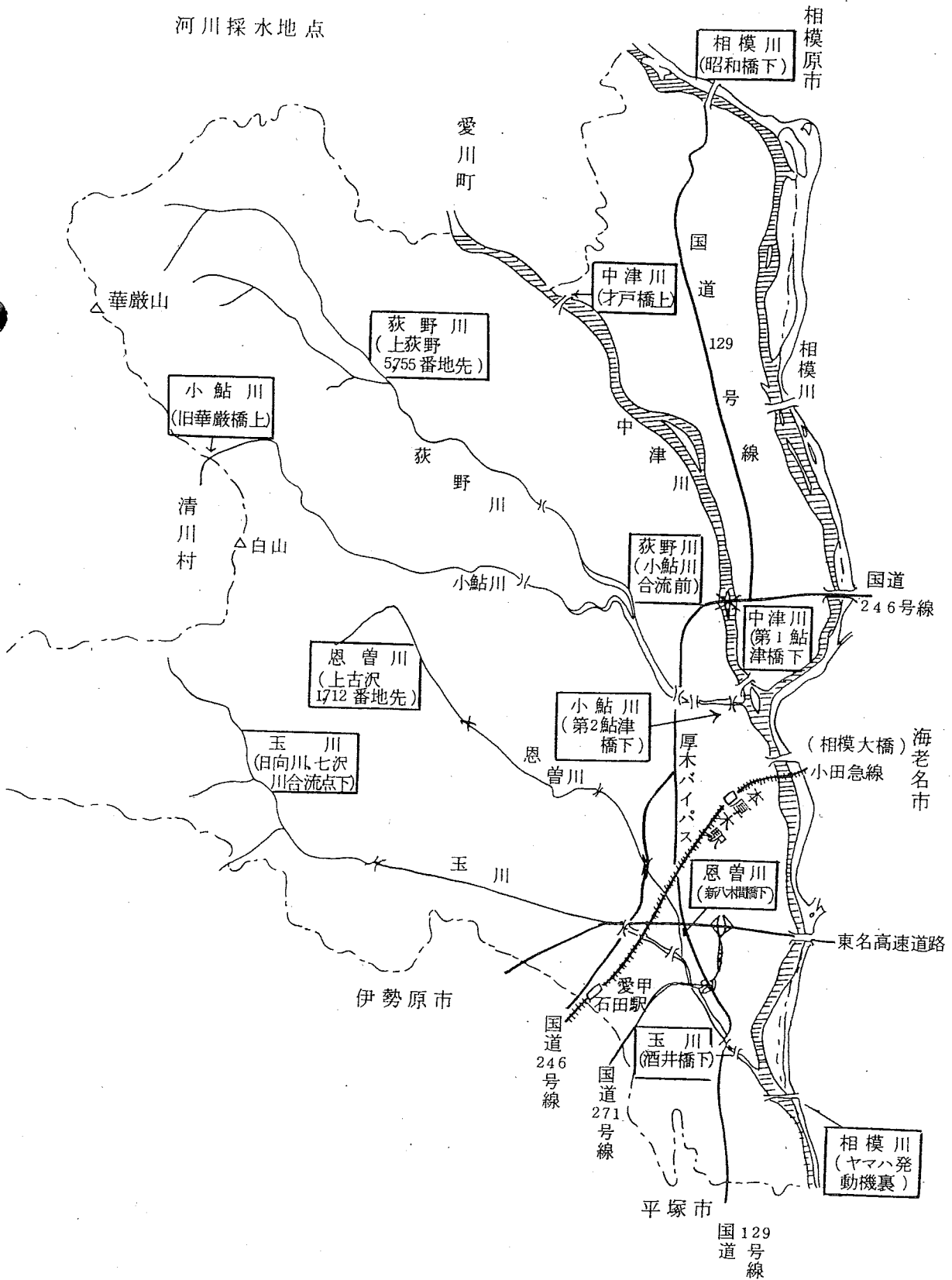
○玉川

玉川は、二の足沢、山の神沢を源に七沢川となり、七沢の土野橋付近で大山北部からの日向川と合流し、中屋、小野、愛甲を経て相川地区の八木間で恩曾川と合流し、下流の酒井橋下で相模川に流入している。

昭和58年度の測定結果は、BOD（第2回・第3回上流を除く全測定時）、大腸菌群数（全測定時）が環境基準を超えている。

(図-1)

河川採水地点



河川水質調査結果

(表-1-1)

項目	環境基準	河川名 測定地点 年月日	相模川							
			上流 (水管橋下)				下流 (ヤマハ発動機裏)			
			58.5.23	58.8.31	58.11.15	59.2.20	58.5.23	58.8.31	58.11.15	59.2.20
水温 (℃)	—	—	16.8	20.0	12.5	5.0	19.0	22.1	12.0	8.0
透視度 (cm)	—	—	20.5	9	>50.0	>50.0	29.0	13	>50.0	>50.0
P H	6.5以上 8.5以下	—	8.0	7.8	8.0	8.0	7.7	7.7	7.8	8.0
D O (mg/l)	7.5以上	—	9.9	8.5	10.6	12.4	8.9	9.0	10.0	12.1
B O D (mg/l)	2以下	—	1.7	0.2	2.1	2.5	2.2	0.1	2.4	3.8
C O D (mg/l)	—	—	1.6	1.5	1.5	1.3	2.1	2.1	1.7	3.7
S S (mg/l)	25以下	—	13	38	4.3	5.2	11	31	4.6	6.7
Nヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	—	0.7	—	不検出	—	不検出	—	不検出
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1000以下	—	1.4×10 ⁴	2.2×10 ³	2.3×10 ³	3.1×10 ²	7.0×10 ⁴	4.8×10 ³	1.7×10 ⁴	7.9×10 ³
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	—	0.3	0.1	不検出	0.3	0.2	不検出	0.2	0.5
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	0.02	0.03	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.07
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	0.9	3.4	1.9	3.0	1.2	3.6	2.9	4.4
シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
有機磷 (mg/l)	検出されないこと	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
鉛 (mg/l)	0.1以下	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
クロム(6価)(mg/l)	0.05以下	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
ヒ素 (mg/l)	0.05以下	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
総水銀 (mg/l)	0.0005以下	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
銅 (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	0.009	—	不検出	—	0.008	—	不検出
鉄 (mg/l)	—	—	—	0.40	—	0.050	—	0.23	—	0.090
マンガン (mg/l)	—	—	—	0.008	—	不検出	—	0.006	—	0.030
総クロム (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
弗素 (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
フェノール (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
ニッケル (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
全りん (mg/l)	—	—	0.071	0.063	0.063	0.063	0.13	0.10	0.15	0.16
りん酸態りん(mg/l)	—	—	0.07	0.045	0.04	0.040	0.08	0.057	0.09	0.13

(表-1-2)

項目	環境基準	河川名	中 津 川							
			測定地点				測定地点			
			年月日				年月日			
		上 流 (才戸橋上流30m先)				下 流 (第一船津橋)				
		58.5.23	58.8.31	58.11.15	59.2.20	58.5.23	58.8.31	58.11.15	59.2.20	
水温 (°C)	—	17.0	21.5	11.5	5.0	17.5	22.0	12.0	9.5	
透視度 (cm)	—	>5.00	>5.00	>5.00	>5.00	>5.00	>5.00	>5.00	>5.00	
P H	6.5以上 8.5以下	7.7	7.8	8.0	7.9	7.7	7.7	7.9	7.7	
D O (mg/l)	7.5以上	9.2	8.5	1.03	12.9	9.1	8.3	9.9	11.3	
B O D (mg/l)	2以下	1.0	0.1	2.0	3.0	0.5	0.1	1.5	2.0	
C O D (mg/l)	—	0.7	1.0	0.7	1.4	0.5	0.5	0.5	1.3	
S S (mg/l)	25以下	2	不検出	2.5	1.8	2	不検出	2.3	2.6	
Nヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1.000 以下	1.7×10 ⁴	1.3×10 ⁵	3.3×10 ⁴	2.6×10 ³	1.7×10 ³	2.7×10 ³	2.7×10 ³	1.3×10 ³	
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	0.1	不検出	不検出	0.3	不検出	不検出	不検出	0.1	
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	不検出	0.01	0.07	0.03	不検出	不検出	不検出	0.02	
硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.6	2.5	3.2	3.0	1.2	2.8	1.5	3.2	
シアン (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
有機磷 (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
カドミウム (mg/l)	0.01 以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
鉛 (mg/l)	0.1 以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
クロム(6価) (mg/l)	0.05 以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
ヒ素 (mg/l)	0.05 以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
総水銀 (mg/l)	0.0005 以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
銅 (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
亜鉛 (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	0.007	
鉄 (mg/l)	—	—	0.055	—	0.050	—	0.033	—	0.050	
マンガン (mg/l)	—	—	0.003	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
総クロム (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
弗素 (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
フェノール (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
ニッケル (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出	
全りん (mg/l)	—	0.095	0.038	0.032	0.063	0.044	0.015	0.063	0.061	
りん酸態りん (mg/l)	—	0.03	0.033	0.02	0.050	0.02	0.014	0.06	0.040	

(表-1-3)

項目	環境基準	河川名	荻野川								
			測定地点	上流				下流			
				(上荻野5,755番地先)				(小鮎川合流前)			
年月日	58.5.23	58.8.31	58.11.15	59.2.20	58.5.23	58.8.31	58.11.15	59.2.20			
水温 (°C)	—	17.3	21.5	13.0	4.0	19.5	24.0	13.0	12.0		
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0		
P H	6.5以上 8.5以下	7.8	8.6	7.9	7.8	7.8	8.0	8.1	7.4		
D O (mg/l)	7.5以上	8.8	9.5	10.2	11.6	8.9	10.5	10.7	12.6		
B O D (mg/l)	2以下	2.3	1.1	1.3	4.9	2.9	1.6	3.2	5.6		
C O D (mg/l)	—	2.2	2.9	1.1	7.4	2.9	3.0	3.5	6.2		
S S (mg/l)	25以下	1	1.0	1.7	1.9	7	14	4.9	8.3		
Nヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1.000以下	1.3×10^4	7.9×10^4	1.7×10^3	4.9×10^2	4.9×10^4	1.7×10^5	1.3×10^5	4.9×10^3		
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	0.2	不検出	0.2	2.6	0.1	不検出	0.2	0.6		
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.06	0.04	0.03	0.24	0.05	0.04	0.07	0.15		
硝酸性窒素 (mg/l)	—	3.0	5.1	5.5	3.4	5.0	4.1	6.3	6.0		
シアン (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
有機燐 (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
鉛 (mg/l)	0.1以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
クロム(6価) (mg/l)	0.05以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
ヒ素 (mg/l)	0.05以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
総水銀 (mg/l)	0.0005以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
銅 (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
亜鉛 (mg/l)	—	—	不検出	—	0.007	—	不検出	—	不検出		
鉄 (mg/l)	—	—	0.014	—	0.050	—	0.019	—	0.21		
マンガン (mg/l)	—	—	0.002	—	0.040	—	不検出	—	0.008		
総クロム (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
弗素 (mg/l)	—	—	不検出	—	0.2	—	不検出	—	0.1		
フェノール (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
ニッケル (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
全りん (mg/l)	—	0.71	0.25	0.25	0.98	0.31	0.14	0.14	0.20		
りん酸態りん (mg/l)	—	0.30	0.18	0.23	0.92	0.09	0.065	0.11	0.15		

(表-1-4)

項目	環境基準	河川名		小 鮎 川							
		測定地点	年月日	上 流 (旧華厳橋下)				下 流 (第二鮎津橋下)			
				58.5.23	58.8.31	58.11.15	59.2.20	58.5.23	58.8.31	58.11.15	59.2.20
水温 (°C)	—	1.65	2.13	9.5	3.0	18.5	24.1	13.0	11.0		
透視度 (cm)	—	>5.00	>5.00	4.65	27.0	>5.00	>5.00	14.0	34.0		
P H	6.5以上 8.5以下	7.8	7.8	7.7	8.0	7.8	7.9	7.7	7.8		
D O (mg/l)	7.5以上	8.8	8.1	9.6	11.8	8.0	9.4	9.6	10.9		
BOD (mg/l)	2以下	2.3	2.4	2.9	5.9	3.2	1.9	5.5	9.5		
COD (mg/l)	—	2.8	2.6	3.2	8.9	2.8	2.9	4.3	7.6		
SS (mg/l)	25以下	5	2.7	8.7	19	6	12	32	14		
Nヘキサン抽出物質 (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	0.7		
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1000以下	3.3×10^3	1.3×10^4	1.7×10^4	1.7×10^4	1.7×10^5	7.9×10^4	4.9×10^4	1.1×10^4		
アンモニア性窒素 (mg/l)	—	1.0	0.6	不検出	5.0	0.3	0.1	0.6	2.0		
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.10	0.19	0.15	0.04	0.10	0.10	0.16	0.14		
硝酸性窒素 (mg/l)	—	4.1	4.2	2.9	4.4	5.2	4.9	5.4	5.8		
シアン (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
有機磷 (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
カドミウム (mg/l)	0.01以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
鉛 (mg/l)	0.1以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
クロム(6価) (mg/l)	0.05以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
ヒ素 (mg/l)	0.05以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
総水銀 (mg/l)	0.0005以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
PCB (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
銅 (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
亜鉛 (mg/l)	—	—	0.011	—	不検出	—	不検出	—	0.009		
鉄 (mg/l)	—	—	0.009	—	0.060	—	0.060	—	0.090		
マンガン (mg/l)	—	—	0.004	—	0.040	—	不検出	—	0.030		
総クロム (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
弗素 (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
フェノール (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
ニッケル (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
全りん (mg/l)	—	1.0	0.59	0.47	0.62	0.48	0.23	0.43	0.45		
りん酸態りん (mg/l)	—	0.42	0.49	0.28	0.53	0.17	0.13	0.20	0.37		

(表-1-5)

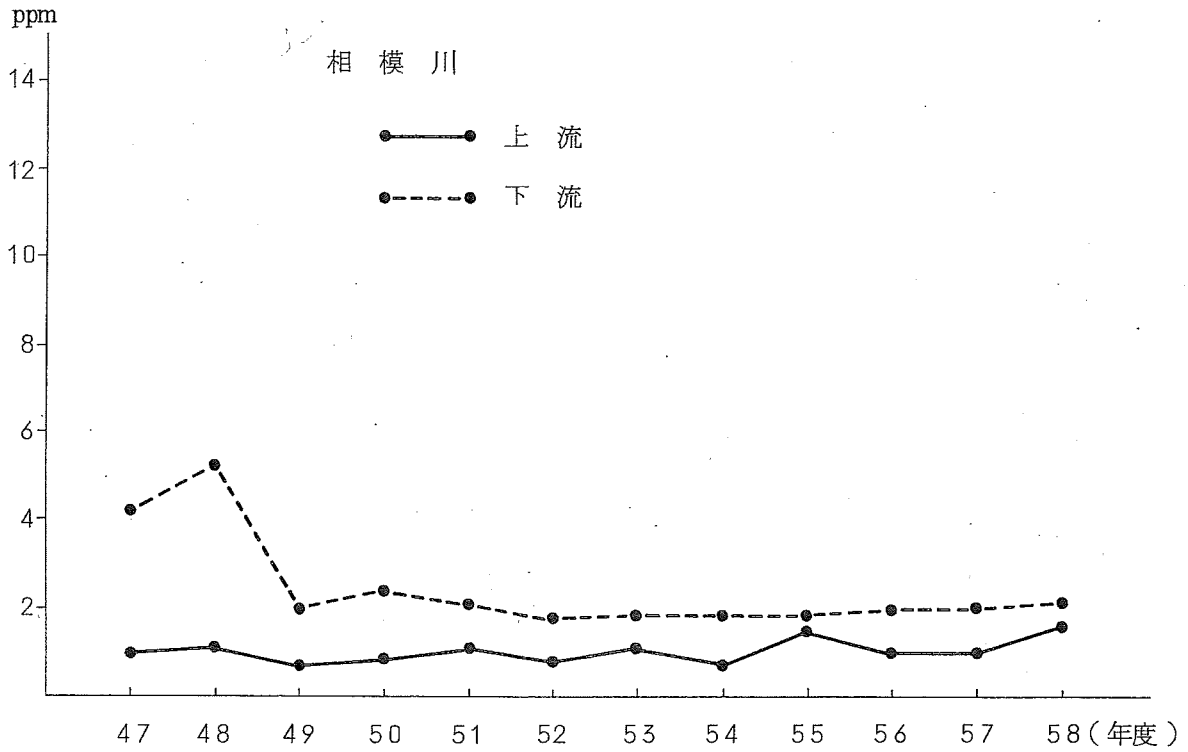
項目	環境基準	河川名 測定地点 年月日	恩 曾 川							
			上 流 (上古沢1712番地先)				下 流 (新八木間橋下)			
			58.5.23	58.8.31	58.11.15	59.2.20	58.5.23	58.8.31	58.11.15	59.2.20
水温 (°C)	—	—	16.0	20.0	11.2	6.0	20.0	25.0	12.0	11.0
透視度 (cm)	—	—	>5.0	>5.0	>5.0	>5.0	>5.0	>5.0	>5.0	>5.0
P H	6.5以上 8.5以下	—	7.5	7.5	7.7	7.8	7.7	7.5	7.9	7.8
D O (mg/l)	7.5以上	—	8.7	8.0	9.6	12.2	8.9	7.2	9.5	9.6
B O D (mg/l)	2以下	—	2.0	0.6	1.2	1.6	3.2	3.3	1.8	1.0
C O D (mg/l)	—	—	1.3	0.7	1.5	1.9	4.2	4.2	3.2	8.2
S S (mg/l)	25以下	—	7	3.0	1.9	1.5	14	22	3.8	9.4
Nヘキサ 抽出物質 (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	0.8	—	1.3
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1.000 以下	—	2.3×10^3	7.0×10^3	1.7×10^3	80	1.3×10^4	1.3×10^5	2.2×10^4	1.7×10^5
アンモニア性 窒素 (mg/l)	—	—	不検出	不検出	不検出	不検出	0.3	0.2	0.3	2.8
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	不検出	不検出	不検出	0.01	0.11	0.12	0.13	0.16
硝酸性窒素 (mg/l)	—	—	2.9	2.2	2.0	3.2	4.2	3.4	4.8	5.2
シアン (mg/l)	検出されないこと	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
有機燐 (mg/l)	検出されないこと	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
カドミウム (mg/l)	0.01 以下	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
鉛 (mg/l)	0.1 以下	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
クロム(6価)(mg/l)	0.05 以下	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
ヒ素 (mg/l)	0.05 以下	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
総水銀 (mg/l)	0.0005 以下	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
銅 (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
亜鉛 (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	0.054	—	0.027
鉄 (mg/l)	—	—	—	0.011	—	0.050	—	0.11	—	0.22
マンガン (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	0.14
総クロム (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
弗素 (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
フェノール (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
ニッケル (mg/l)	—	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出
全りん (mg/l)	—	—	0.068	0.038	0.032	0.016	0.25	0.24	0.19	0.54
りん酸態りん (mg/l)	—	—	0.03	0.027	0.02	0.010	0.11	0.091	0.15	0.45

(表-1-6)

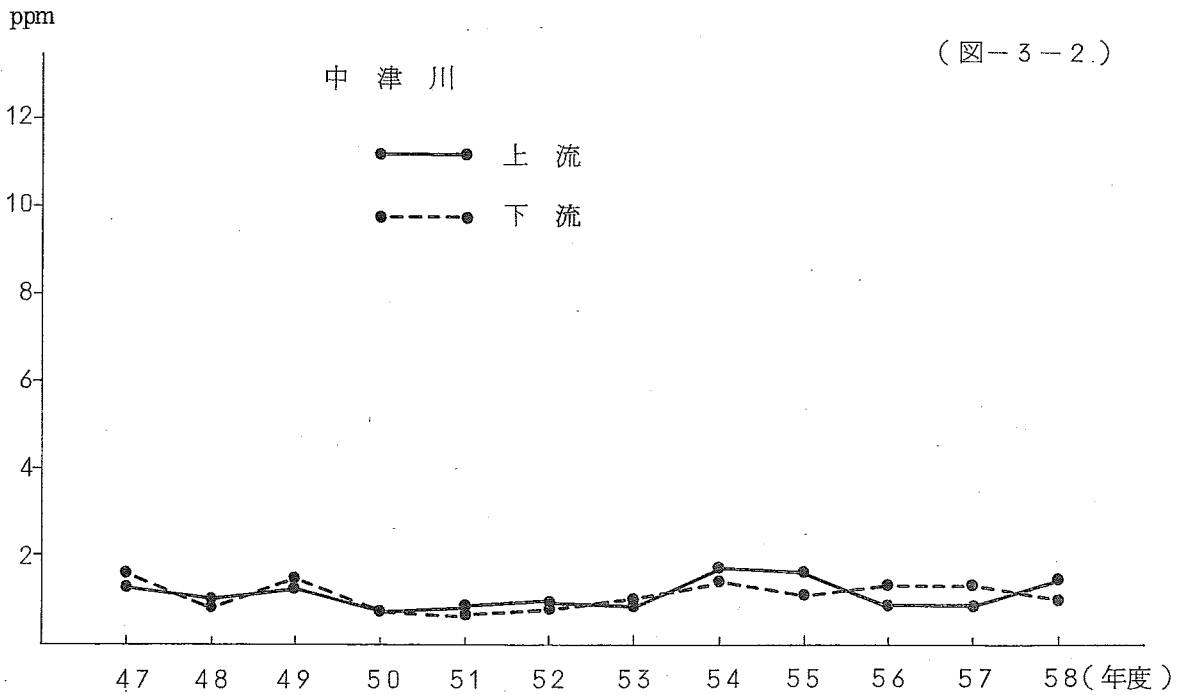
項目	環境基準	河川名		玉川							
		測定地点	上流				下流				
			(日向川・七沢川合流点下流20m)				(酒井橋下)				
年月日		58.5.23	58.8.31	58.11.15	59.2.20	58.5.23	58.8.31	58.11.15	59.2.20		
水温 (°C)	—	17.0	21.0	10.9	5.0	21.0	25.0	13.5	11.5		
透視度 (cm)	—	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	30.0		
P H	6.5以上 8.5以下	7.8	7.9	7.9	7.9	7.8	7.9	7.7	7.8		
D O (mg/l)	7.5以上	8.9	8.2	9.8	11.8	8.4	8.5	10.0	10.7		
B O D (mg/l)	2以下	2.8	0.9	1.9	4.7	3.2	2.4	2.9	7.8		
C O D (mg/l)	—	2.4	1.7	2.0	3.8	3.4	4.2	4.0	7.9		
S S (mg/l)	25以下	5	1.7	3.4	4.6	8	9.4	3.8	11		
Nヘキサ ン抽出物質 (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
大腸菌群数 (MPN/100ml)	1.000 以下	1.7×10 ⁴	2.4×10 ⁴	1.7×10 ³	4.9×10 ³	1.1×10 ⁴	1.3×10 ⁵	1.3×10 ⁴	2.6×10 ⁴		
アンモニア性 窒素 (mg/l)	—	0.2	0.1	0.2	0.6	0.3	0.3	0.4	1.9		
亜硝酸性窒素 (mg/l)	—	0.02	0.04	0.05	0.10	0.11	0.08	0.12	0.13		
硝酸性窒素 (mg/l)	—	2.4	3.9	3.1	4.1	4.0	3.5	4.4	4.1		
シアン (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
アルキル水銀 (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
有機燐 (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
カドミウム (mg/l)	0.01 以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
鉛 (mg/l)	0.1 以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
クロム(6価) (mg/l)	0.05 以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
ヒ素 (mg/l)	0.05 以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
総水銀 (mg/l)	0.0005 以下	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
P C B (mg/l)	検出されないこと	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
銅 (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	0.02	—	不検出		
亜鉛 (mg/l)	—	—	不検出	—	0.012	—	0.014	—	0.013		
鉄 (mg/l)	—	—	不検出	—	0.060	—	0.14	—	0.20		
マンガン (mg/l)	—	—	0.006	—	0.010	—	0.004	—	0.14		
総クロム (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
弗素 (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	0.4		
フェノール (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	不検出	—	不検出		
ニッケル (mg/l)	—	—	不検出	—	不検出	—	0.006	—	0.013		
全りん (mg/l)	—	0.085	0.10	0.11	0.19	0.20	0.22	0.21	0.43		
りん酸態りん (mg/l)	—	0.08	0.069	0.09	0.14	0.11	0.10	0.20	0.31		

河川別BODの経年変化

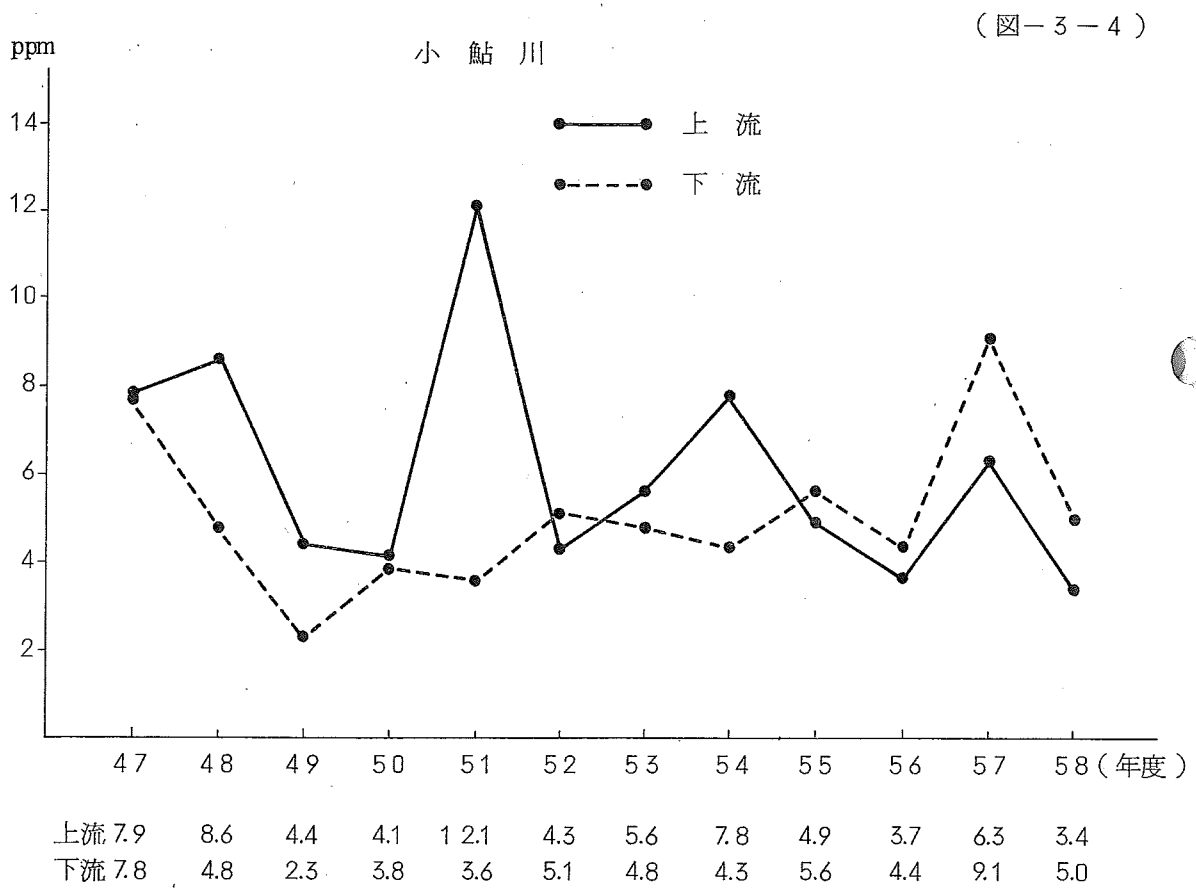
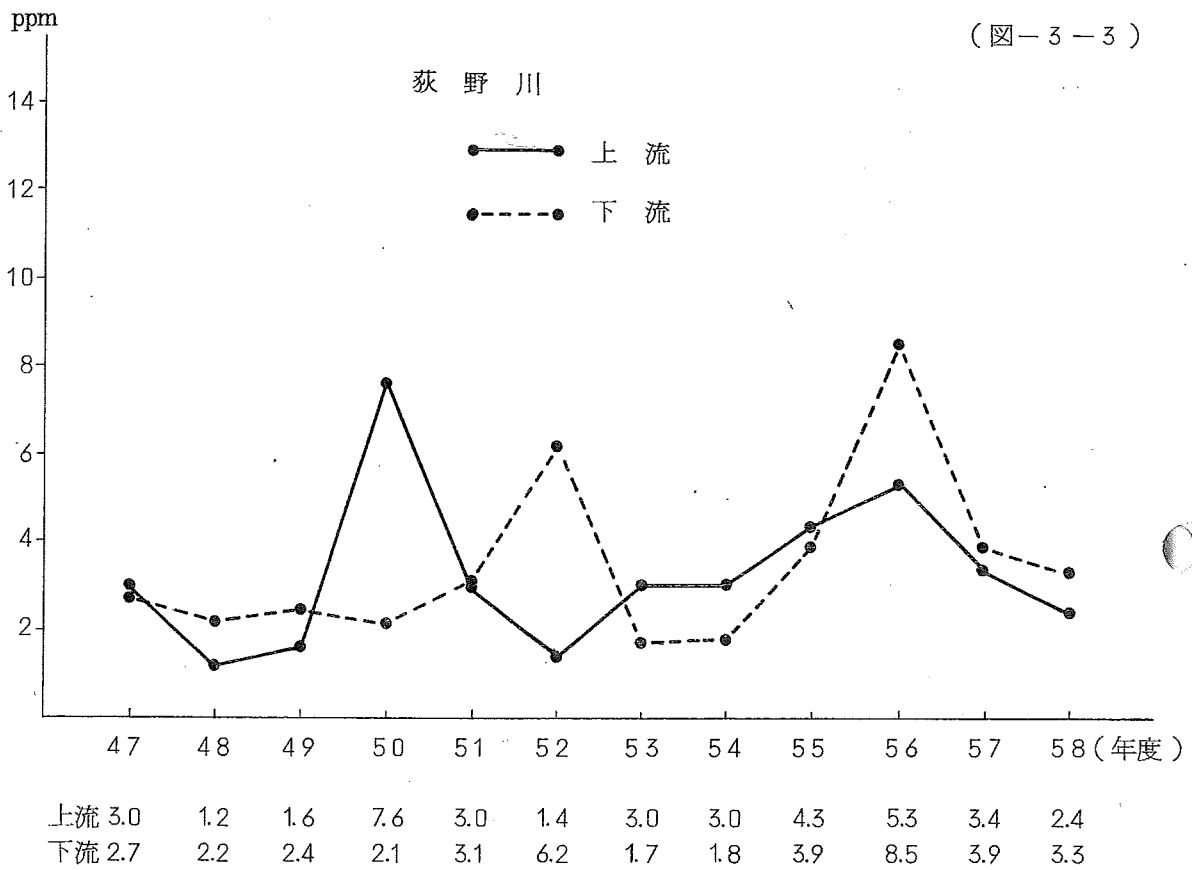
(図-3-1)

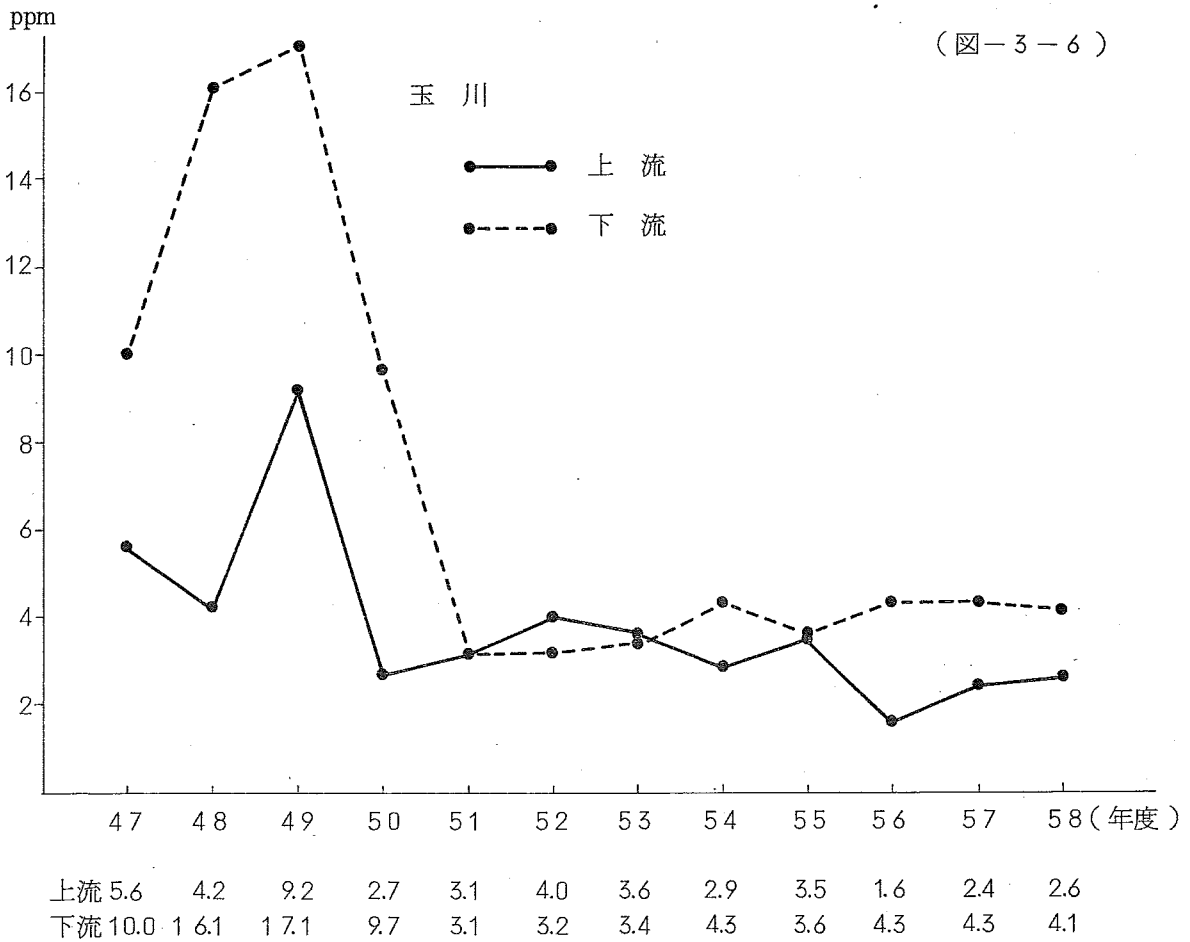
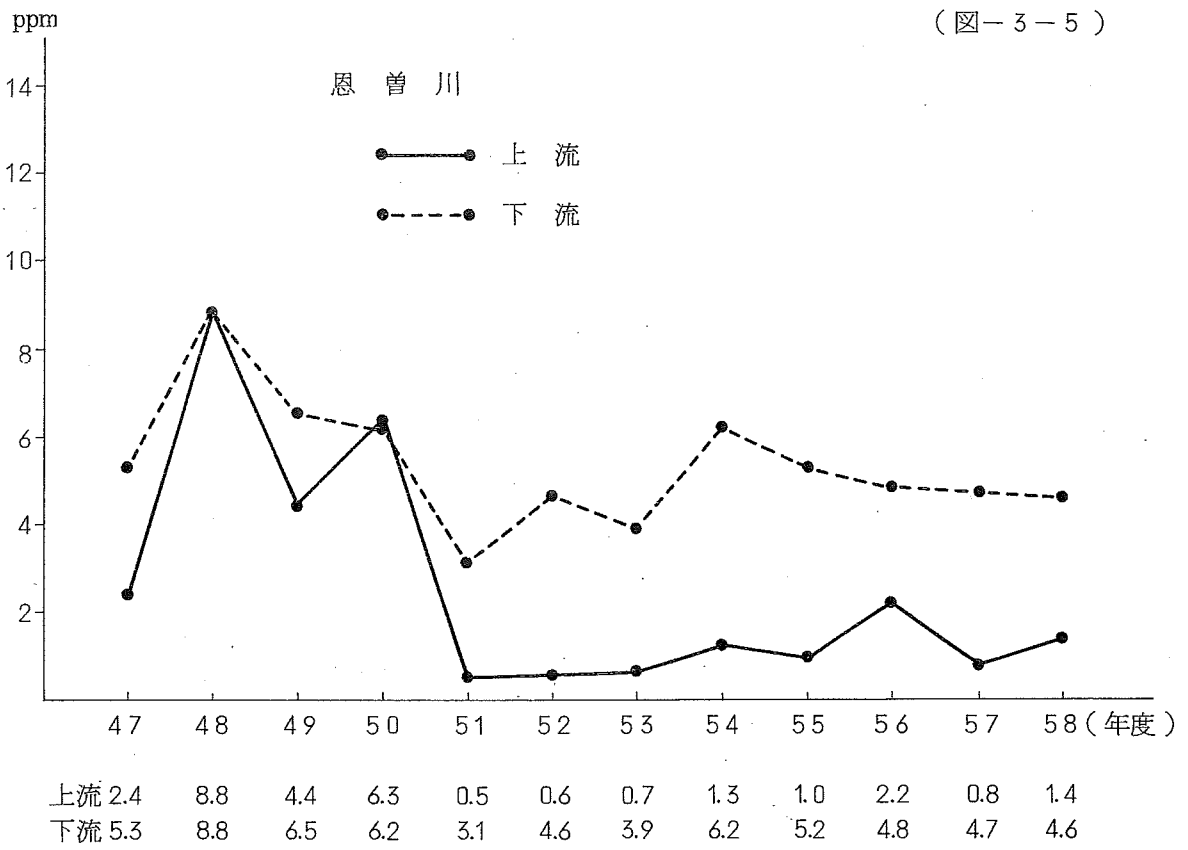


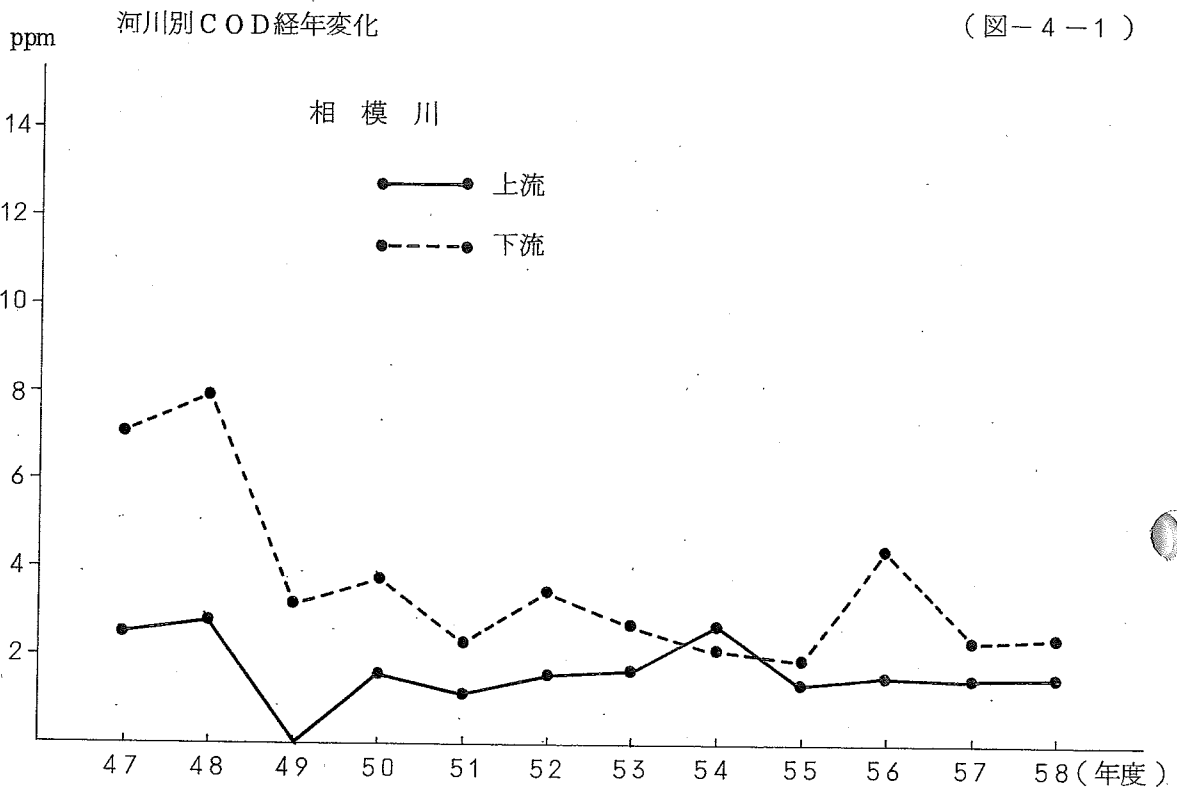
上流	1.0	1.1	0.7	0.9	1.1	0.8	1.2	0.7	1.5	1.0	1.0	1.6
下流	4.2	5.2	2.0	2.4	2.1	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1



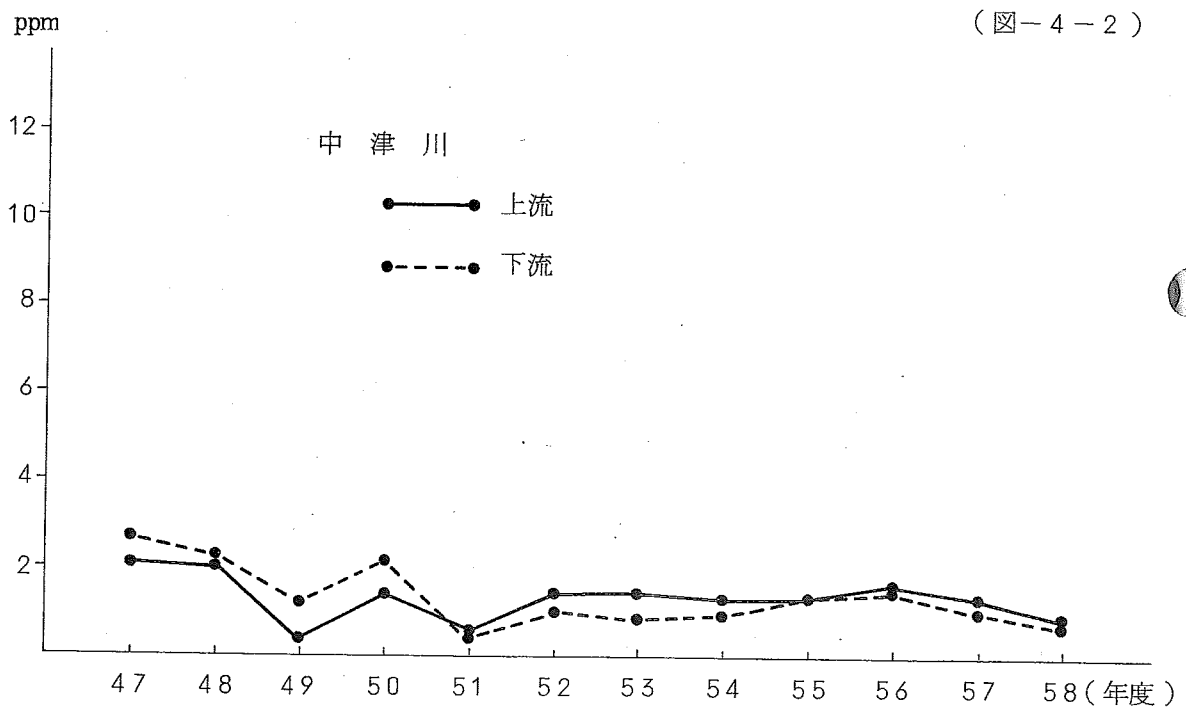
上流	1.3	1.0	1.2	0.7	0.8	0.9	0.9	1.7	1.6	0.9	0.9	1.5
下流	1.6	0.8	1.4	0.7	0.7	0.8	1.0	1.4	1.1	1.3	1.3	1.0



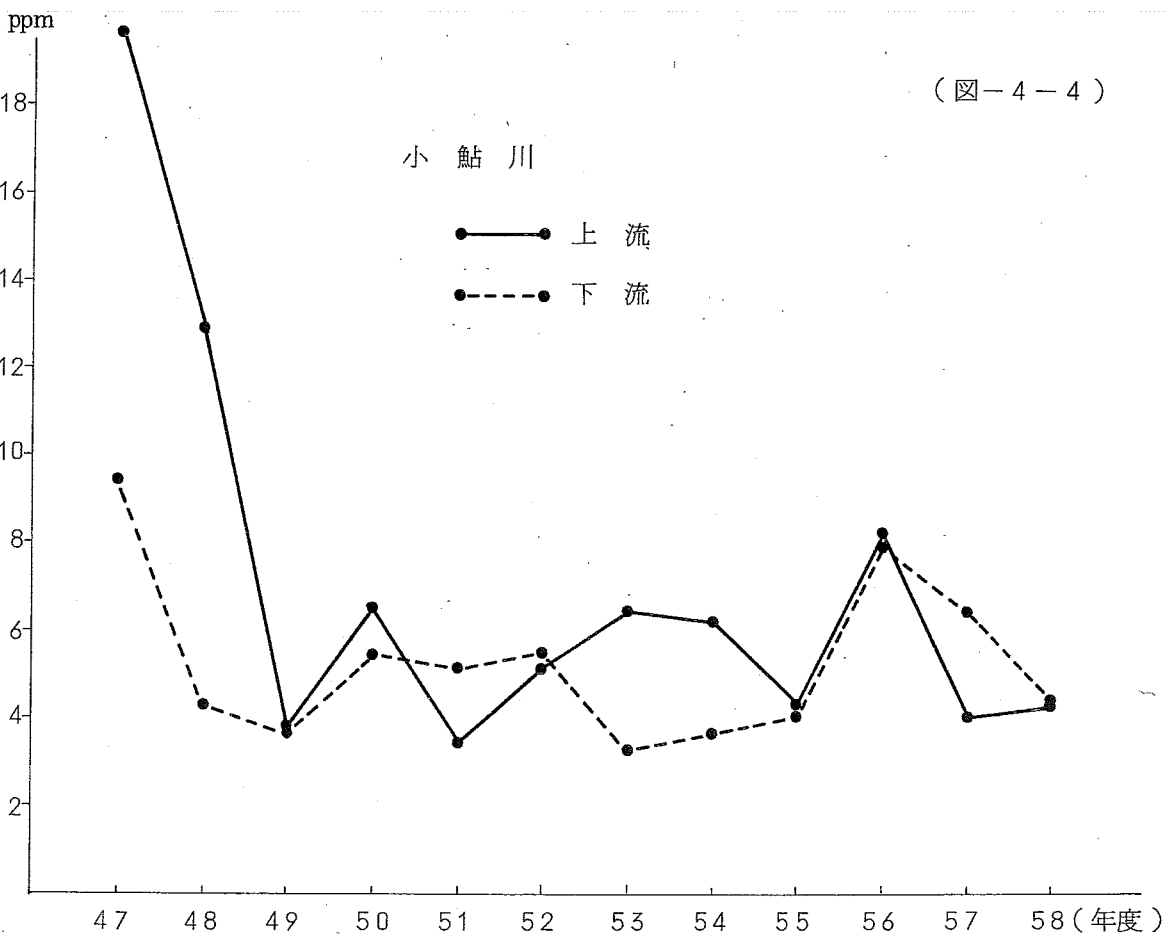
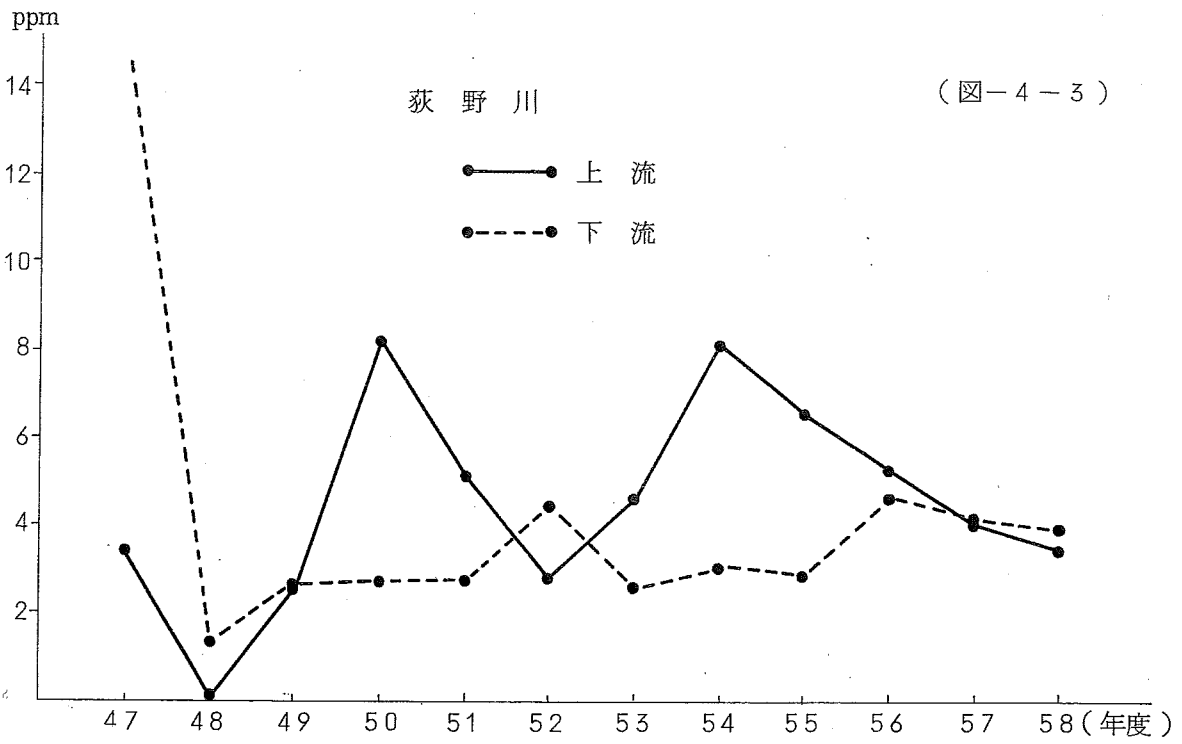


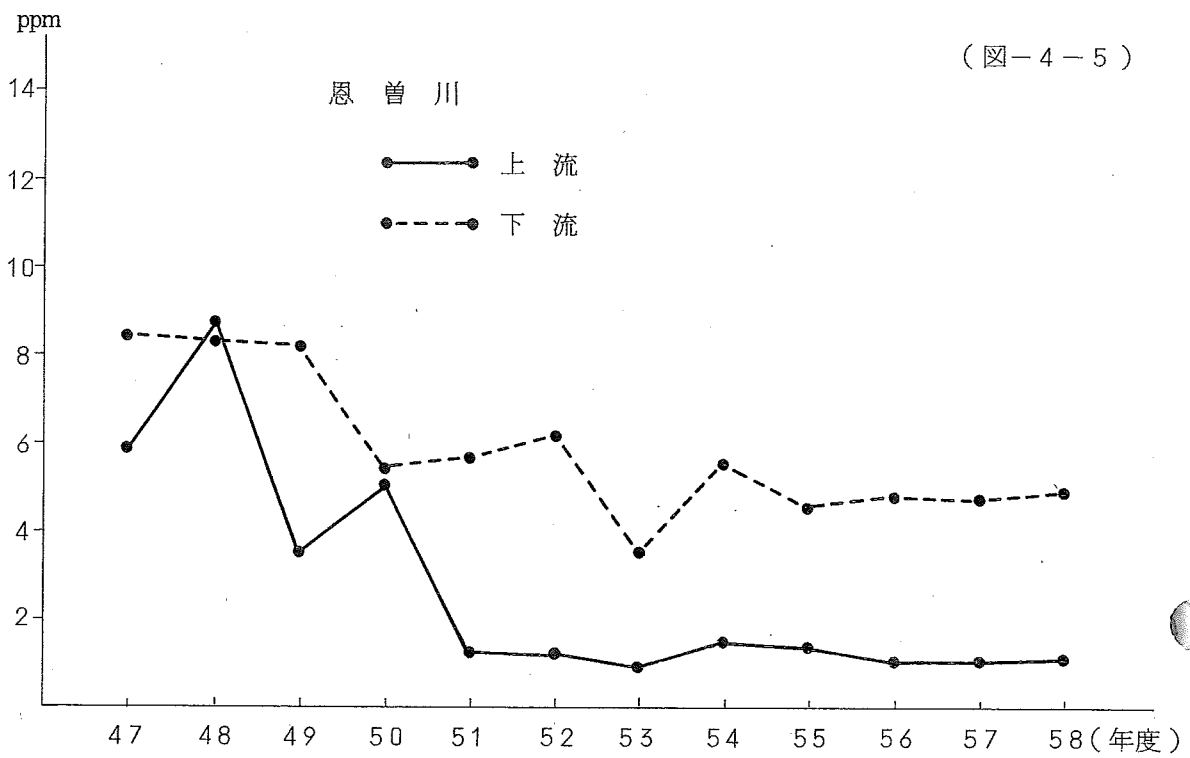


上流	2.45	2.74	0	1.60	1.10	1.61	1.66	2.70	1.34	1.47	1.45	1.47
下流	7.0	7.90	3.16	3.76	2.29	3.38	2.63	2.10	1.91	4.40	2.27	2.40

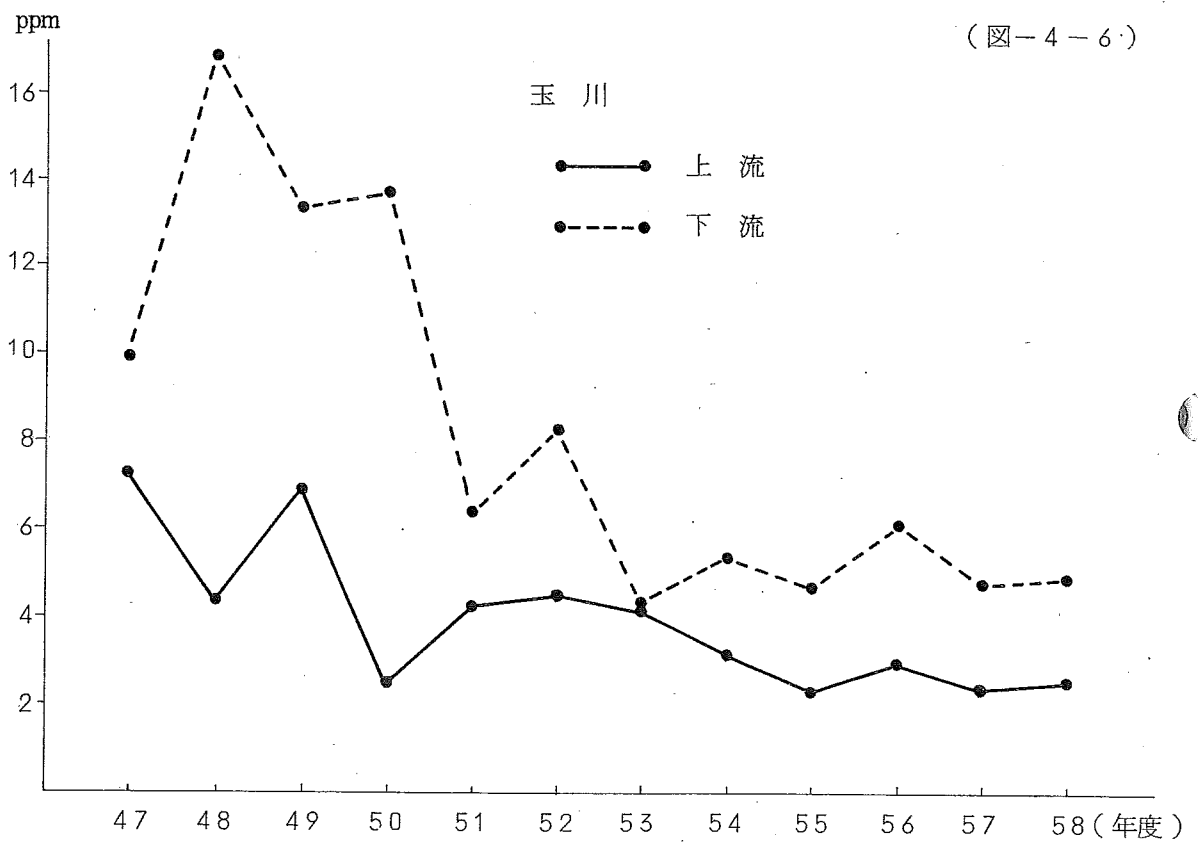


上流	2.05	2.03	0.35	1.39	0.59	1.43	1.41	1.30	1.32	1.65	1.35	0.95
下流	2.70	2.23	1.20	2.06	0.40	1.01	0.85	0.95	1.33	1.52	1.05	0.70





上流	5.9	8.71	3.48	6.99	1.35	1.20	0.94	1.45	1.34	1.02	1.02	1.10
下流	8.4	8.31	8.10	7.39	5.65	6.13	3.57	5.55	4.54	5.80	4.72	4.95



上流	7.20	4.36	6.85	2.45	4.22	4.44	4.13	3.15	2.30	2.95	2.37	2.47
下流	9.85	16.32	13.35	13.71	6.37	8.22	4.36	5.35	4.64	6.02	4.80	4.87

(3) 玉川通日水質調査

河川の水質の経時変化を調査することにより、負荷状況を把握することができるので本年度は、玉川を対象に実施した。

調査年月日

昭和58年10月8日から9月まで

調査場所

金井橋・川久保橋・八木間橋・愛坪バス停前

測定頻度

3時間ごとに採水

分析方法

JISK0102又は環境庁告示による。

分析項目

BOD、COD、SS、水温、透視度、pH、計6項目

調査結果

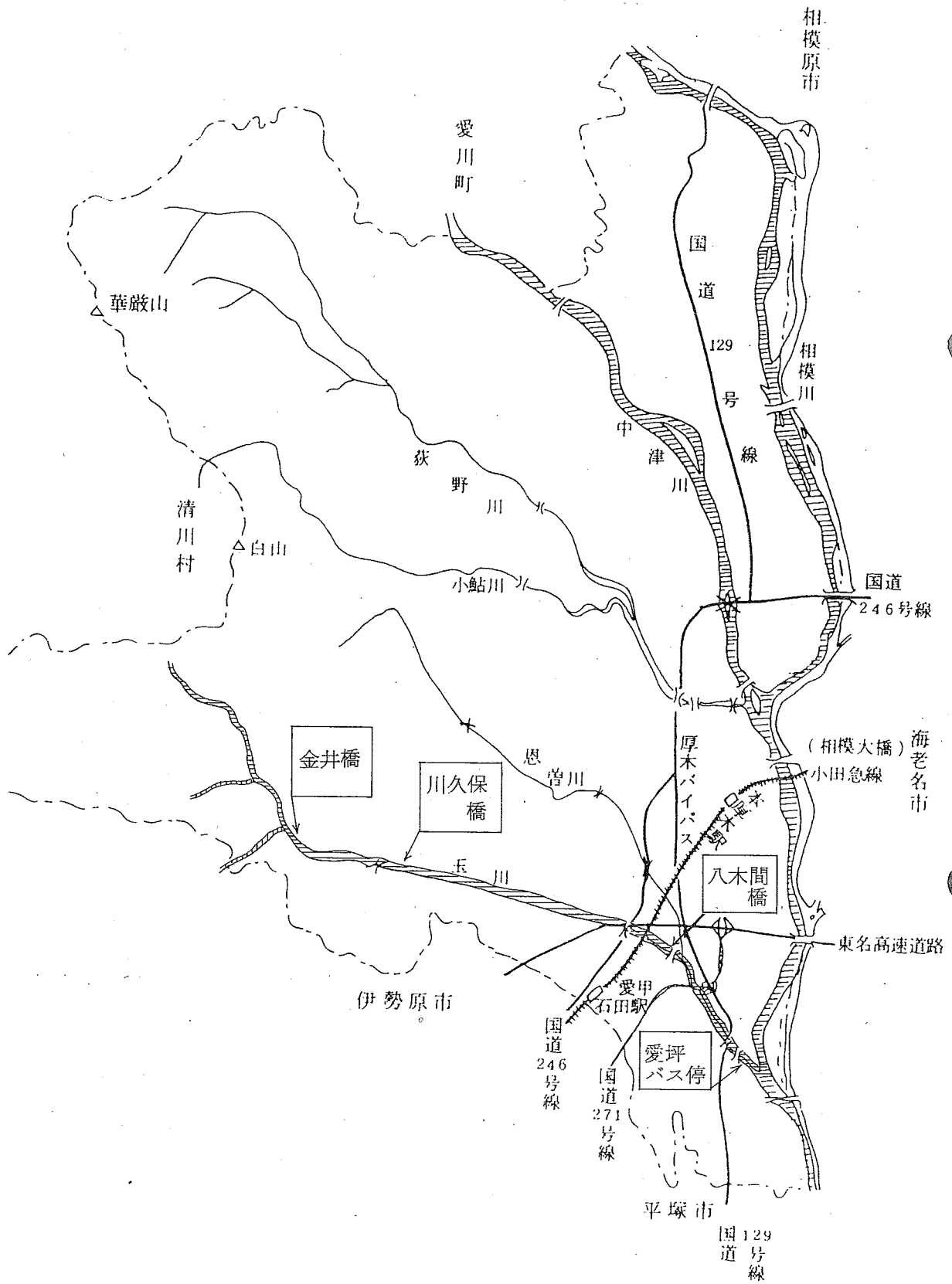
全測定点における項目別平均値は、BOD 3.6 ppm、COD 3.9 ppm、SS 3 ppm、pH 7.84という結果で、SS、pHは環境基準のAA類型を満足するもので微アルカリ性のきれいな河川といえるが、BOD値からみると、B中腐水域に属し、環境基準としては、C類型に相当し、水産3級、工業用水1級の水質で、一般的に表現すれば、コイやフナの生息できるややきれいな河川といえる。

次に、測定点別の平均値からみるとSS、pHについては前記同様良好な水質であるが、BODについては金井橋が6.1 ppmで α 中腐水域に属し、環境基準としては、D類型に相当し、工業用水2級の水質でやや汚れている河川といえる。これに対し川久保橋、八木間堰、愛坪バス停前はBOD値が各々2.5 ppm、2.9 ppm、3.0 ppmで、貧腐水域から β 中腐水域に属し、環境基準としてはB類型に相当し、きれいな河川あるいはややきれいな河川といえる。したがって川久保橋より下流については鮎の生息も可能な水質といえる。

また、河川には、水中あるいは河床に生息する細菌や微生物により有機物を水や炭酸ガス等に分解する自浄作用が働くが有機物中のBOD源は分解されやすいが、COD源は分解されにくいものが含まれている。今回の調査結果でもこの現象がうかがえ、最上流の測定点金井橋では、BODの平均値が6.1 ppmと高く、最高値は16.5 ppmに達したが、次の測定点である川久保橋では平均値が2.5 ppmで最高値でも4.7 ppmと低く、またBOD経時変化のグラフを見ても、金井橋との関連はほとんど見られない。これは金井橋での汚濁が3 km余り、河川を流下することにより、ほとんどが分解され、次の測定点である川久保橋の測定点に影響を与えていないことを示す。これに対し、COD源はCODの経時変化のグラフに示すとおり、汚濁の傾向がほぼ一致し、上流の汚濁が下流に与える影響がうかがえ、河川の自浄作用による分解性が悪いことが示されたといえる。

玉川採水地点

(図-5)



分析項目……水温

単位……℃

(表-2)

採水時間 \ 採水地点	金井橋	川久保橋	八木間堰	愛坪バス停前	平均値
5.8.1.1.8 5:49~6:25	11.0	11.0	11.0	12.0	11.3
8:55~9:30	13.5	14.0	14.0	15.0	14.1
11:57~12:38	15.5	17.5	18.0	18.0	17.3
15:07~15:40	16.0	17.0	17.5	17.5	17.0
17:56~18:30	12.5	12.5	12.5	15.5	13.3
21:00~21:30	13.0	13.0	13.0	14.5	13.4
23:52~0:27	11.5	11.5	11.0	13.0	11.8
5.8.1.1.9 2:57~3:28	12.5	12.0	11.0	13.0	12.1
平均値	13.2	13.6	13.5	14.8	13.8

分析項目……透視度

単位……cm

(表-3)

採水時間 \ 採水地点	金井橋	川久保橋	八木間堰	愛坪バス停前
5.8.1.1.8 5:49~6:25	50以上	50以上	50以上	50以上
8:55~9:30	26	同上	同上	同上
11:57~12:38	50以上	34	同上	37
15:07~15:40	21	50以上	同上	50以上
17:56~18:30	50以上	同上	同上	同上
21:00~21:30	16	同上	43	同上
23:52~0:27	48	42	50以上	同上
5.8.1.1.9 2:57~3:28	50以上	50以上	同上	同上

分析項目……pH

単位……なし

(表-4)

採水地点 採水時間	金井橋	川久保橋	八木間堰	愛坪バス停前	平均値
5 8.1 1.8 5:49 ~ 6:25	7.82	7.87	7.76	7.76	7.80
8:55 ~ 9:30	7.74	8.00	8.16	7.77	7.92
11:57 ~ 12:38	7.87	8.10	8.55	8.00	8.13
15:07 ~ 15:40	7.86	8.07	8.26	7.66	7.96
17:56 ~ 18:30	7.75	7.80	7.65	7.61	7.70
21:00 ~ 21:30	7.82	7.81	7.62	7.61	7.72
23:52 ~ 0:27	7.80	7.82	7.67	7.58	7.72
5 8.1 1.9 2:57 ~ 3:28	7.75	7.79	7.71	7.74	7.75
平均値	7.80	7.91	7.92	7.72	7.84

分析項目……BOD

単位……ppm

(表-5)

採水地点 採水時間	金井橋	川久保橋	八木間堰	愛坪バス停前	平均値
5 8.1 1.8 5:49 ~ 6:25	1.7	1.4	2.9	1.8	2.0
8:55 ~ 9:30	9.4	3.0	3.1	4.3	5.0
11:57 ~ 12:38	1.8	2.3	3.3	3.4	2.7
15:07 ~ 15:40	11.1	1.5	2.3	3.8	4.7
17:56 ~ 18:30	2.0	2.9	2.0	2.5	2.4
21:00 ~ 21:30	16.5	2.1	4.7	2.5	6.5
23:52 ~ 0:27	4.0	4.7	2.1	2.7	3.4
5 8.1 1.9 2:57 ~ 3:28	2.0	1.9	2.7	2.9	2.4
平均値	6.1	2.5	2.9	3.0	3.6

分析項目……COD

単位…… ppm

(表-6)

採水地点 採水時間	金井橋	川久保橋	八木間堰	愛坪バス停前	平均値
58.11.8 5:49~6:25	1.8	1.2	3.0	2.3	2.1
8:55~9:30	5.7	5.1	4.9	5.2	5.2
11:57~12:38	2.1	3.5	4.2	4.9	3.7
15:07~15:40	6.9	2.2	3.3	5.8	4.6
17:56~18:30	2.1	6.1	3.0	4.1	3.8
21:00~21:30	7.7	2.4	6.5	3.8	5.1
23:52~0:27	3.2	4.7	2.5	3.6	3.5
58.11.9 2:57~3:28	2.2	2.5	3.2	4.3	3.1
平均値	4.0	3.5	3.8	4.3	3.9

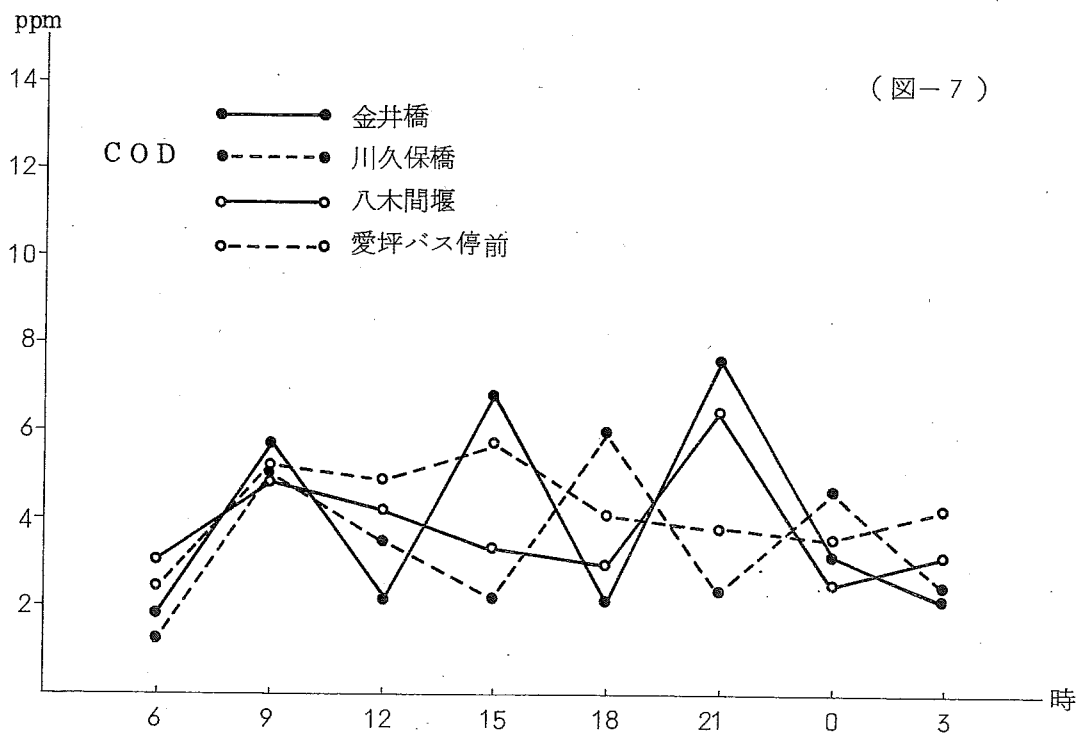
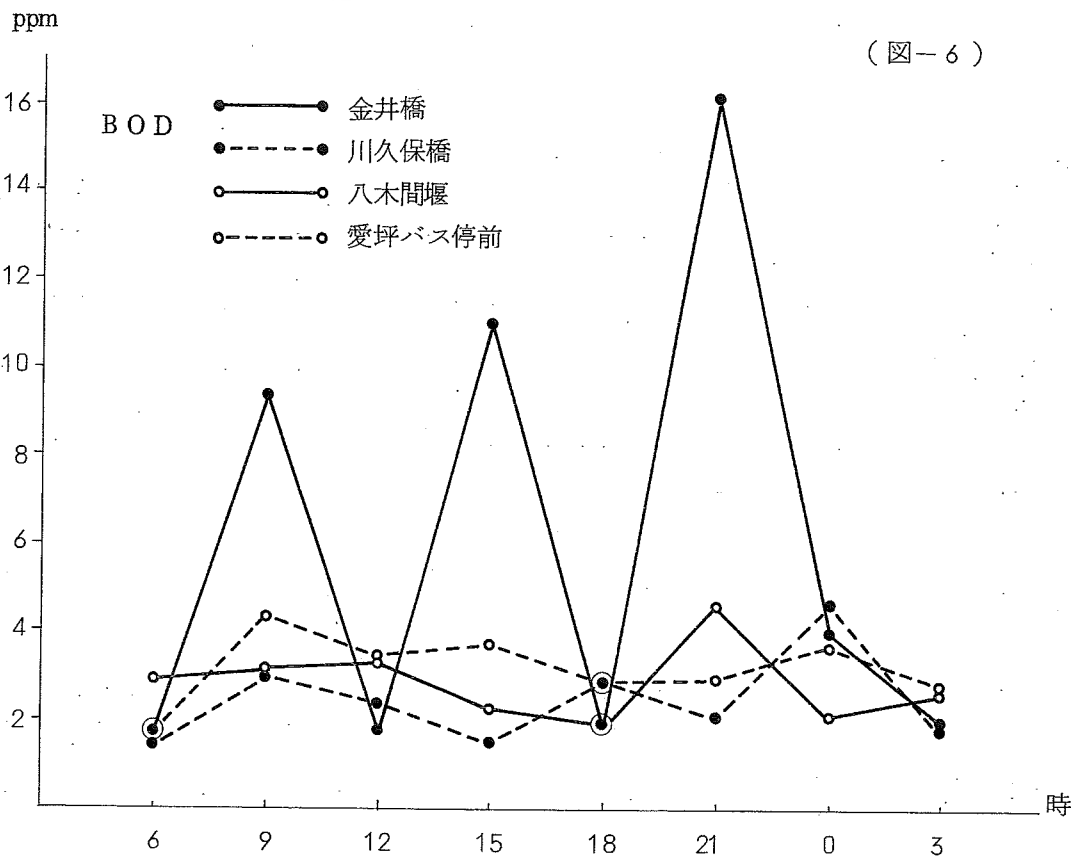
分析項目……SS

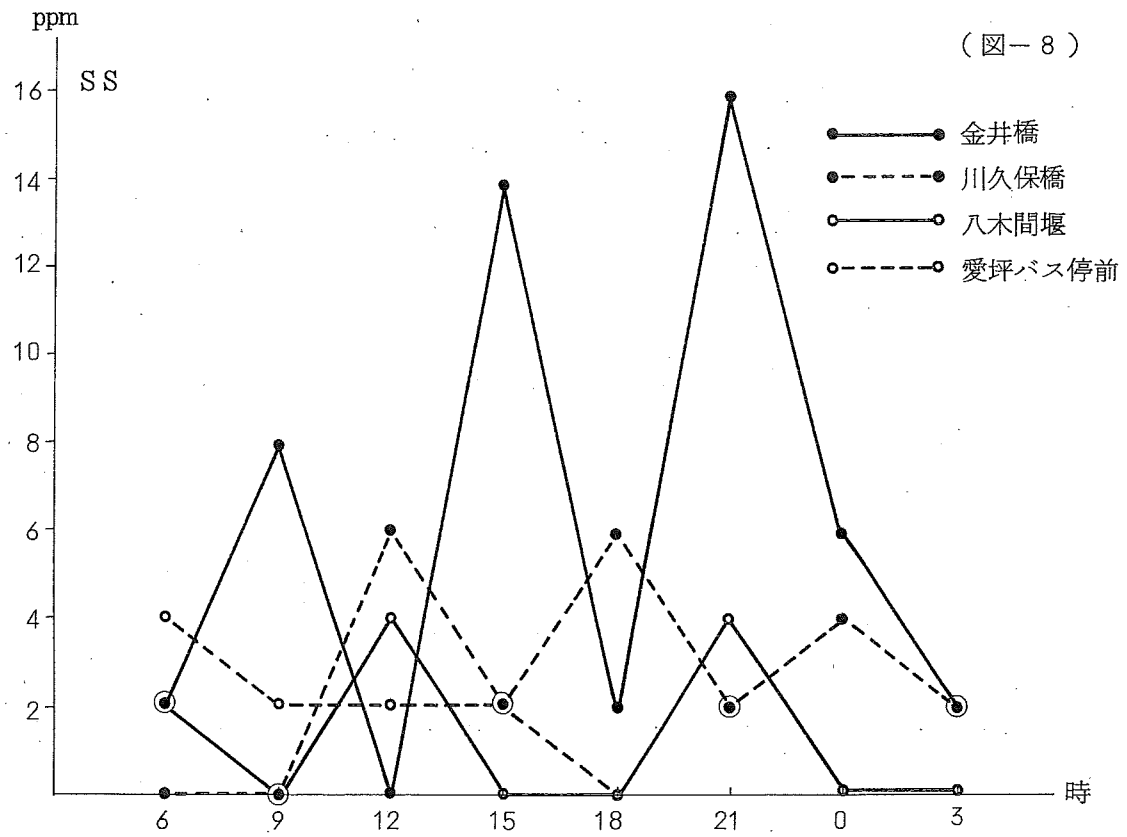
単位…… ppm

(表-7)

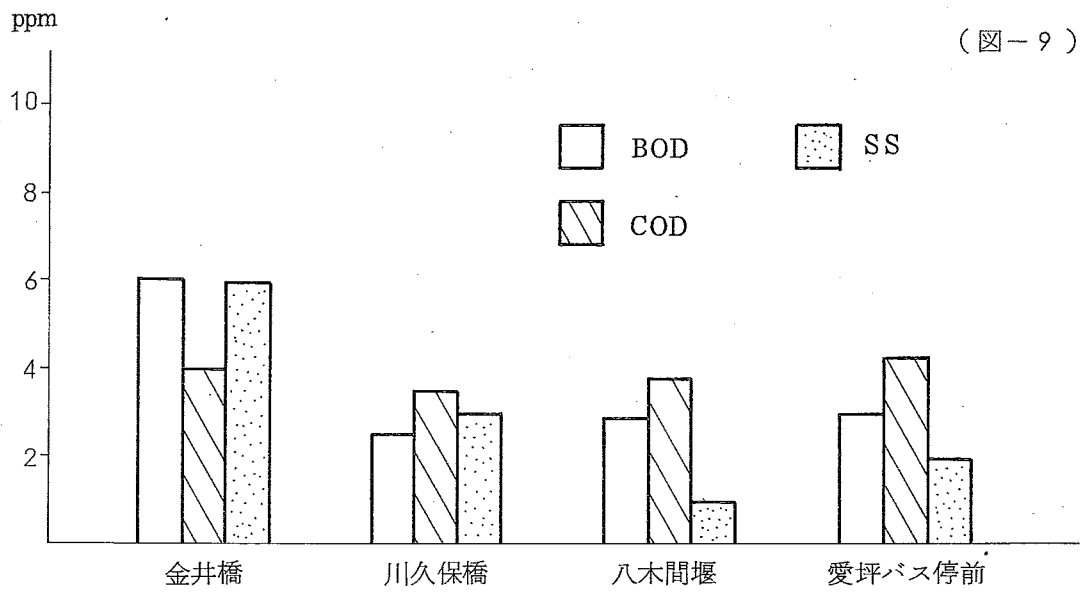
採水地点 採水時間	金井橋	川久保橋	八木間堰	愛坪バス停前	平均値
58.11.8 5:49~6:25	2	0	2	4	2
8:55~9:30	8	0	0	2	1
11:57~12:38	0	6	4	2	2
15:04~15:40	14	2	0	2	5
17:56~18:30	2	6	0	0	1
21:00~21:30	16	2	4	2	6
23:52~0:27	6	4	0	0	1
58.11.9 2:57~3:28	2	2	0	2	1
平均値	6	3	1	2	3

項目別経時変化





測定点別平均値



(4) 工場排水調査

本市の工場、事業場から排出される排水は、ほとんどが相模川へ流入し、寒川取水堰で上水道水として利用されるため、水質汚濁防止法や神奈川県公害防止条例により厳しい排水規制が行われている。

昭和58年度も神奈川県公害防止条例に基づき工場等への立入調査を実施し、工場排水の監視測定と指導を行った。

調査

調査期間	昭和58年6月27日～昭和58年10月31日
対象工場数	47社
排水基準違反工場数	11社(違反率23%)

改善措置実施状況調査 昭和59年2月14日

立入工場数	5社
排水基準違反工場数	1社

昭和58年度の調査対象工場は47社で分析件数は600、うち違反工場は11社、16項目について違反があった。

違反工場のうち改善措置の終了した5社について再度、確認調査を実施したところ、さらに1社について違反があった。

項目別に11社の違反工場をみるとpHが1社、BODが3社、CODが4社、N-ヘキサンが3社、大腸菌が5社という内訳である。

分析件数600に対し基準不適合件数は16で、不適合率は2.7%となり昨年の3.8%と比較し減少した。

違反原因は、違反項目からもわかるように、し尿、雑排水系の汚水処理不適、施設の維持管理に不備があるものが主であり、違反工場に対し施設の構造改善や保守点検の強化を指導し、基準を遵守できない工場、事業場については、引き続き改善指導中である。

工場排水調査基準適合状況(表-8)

項目	排出基準		分析件数	不適合件数	不適合率(%)
	新設	既設			
pH	5.8~8.6	5.8~8.6	47	1	2.1
BOD	15	25	47	3	6.3
COD	15	25	47	4	8.5
SS	35	70	47	0	0
鉄	0.3	1	31	0	0
銅	1	1	31	0	0
マンガン	0.3	1	31	0	0
ニッケル	0.3	1	31	0	0
クロム(全)	0.1	1	31	0	0
クロム(6価)	0.05	0.5	31	0	0
鉛	0.1	1	31	0	0
カドミウム	不検出	0.05	31	0	0
ひ素	0.05	0.5	31	0	0
亜鉛	1	1	31	0	0
N-ヘキサン	3	5	47	3	6.3
大腸菌	3000	3000	47	5	10.6
シアン	排出禁止	0.5	8	0	0

排水量別BOD・COD濃度(表-9)

排水量	工場数	BOD濃度(mg/l)			COD濃度(mg/l)		
		平均	最大	最小	平均	最大	最小
50m ³ /日以下	21	12.7	58	1	16.2	71	1.4
50m ³ /日を超え 100m ³ /日以下	10	12.6	53	1	14.7	37	2.1
100m ³ /日を超え 300m ³ /日以下	11	3.3	5.1	1	5.5	11	1.4
300m ³ /日を超えるもの	5	2.4	4.3	1	7.0	13	3.1

BOD・COD濃度別工場数(表-10)

BOD濃度	工場数	割合(%)
5mg/l以下	35	74.5
10mg/l以下	1	2.1
15mg/l以下	3	6.4
20mg/l以下	0	0
25mg/l以下	2	4.2
25mg/lを超えるもの	6	12.8

COD濃度	工場数	割合(%)
5mg/l以下	17	36.2
10mg/l以下	13	27.7
15mg/l以下	7	14.9
20mg/l以下	1	2.1
25mg/l以下	1	2.1
25mg/lを超えるもの	8	17.0

8 騒音・振動の状況

(1) 概況	75
(2) 環境騒音調査	75
(3) 東名高速道路交通騒音調査	80
(4) 国道平塚相模原線交通騒音調査	95

8 騒音・振動の状況

(1) 概況

人間が生活していく上で、われわれはなんらかの音を発し、また常になんらかの音を耳にしているが、これらの音のうち耳ざわりな聞きにくい音を一般に騒音としてとらえている。

騒音は局地的な問題として提起されることが多く、また振動を伴っている場合もあり、その原因としては、工場、建設作業、自動車交通等があるが近年カラオケの普及に伴ない深夜飲食店に係るものも増加している。

騒音・振動公害は被害が感覚的かつ直接的であるため苦情件数も多く58年度の全苦情件数(89件)のうち騒音・振動に係る苦情は41件で過半数近くを占めている。

工場騒音・振動の問題は住工混在にその原因があるものが多く中小工場が住居に隣接していたり地価の高騰から比較的安価な工業地域に住居を求め既存の工場周辺に次々住居が建設され問題が発生している。

建設騒音・振動は、杭打作業や破砕機を使用する作業など一般に騒音・振動の程度が大きいため問題が発生しやすく、周辺に対して十分工事内容を説明することが必要であるほか、騒音・振動の低い機械の使用や工法の導入を図ることが望まれる。

交通騒音・振動の問題は近年の自動車交通量の増加に伴ない道路周辺地域の生活環境に大きな影響を及ぼしており、特に東名高速道路のインターチェンジが陸の港として役割を果たしていることもあり、流通産業が発達し、国道129号線や246号線といった幹線道路では夜間でも相当の交通量がある。

このような状況にあるので、自動車騒音・振動については、自動車本体から発生する騒音を低減するための車体の改良を図るほか、道路構造の改善、沿道の整備等による対策が望まれる。

なお、東名高速道路の騒音対策については、市から道路管理者に対し、防音壁の設置を要望してきており、現在では相当長にわたり実施済みとなっている。

深夜飲食店営業騒音については、最近のカラオケ装置の普及に伴う騒音苦情が増加していることから、57年の4月に県公害防止条例が一部改正され、深夜飲食店より発生する騒音の規制を強化し、周辺環境の保全を図っている。

(2) 環境騒音調査

本市は、その地理的条件を生かした道路交通網の発達により、県央地区の陸の港として、関東地方における交通の要衝となつているため車両交通量が相当多く、このことから自動車交通騒音に係る環境基準の保持に努める必要があります。この調査は、昭和51年度より市域をメッシュ分割し、各時間帯の環境騒音を把握してきましたが、56度から道路に面する地域の状況を把握すべく調査を実施した。

ア 調査期間 昭和58年5月20日～昭和58年7月30日

イ 調査場所 別添の50ヶ所

- ウ 調査方法
- J I S - Z 8 7 3 1 に定める騒音レベル測定方法による。
 - 朝・昼・夕・夜間の4時間帯に分け、1回5分間ずつ2回測定し90%レンジ中央値の平均値を結果とした。

エ 環境基準

(表 - 1)

地域の区分	時間の区分			地域類型
	昼間	朝夕	夜間	
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A) 以下	50ホン(A) 以下	45ホン(A) 以下	A-1
A地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A) 以下	55ホン(A) 以下	50ホン(A) 以下	A-2
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A) 以下	60ホン(A) 以下	55ホン(A) 以下	B-1
B地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A) 以下	65ホン(A) 以下	60ホン(A) 以下	B-2

- (備考)・車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- ・ A地域とは第1種及び第2種住居専用、住居、調整地域をいう。
 - ・ B地域とは近隣商業、商業、準工業、工業地域をいう。

オ 調査結果

本測定方法は、各時間区分ごとに10分程度の測定時間であるため、この結果をもって、区分を代表していると断定するには若干の疑問が残る。

しかし、相当程度の評価は可能であるので環境基準と比較すると、表-1のとおり、48箇所の測定場所について、朝、昼、夕及び夜間の各区分における測定結果は、朝14.6%、昼22.9%、夕25.0%、及び夜52.1%の環境基準達成率であった。

また、全測定回数についての環境基準達成率は28.6%であった。

各時間区分すべてに基準を満足している場所は、松陰台中央公園前と飯山の竜栖寺横と森の里団地小野1347付近の3箇所のみであった。

環境基準は、「守られることが望ましい基準」であり、その目的の達成のための施策が車輛の騒音規制はもとより、道路構造並びに都市造りに及ぶため対応が遅れているものと思われる。

昭和58年度環境騒音調査

(表-2-1)

No.	地区名	測定場所	地域 類型	測定結果(中央値)			
				朝	昼	夕	夜
1	相川	上戸田遊園地前	B-1	66	72	69	53
2	"	上落合488番地付近	A-1	56	54	50	48
3	南毛利	愛甲397 "	A-2	62	62	60	60
4	"	船子179 "	A-1	66	61	60	62
5	"	愛甲1543 "	B-2	66	69	68	72
6	相川	酒井相川小学校前	A-1	52	64	60	47
7	"	酒井新宿橋際	B-1	65	57	54	52
8	"	岡田法徳寺前	A-1	57	66	67	58
9	南毛利	船子715番地付近	B-2	78	77	74	71
10	厚木	旭町2-8-15 "	A-1	54	60	66	52
11	"	旭町5-42-31 "	A-1	54	68	64	54
12	南毛利	温水赤羽根橋際	A-1	64	70	62	57
13	"	愛甲市農協愛甲店横	A-1	58	55	48	43
14	玉川	小野小野橋際	A-1	65	65	57	46
15	南毛利	長谷市農協南毛利支所	A-1	55	66	64	41
16	"	温水高坪公民館前	A-1	57	57	54	42
17	"	恩名1370番地付近	B-1	70	70	68	60
18	厚木	中町厚木市役所前	B-1	62	70	69	53
19	"	田村町南合同庁舎前	B-1	60	66	66	54
20	"	栄町立体交差下	B-2	68	73	72	64

(表-2-2)

No.	地区名	測定場所	地域 種類	測定結果(中央値)			
				朝	昼	夕	夜
21	厚木	松枝 船喜多神社前	B-1	69	68	66	44
22	小鮎	飯山 六堂辻交差点	B-2	58	68	62	52
23	厚木	吾妻町 吾妻団地入口	A-2	68	66	67	58
24	依知	金田 900番地付近	※	68	70	70	48
25	睦合	妻田 バイパス歩道橋下	A-2	75	78	76	70
26	緑ヶ丘	緑ヶ丘 緑ヶ丘小学校前	A-1	64	61	60	47
27	依知	金田 金田陸橋下	B-2	74	76	74	68
28	睦合	妻田 清水小学校前	A-1	66	72	68	52
29	荻野	下荻野 新宿十字路	B-1	66	74	68	58
30	依知	関口 依知中学校前	A-2	69	77	75	64
31	睦合	下川入 319番地付近	A-1	63	64	64	54
32	依知	上依知 3034 "	※	64	69	68	51
33	睦合	三田 松羅公園前	A-1	68	68	67	54
34	"	三田 睦合北公民館前	A-1	66	54	52	44
35	荻野	下荻野 荻野消防分署	A-1	68	68	64	42
36	"	鳶尾 駿河銀行前	A-1	61	59	48	38
37	"	上荻野 上荻野小学校前	A-1	64	64	56	37
38	"	松陰台中央公園前	A-1	44	53	39	34
39	小鮎	飯山 庫裡橋前	A-1	54	60	53	41
40	"	飯山 千頭橋際	A-1	64	70	68	42

(表-2-3)

No	地区名	測定場所	地域 類型	測定結果(中央値)			
				朝	昼	夕	夜
41	玉川	七沢上谷戸バス停前	A-1	58	52	38	37
42	"	森の里団地小野1347付近	A-2	55	51	41	41
43	"	小野日向川T字路	A-1	60	62	46	44
44	南毛利	毛利台団地毛利台児童館前	A-1	48	50	56	45
45	小鮎	飯山農免道路入口	B-1	62	60	55	42
46	"	飯山小鮎小学校入口	A-1	44	54	54	40
47	依知	上依知上依知神社前	A-1	69	72	69	52
48	小鮎	飯山竜栖寺横	A-1	50	51	44	42
49	依知	上依知厚相バイパスインター付近	B-2	67	68	68	58
50	相川	上落合自動車モータープール前	B-2	68	70	62	44

※ 用途地域指定が工業専用地域ですので地域類型のあてはめはない。

道路に係る環境基準との比較 (表-3)

用途地域	測定点数	環境基準を満足する測定点数				
		朝	昼	夕	夜	
A 類型	第1.2種住居	7	3(42.9%)	4(57.1%)	4(57.1%)	5(71.4%)
	住居	13	1(7.7%)	2(15.4%)	1(7.7%)	3(23.1%)
	調整	14	1(7.1%)	4(28.6%)	4(28.6%)	9(64.3%)
小計		34	5(14.7%)	10(29.4%)	9(26.5%)	17(50.0%)
B 類型	近隣商業	4	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(25.0%)
	商業	3	1(33.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(66.7%)
	準工業	3	0(0.0%)	0(0.0%)	1(33.3%)	2(66.7%)
	工業	4	1(25.0%)	1(25.0%)	2(50.0%)	3(75.0%)
小計		14	2(14.3%)	1(7.1%)	3(21.4%)	8(57.1%)
合計		48	7(14.6%)	11(22.9%)	12(25.0%)	25(52.1%)

※ 58年度調査個所には、工業専用地域が2個所あったため48測定点となった。

(3)東名高速道路交通騒音調査

この調査は、高速道路防音壁設置に関係し、毎年実施してきた。
今年度は、昭和57年度設置済みの未測定箇所の測定を行った。

1 調査日時及び調査場所

(表-4)

調査名称	調査地点名称	調査日時	調査場所
1回目	N0.1地点	昭和59年 2月20日	道路端から19m、船子193番地内
	N0.2地点	昭和59年 2月21日	道路端から56m、船子232番地 東名厚木病院地内
2回目	N0.1地点	昭和59年 2月22日	道路端から10m、愛甲412番地 野沢敏男宅内
	N0.2地点	昭和59年 2月23日	道路端から14m、愛甲415番地 日本ペンデング、三星食品機器地内

2 調査方法

道路交通騒音・振動要請等事務処理により、同時に通行車両数を大型車、小型車、二輪車の車種別により計数した。

3 使用機器

リオン社制 NA-76A型デジタル騒音計

4 まとめ

○第1回目調査

当該調査地点は、防音壁設置前の昭和57年3月3日から3月4日にかけて調査を行っている。
昭和57年度に防音壁が設置されたため今回はその効果を把握するために実施したところNo.1地点で1~2ホンの減衰が認められましたが、朝間における音量が逆転しています。No.2地点で2~5ホンの減衰が認められた。

測定結果の比較

(表-5)

測定年月日 区分 調査地点	昭和57. 3. 3~ 昭和57. 3. 4				昭和59. 2. 20~ 昭和59. 2. 21				マイクロホン位置
	朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜	
No1 地点	63	63	63	64	65	61	61	63	道路端から19m
No2 地点	66	67	66	66	64	62	62	64	道路端から56m

騒音規制法の限度値と比較すると各時間帯の平均値は、夜間以外において満足している。騒音に直接関係すると言われます大型車の夜間の交通量は、時間帯別平均交通量で見ると一日の中で一番多く、したがって夜間において限度値を超過したことが推測される。

第一回調査 船子232番地東名厚木病院地内(59.2.20 ~ 59.2.21)
(表-6)

地点 時間帯	No. 1地点	No. 2地点	限度値
	中央値(90%レンジ)	中央値(90%レンジ)	
朝間(6~8)	65(62・67)	64(62・69)	70
昼間(8~18)	61(58・65)	62(59・68)	75
夕間(18~23)	61(58・65)	62(59・68)	70
夜間(23~6)	63(60・66)	64(60・67)	60
備考	道路端より19m地点	道路端より56m地点	4車線

各時間帯における車種別車両数(台・%) (表-7)

区分	大型車	小型車	二輪車	計
朝 (6:00~8:00)	343 (37%)	584 (63%)	0 (0%)	927 (100%)
昼 (8:00~18:00)	1,558 (34%)	3,039 (66%)	16 (0%)	4,613 (100%)
夕 (18:00~23:00)	848 (45%)	1,029 (55%)	3 (0%)	1,880 (100%)
夜 (23:00~6:00)	1,402 (61%)	900 (39%)	0 (0%)	2,302 (100%)
計	4,151 (43%)	5,552 (57%)	19 (0%)	9,722 (100%)

※30分毎に5分間計数した車両数の合計を表す。

各時間帯における車種別総車両数及び1日の総車両数(台・%)

(表-8)

区分	大型車	小型車	二輪車	計
朝 (6:00~8:00)	2,058 (37%)	3,504 (63%)	0 (0%)	5,562 (100%)
昼 (8:00~18:00)	9,348 (34%)	18,234 (66%)	96 (0%)	27,678 (100%)
夕 (18:00~23:00)	5,088 (45%)	6,174 (55%)	18 (0%)	11,280 (100%)
夜 (23:00~6:00)	8,412 (61%)	5,400 (39%)	0 (0%)	13,812 (100%)
計	24,906 (43%)	33,312 (57%)	114 (0%)	58,332 (100%)

※表-7をもとに5分間の台数を30分間に換算した車両数の合計を表す。

各時間帯の平均交通量及び混入率(単位台/5分) (表-9)

時間区分	車種	大型車	小型車	二輪車	計
朝 (6:00~8:00)		86 (37%)	146 (63%)	0 (0%)	232 (100%)
昼 (8:00~18:00)		78 (34%)	152 (66%)	1 (0%)	231 (100%)
夕 (18:00~23:00)		85 (45%)	103 (55%)	0 (0%)	188 (100%)
夜 (23:00~6:00)		100 (61%)	64 (39%)	0 (0%)	164 (100%)
平均		86 (43%)	116 (57%)	0 (0%)	203 (100%)

○第2回目調査

当該地点は、防音壁設置前の昭和57年2月18日から2月19日にかけて調査を行っている。昭和57年度に防音壁が設置されたため今回はその効果を把握するために実施したところNo.1地点で4~6ホンの減衰が認められた。

(表-10)

測定年月日	昭和57. 2. 18~				昭和59. 2. 22~				マイクロホン位置
	昭和57. 2. 19				昭和59. 2. 23				
調査地点	朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜	
No.1 地点	73	72	73	74	69	68	67	68	道路端から10m
No.2 地点	—	—	—	—	69	68	68	69	道路端から14m

測定の結果は、表-11のとおりであり、各時間帯における法の限度値を夜間以外において満足している。夜間において限度値を超過しているが、原因として夜間の大型車の増加が考えられる。今後も特に昼間の渋帯を避けるため夜間の大型車の増加が予想されるので限度値を満足することがより一層困難になることが推測される。

第2回調査 厚木市愛甲412番地内

(表-11)

時間帯	地点		限度値
	No. 1 地点	No. 2 地点	
	中央値(90%レンジ)		
朝間(6~8)	69(65・73)		75
昼間(8~18)	68(63・71)		80
夕間(18~23)	67(61・70)		75
夜間(23~6)	68(63・71)		65
備考	道路端より10m地点	道路端より14m地点	4車線

各時間帯における車種別車両数(台・%)

(表-12)

区 分	大型車	小型車	二輪車	計
朝 (6:00~ 8:00)	356 (48%)	384 (52%)	0 (0%)	740 (100%)
昼 (8:00~18:00)	2,103 (45%)	2,540 (55%)	15 (0%)	4,658 (100%)
夕 (18:00~23:00)	997 (52%)	910 (48%)	2 (0%)	1,909 (100%)
夜 (23:00~ 6:00)	1,669 (75%)	568 (25%)	0 (0%)	2,237 (100%)
計	5,125 (54%)	4,402 (46%)	17 (0%)	9,544 (100%)

※30分毎に5分間計数した車両数の合計を表す。

各時間帯における車種別総車両数及び1日の総車両数(台・%)

(表-13)

区 分	大型車	小型車	二輪車	計
朝 (6:00~ 8:00)	2,136 (48%)	2,304 (52%)	0 (0%)	4,440 (100%)
昼 (8:00~18:00)	12,618 (45%)	15,240 (55%)	90 (0%)	27,948 (100%)
夕 (18:00~23:00)	5,982 (52%)	5,460 (48%)	12 (0%)	11,454 (100%)
夜 (23:00~ 6:00)	10,014 (75%)	3,408 (25%)	0 (0%)	13,422 (100%)
計	30,750 (54%)	26,412 (46%)	102 (0%)	57,264 (100%)

※表-12をもとに5分間の台数を30分間に換算した車両数の合計を表す。

各時間帯の平均交通量及び混入率(単位 台/5分)

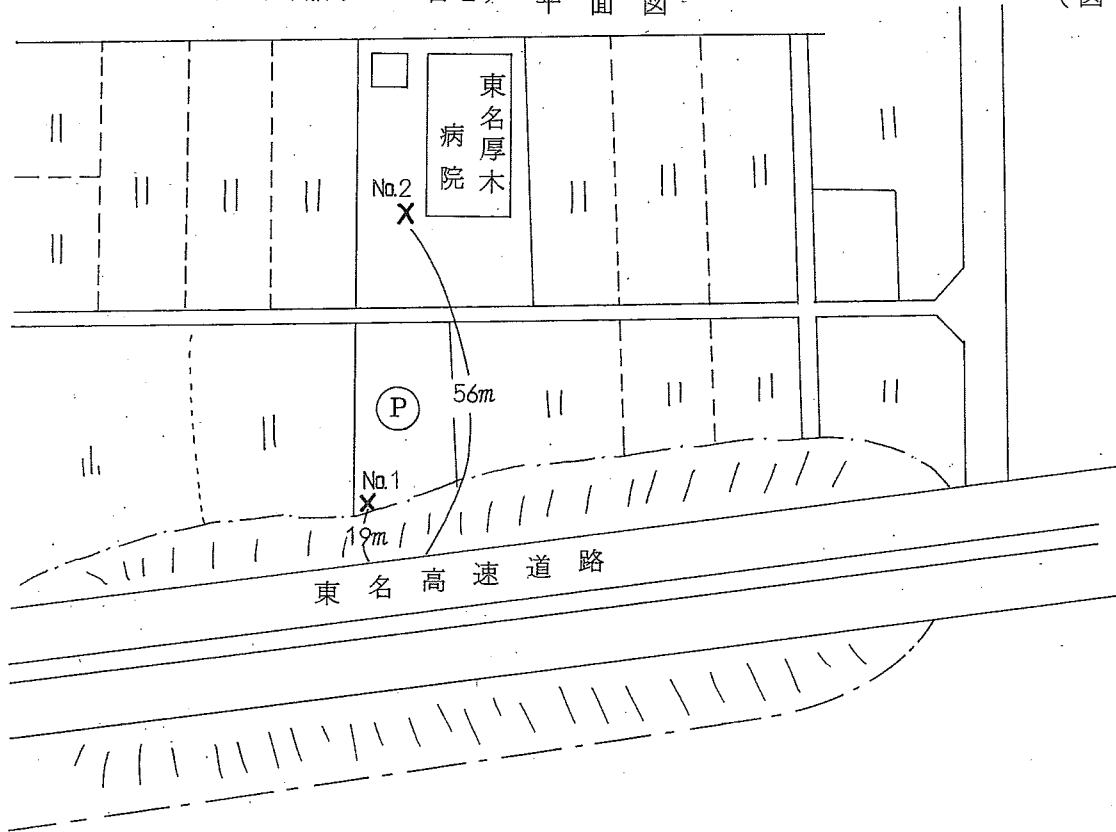
(表-14)

時間区分 \ 車種	大型車	小型車	二輪車	計
朝 (6:00~ 8:00)	89 (48%)	96 (52%)	0 (0%)	185 (100%)
昼 (8:00~18:00)	105 (45%)	127 (55%)	1 (0%)	233 (100%)
夕 (18:00~23:00)	100 (52%)	91 (48%)	0 (0%)	191 (100%)
夜 (23:00~ 6:00)	119 (75%)	41 (25%)	0 (0%)	160 (100%)
平 均	107 (54%)	92 (46%)	0 (0%)	199 (100%)

測定地点見取図

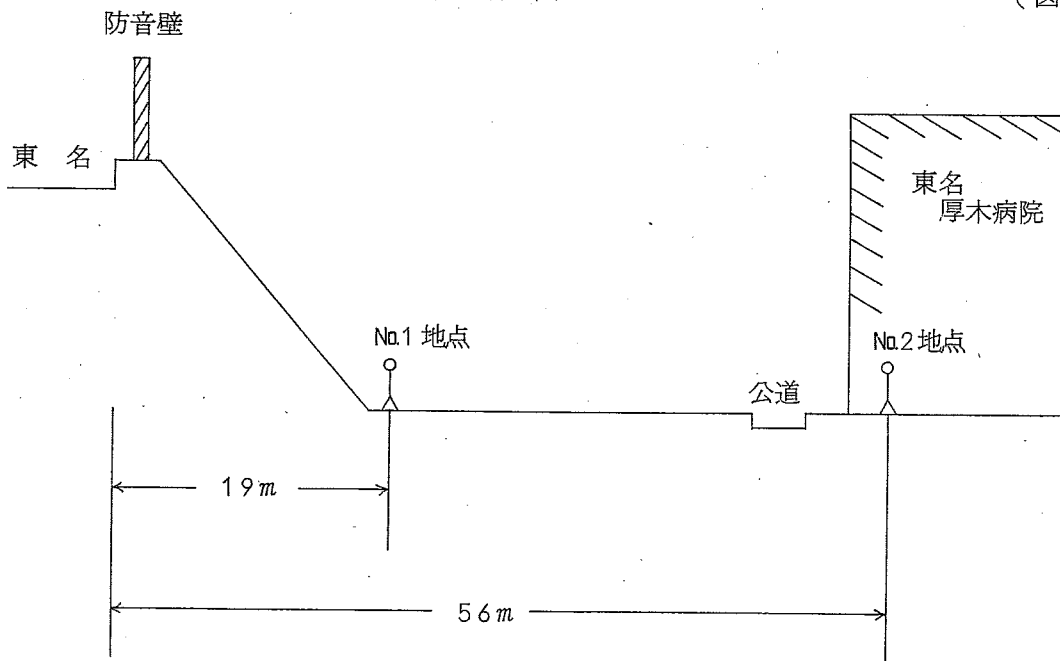
第1回調査(厚木市船子232番地) 平面図

(図-1)

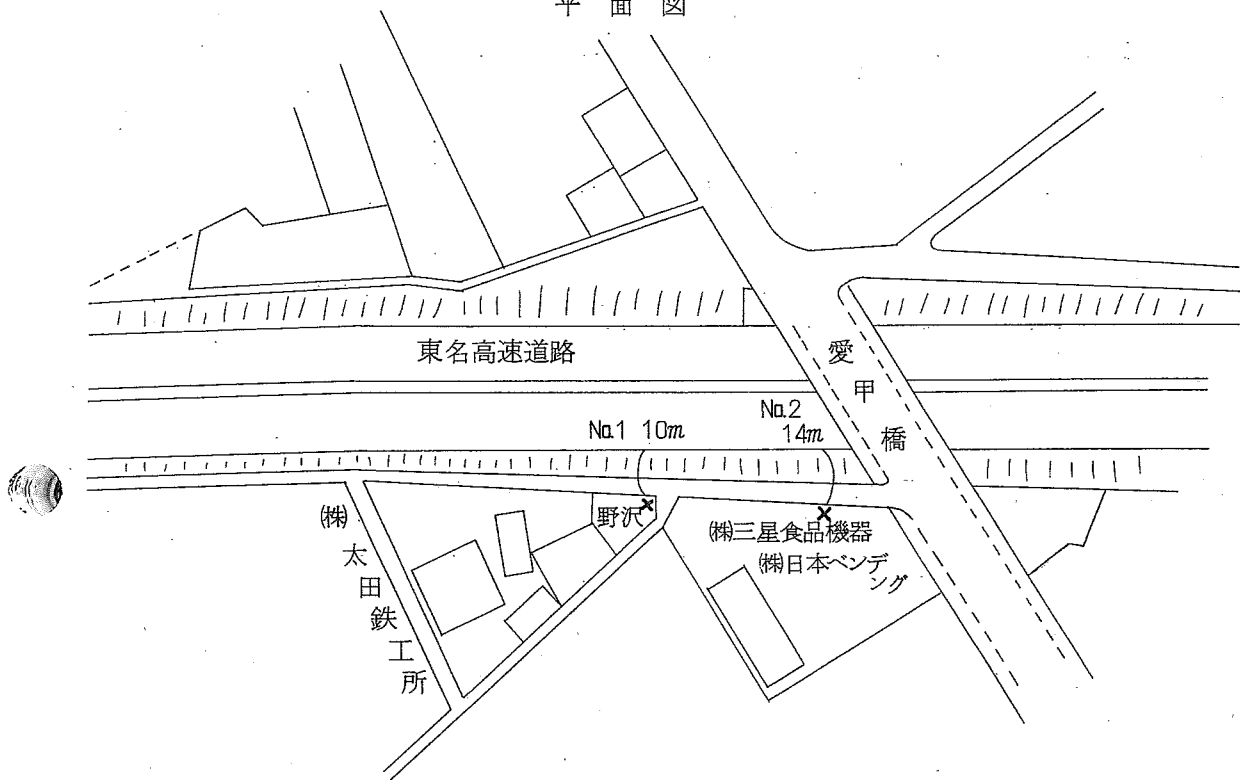


横断図

(図-2)

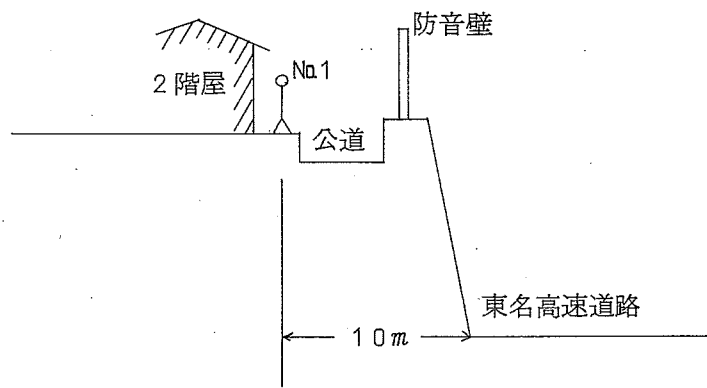


平面図

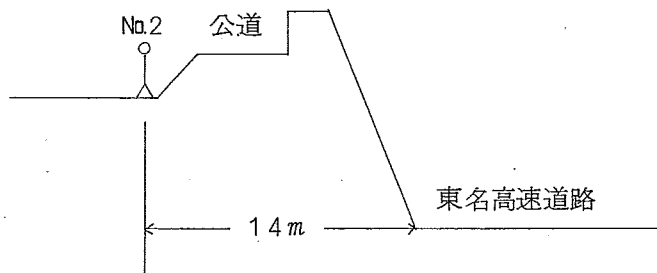


横断図

No.1地点(図-4-1)



No.2地点(図-4-2)



〔参 考〕

第1回調査

(表-15)

地域の 類 型	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
AA	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下

A類型

調整地域…A地域

第2種区域

第2回調査

B類型

準工業地域…B地域

第3種区域

道路に面する地域の環境基準

(表-16)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下
A地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下
B地域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

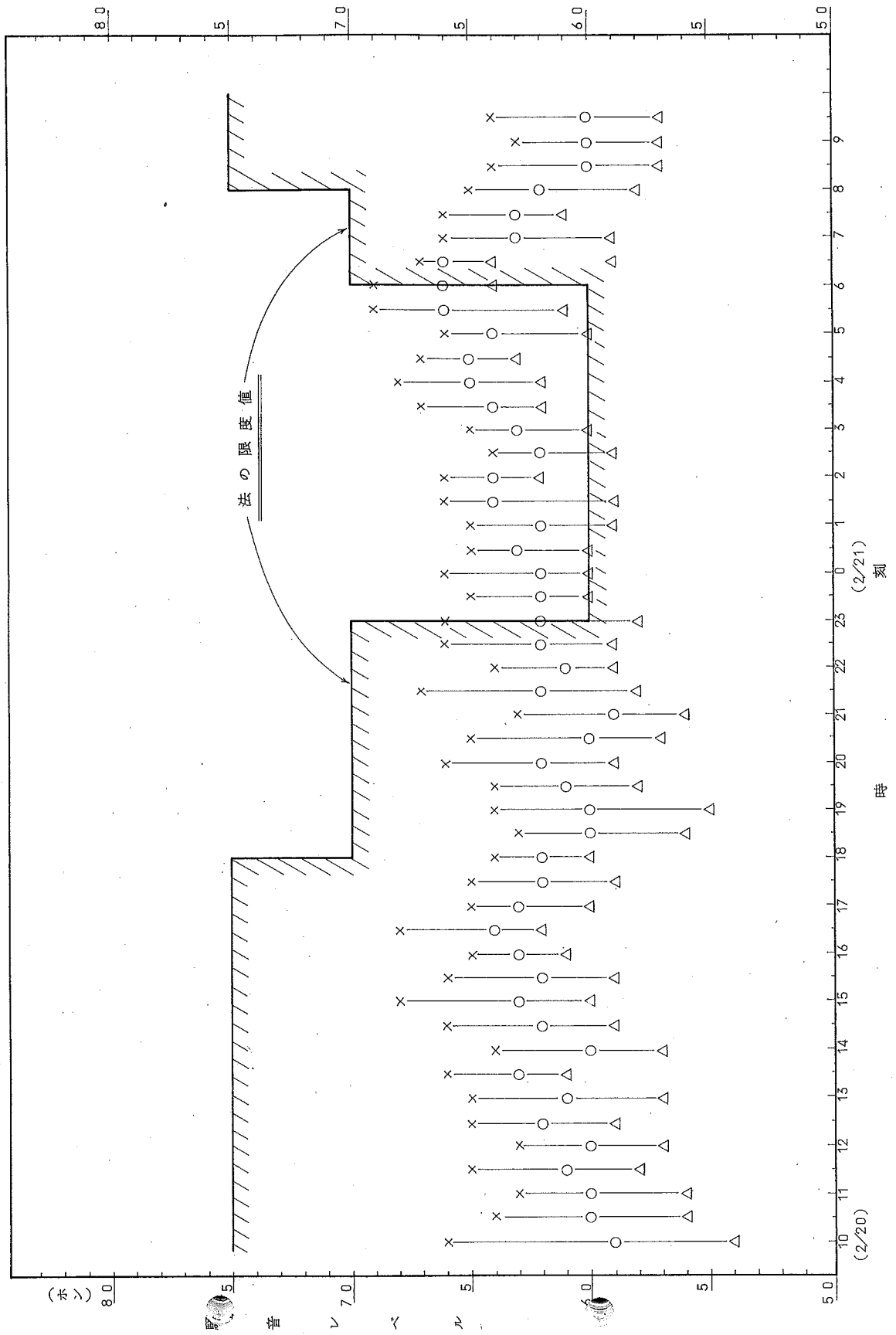
(表-17)

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
1 第1種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	55ホン	50ホン	45ホン
2 第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	60ホン	55ホン	50ホン
3 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	70ホン	65ホン	55ホン
4 第1種区域及び第2種区域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する区域	75ホン	70ホン	60ホン
5 第3種区域及び第4種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	70ホン	65ホン	60ホン
6 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を有する道路に面する区域	75ホン	70ホン	65ホン
7 第3種区域及び第4種区域のうち2車線を超える車線を有する道路に面する区域	80ホン	75ホン	65ホン

時刻別騒音レベルの変化

第1回調査 厚木市船子2番地東名厚木病院 (No.1地点)

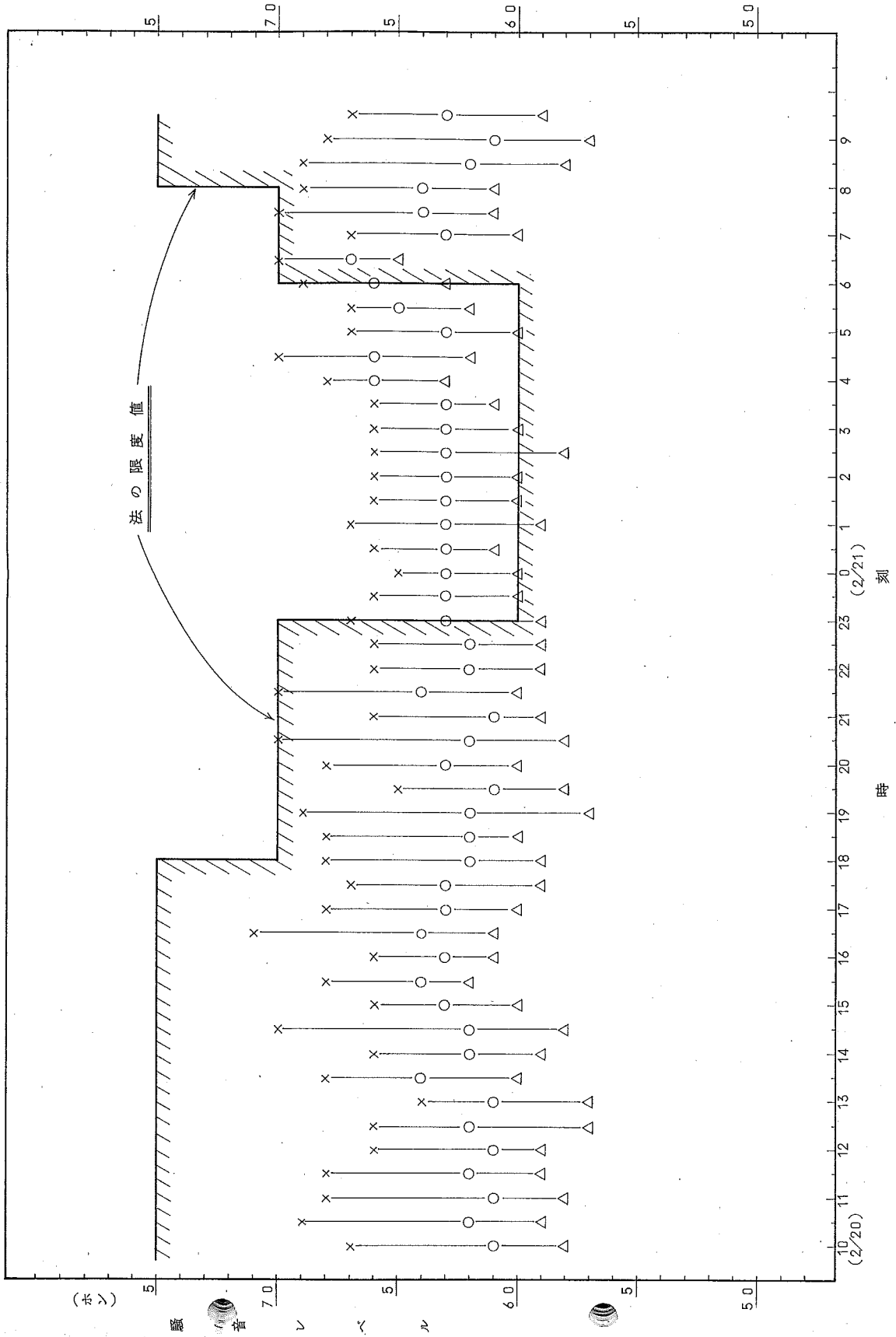
(図-5)
 × 90°レンジ上端
 ○ 中央値
 △ 90°レンジ下端



時刻別騒音レベルの変化

第1回調査 厚木市船子232番地東名厚木病院 (No.2地点)

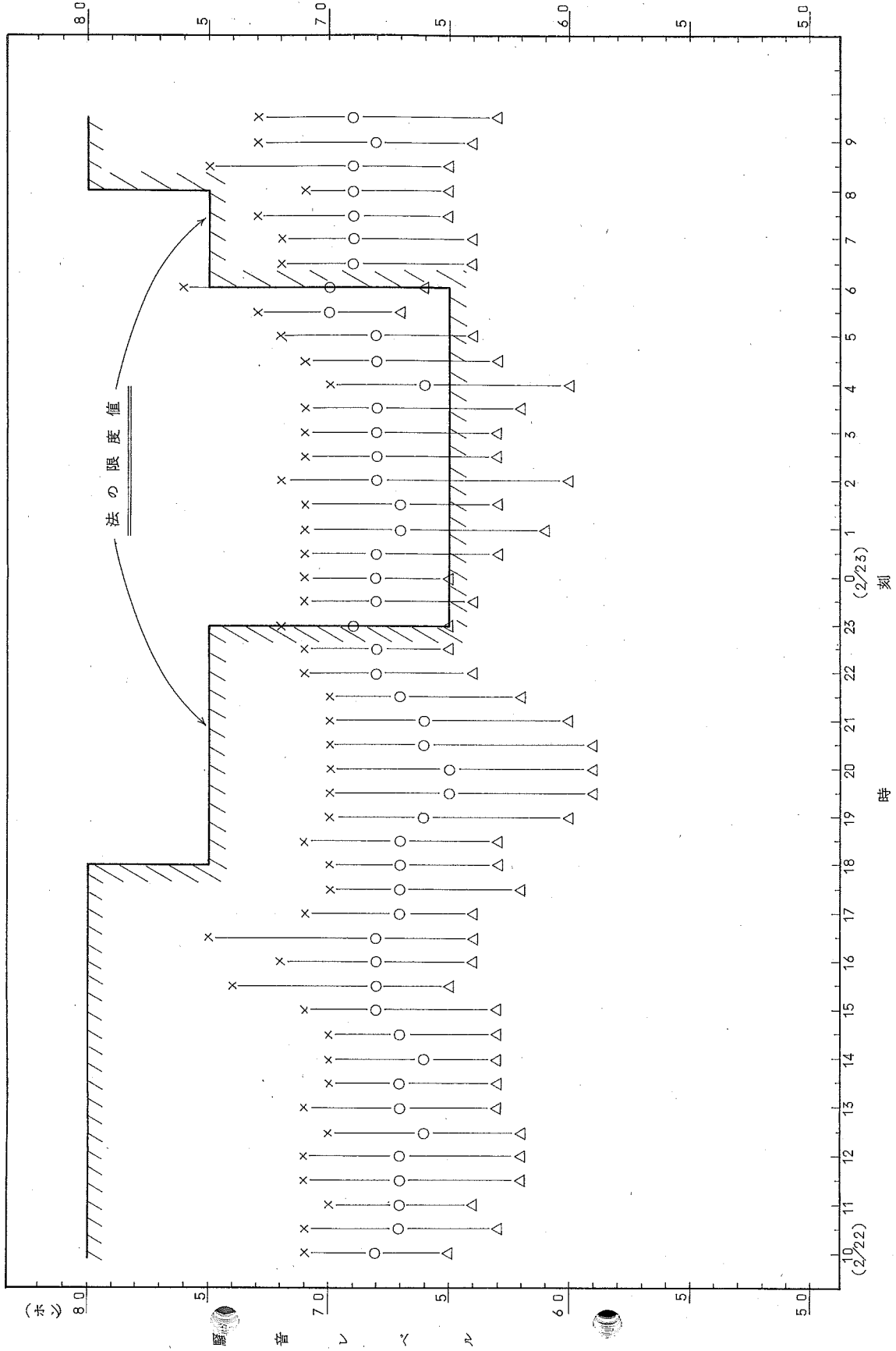
(図-6)
 × 90φレンジ上端
 ○ 中 共 値
 △ 90φレンジ下端



時刻別騒音レベルの変化

第2回調査 愛甲412番地(No.1地点)

(図-7)
 × 90%レンジ上端
 ○ 中央値
 △ 90%レンジ下端

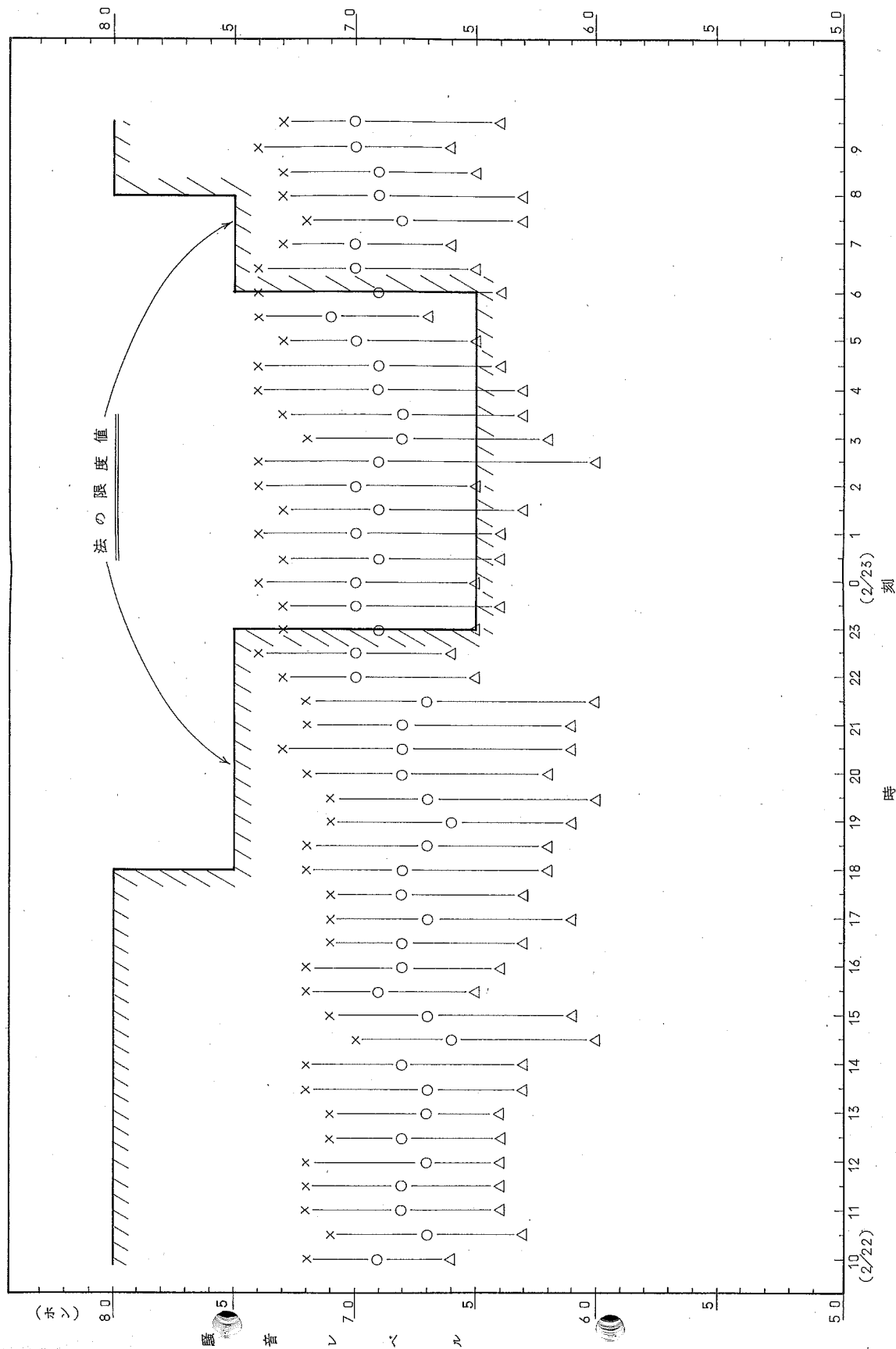


時刻別騒音レベルの変化

第2回調査 愛甲412番地(No.2地点)

(図-8)
90%レンジ上端
中央値
90%レンジ下端

x ○ △



(4)国道平塚相模原線道路交通騒音調査(定点測定)

- 1 調査日時 昭和58年9月29日午前10時から
昭和58年9月30日午前10時まで
- 2 調査場所 山際285-1(厚木市消防本部依知分署)
- 3 調査方法 NA-76A型デジタル騒音計を用いて、JIS-Z8731に基づき30分間に1回騒音測定を行ない、同時に通行車両数を大型車、小型車、二輪車の車種別により計数した。
- 4 調査結果 測定の結果は、表-18のとおり、各時間帯における法の限度値を夜間以外において満足している。時間区分別騒音レベルの経年変化でも夜間騒音が増大する傾向にあり、これは特に大型車が昼間の渋帯を避け、夜間に集中したためと考えられる。夜間の大型車台数は昨年度287台に対し、本年度は422台と約1.5倍に増加し、今後もこの傾向が続くなら夜間においては、限度値を満足するのが一層困難となる。

測定結果 (表-18)

時間の区分	測定結果(ホン) 中央値(90%レンジ)	法の限度値 (ホン)	車線数
朝(6:00~8:00)	70 (56・81)	70	4
昼(8:00~18:00)	72 (57・80)	75	
夕(18:00~23:00)	69 (55・79)	70	
夜(23:00~6:00)	65 (56・80)	60	
備考	マイクロホンの位置は道路端より1m、地上1.2mに設置した		

※測定結果は、30分毎に得られた騒音値を各時間帯別に平均したものの。

各時間帯における車種別車両数(台・%) (表-19)

区分	大型車	小型車	二輪車	計
朝 (6:00~8:00)	205 (22%)	685 (75%)	25 (3%)	915 (100%)
昼 (8:00~18:00)	947 (20%)	3,741 (78%)	116 (2%)	4,804 (100%)
夕 (18:00~23:00)	296 (16%)	1,539 (81%)	64 (3%)	1,899 (100%)
夜 (23:00~6:00)	422 (51%)	396 (48%)	9 (1%)	827 (100%)
計	1,870 (22%)	6,361 (75%)	214 (3%)	8,445 (100%)

※30分毎に5分間計数した車両数の合計を表わす。

各時間帯における車種別総車両数及び1日の総車両数(台・%) (表-20)

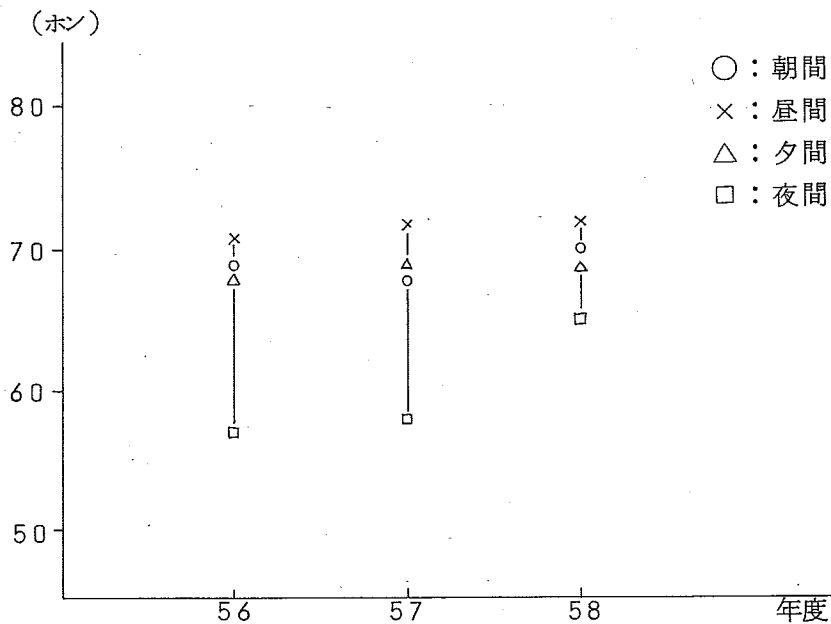
区 分	大型車	小型車	二輪車	計
朝 (6:00~ 8:00)	1,230 (22%)	4,110 (75%)	150 (3%)	5,490 (100%)
昼 (8:00~18:00)	5,682 (20%)	22,446 (78%)	696 (2%)	28,824 (100%)
夕 (18:00~23:00)	1,776 (16%)	9,234 (81%)	384 (3%)	11,394 (100%)
夜 (23:00~ 6:00)	2,532 (51%)	2,376 (48%)	54 (1%)	4,962 (100%)
計	11,220 (22%)	38,166 (75%)	1,284 (3%)	50,760 (100%)

※表-19をもとに5分間の台数を30分間に換算した車両数の合計を表す。

各時間帯の平均交通量及び混入率 (単位 台/5分) (表-21)

時間区分 \ 車種	大型車	小型車	二輪車	計
朝 (6:00- 8:00)	51 (22%)	171 (75%)	6 (3%)	228 (100%)
昼 (8:00-18:00)	47 (20%)	187 (78%)	6 (2%)	240 (100%)
夕 (18:00-23:00)	30 (16%)	154 (81%)	6 (3%)	190 (100%)
夜 (23:00- 6:00)	30 (51%)	28 (48%)	1 (1%)	59 (100%)
計	158 (22%)	540 (75%)	19 (3%)	717 (100%)

時間区分別騒音レベルの経年変化 (図-9)



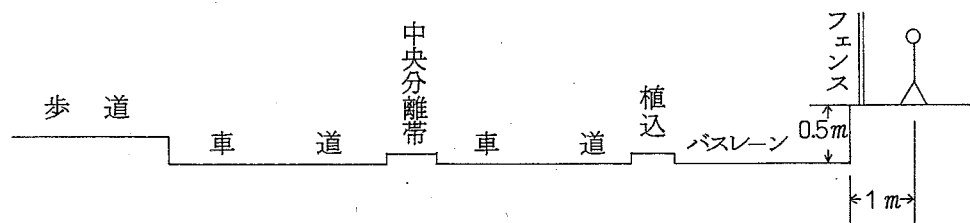
測定場所見取図

(図-10)



測定場所見取図

(図-11)

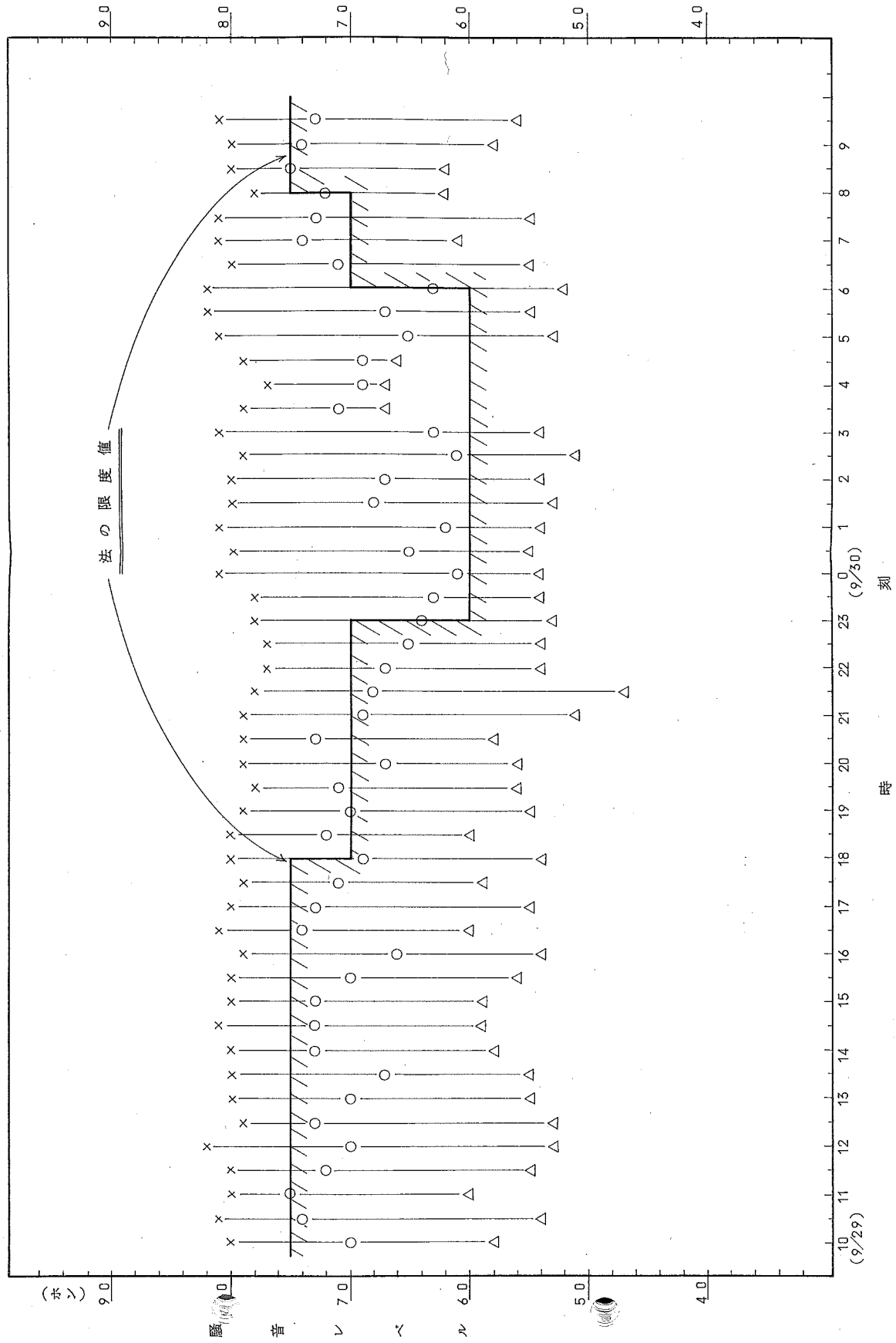


時刻別騒音レベルの変化

厚木市山際285番-1 (厚木市消防本部依知分署)

(図-12)
90%レンジ上端
中央値
90%レンジ下端

x o Δ



9 地盤沈下の状況

- (1) 概況 103
- (2) 地盤沈下の構造 104
- (3) 地下水採取規制地域の地質 105
- (4) 地盤変動量調査 105

9 地盤沈下の状況

(1) 概況

地盤沈下とは、一般に地表面が広範囲にわたり低下していく現象を総称しているが、公害法上は地下水の揚水に起因し地層が収縮し地面が沈下する人為的な現象を地盤沈下として扱っている。

県央地域の地盤沈下は昭和44年の神奈川県調査によると、昭和37年ごろから海老名市の大谷地区に発生したのが最初である。

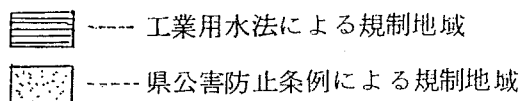
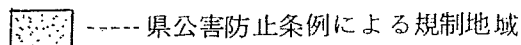
この地区は、東側の洪積台地と西側の相模川沖積低地の境界部に相当し台地に沿った地割れなどの被害が生じた。

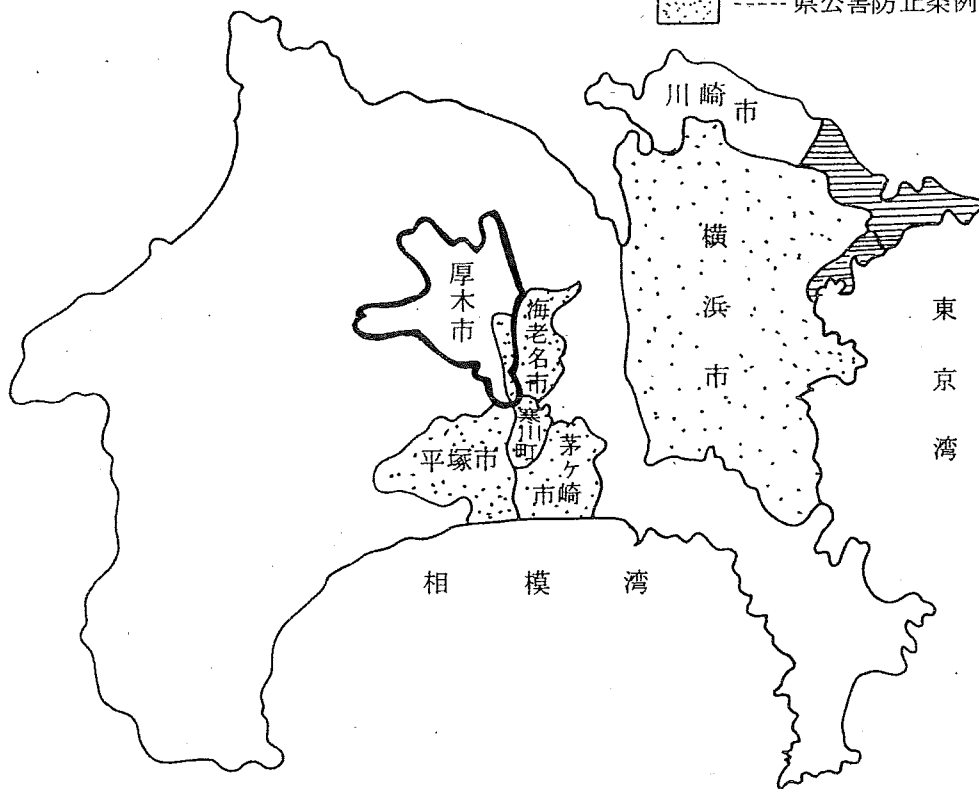
沈下の原因は、沖積低地における地下水位の低下によるものと判断され、これはこの地域に急激に進出してきた工場・事業場の過剰揚水が原因と考えられた。

昭和46年に神奈川県公害防止条例によりこの地域が地下水採取規制地域として指定され、その際併せて当市域の一部である通称厚木バイパス以東も指定された。

こうした中であって当市では昭和49年度より指定地域内に水準点を設置し、精密水準測量により地盤変動量の把握に努めるとともに、日量100立方メートル以上揚水している工場・事業場に対し、用水の高度利用による揚水量削減を図るよう呼びかけている。

地下水採取規制地域図

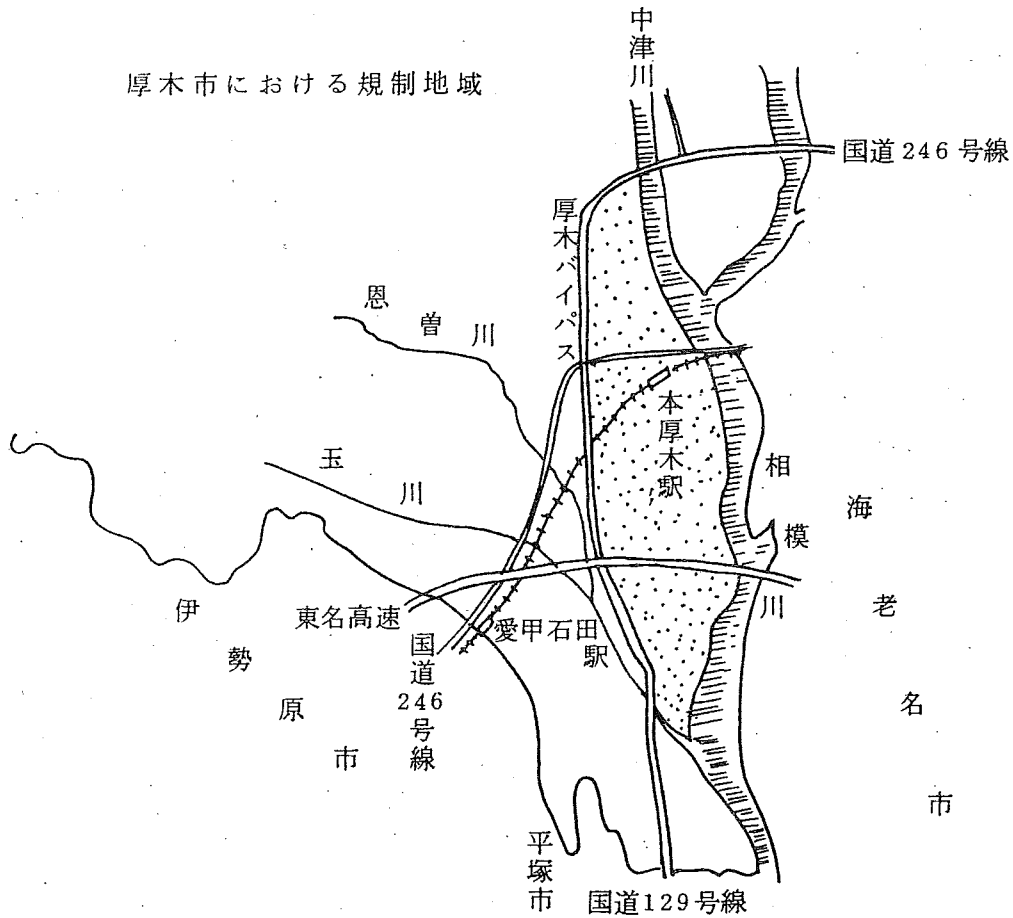

 ----- 工業用水法による規制地域

 ----- 県公害防止条例による規制地域



(図-1)

厚木市における規制地域

(図-2)



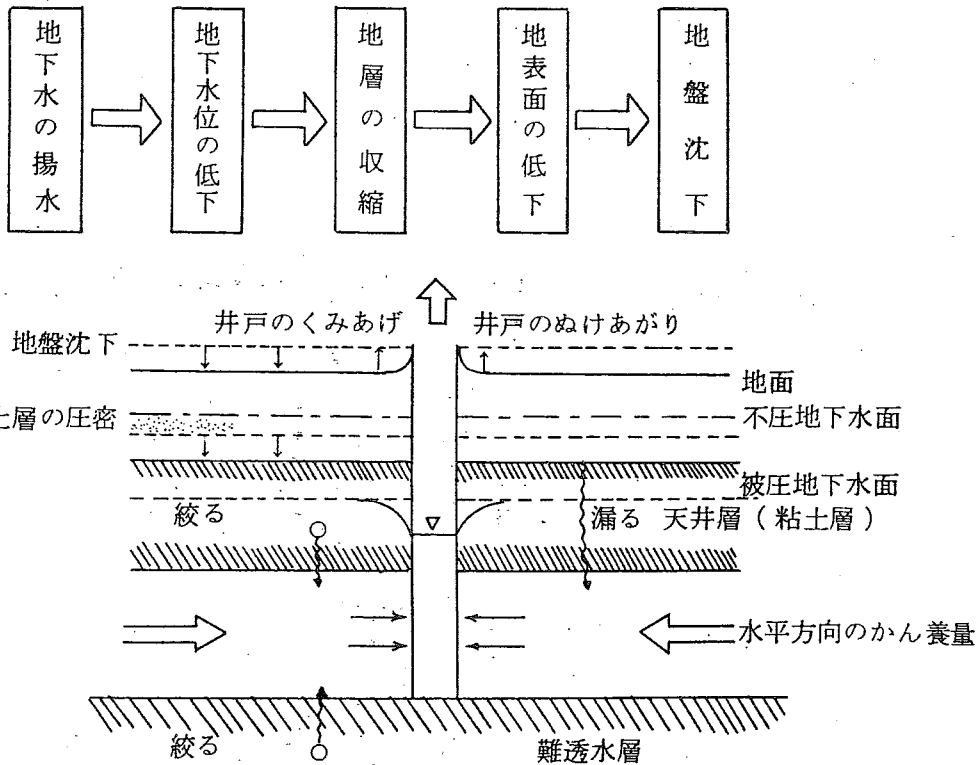
(2) 地盤沈下の構造

地盤沈下の構造は、地下水の過剰揚水によって地下帯水層の水圧が標準水圧より下がると、粘土層中の水分が地下帯水層の方へ絞られ、粘土層中の圧密を誘発し、地盤沈下を起こす。

こうした作用は、軟弱地盤と呼ばれる沖積平野地域の地層に存在する地下帯水層から多量の地下水を揚水することにより、また沖積層下部に存在する洪積層中の帯水層からの多量揚水によっても起こる。

地盤沈下対策として工業用水法や建築物用地下水の採取の規制に関する法律（いわゆるビル用水法）で地下水の過剰くみ上げを規制しているが、神奈川県公害防止条例では、工業用水法の適用されない地域で、沈下のおそれのある地域を指定して地下水採取の規制を行っている。

本市においては、国道129号線の厚木バイパス以東が、規制地域に指定され、地下水採取届、採取量の届出等が義務付けられている。



(3) 地下水採取規制地域の地質

地下水採取規制地域に指定された厚木バイパス以東の地域は、地表付近に泥層を有する沖積層が分布している。

この泥層は、腐食を含有する黒色の層で軟弱であり、収縮し易く、相模川左岸地域で厚く相模川右岸の当市では薄い分布状況にある。

(4) 地盤変動量調査

地盤沈下の現象を具体的な数値で把握する方法としては、水準測量による方法と観測井による方法がある。

当市においては、昭和49年度から水準基標を設置し水準測量を実施している。

昭和58年度においては、38.6kmにわたり測量を実施した。

その結果は、表-1のとおりであるが前年との比較では33基標中28点が沈下した。

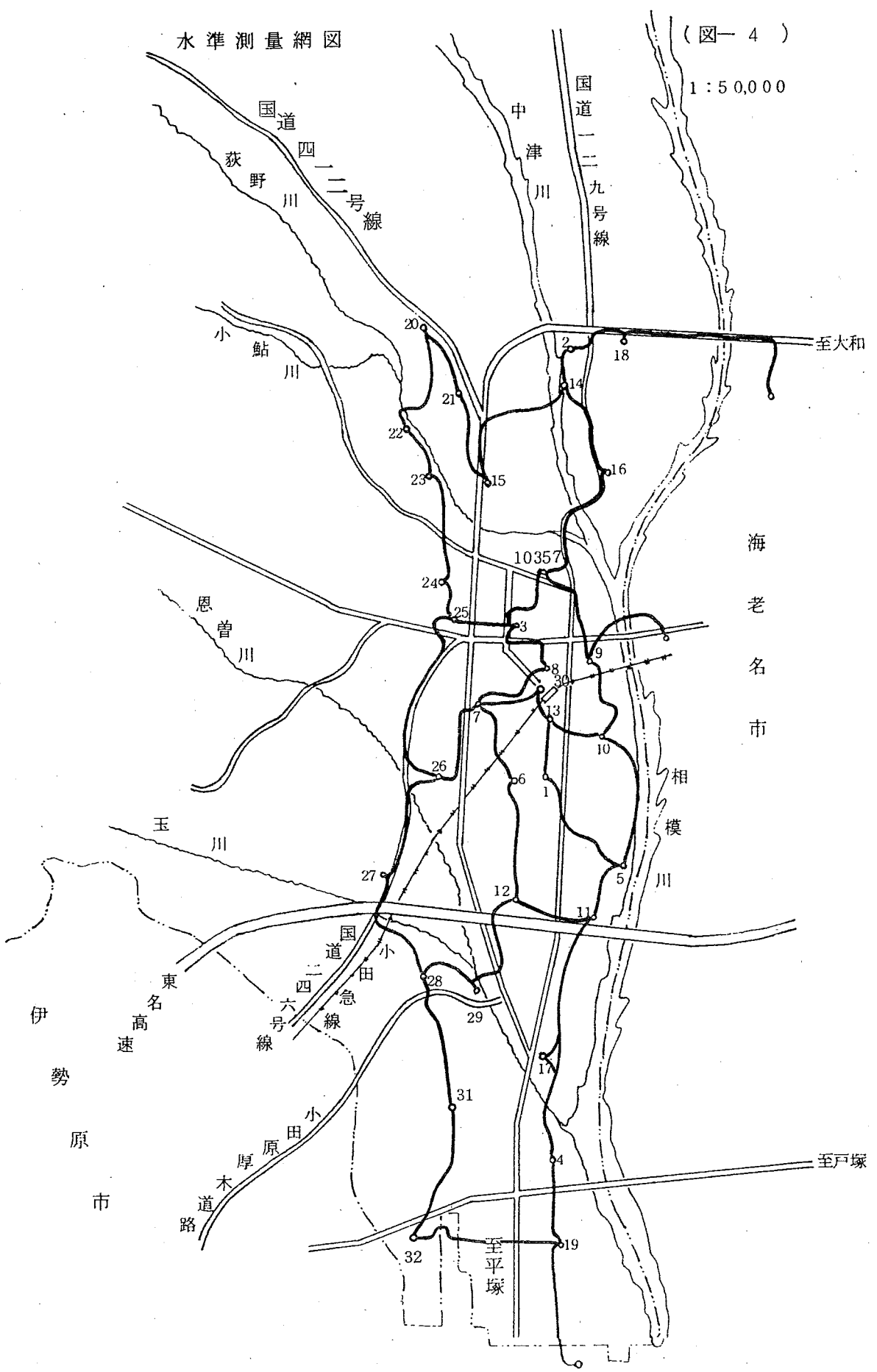
内訳は、20mm以下が3点、10mm以下が25点である。このうち10mm以下の沈下量は測量誤差の許容範囲として扱っているため、明らかに沈下を示した水準点は、No. 8、No. 12、No. 13、の3地点であった。又測定開始年度からの合計では、10mmを超え沈下した個所は19地点あり、中でもNo. 8、No. 12、No. 13、No. 15、の4地点における沈下が顕著であった。

なお、測定開始年度からの合計で隆起水準点が1点あるが10mmの範囲内にあり、異常隆起とは考えられない。

水準測量網図

(図一 4)

1 : 50,000



水 準 測 量 結 果 表

(基準原点は日本水準原点) (表-1)

基準番号	設置場所名	所在地	設置 標高	測量開始 年度	59年1月 実測値 (m)	変 動 量 (mm)									
						50.1 ~51.1	51.1 ~52.1	52.1 ~53.1	53.1 ~54.1	54.1 ~55.1	55.1 ~56.1	56.1 ~57.1	57.1 ~58.1	58.1 ~59.1	計
10357	船 喜 多 神 社	松枝 1-13	国	49	214772	6.3	-6.0	-1.3	-5.5	0.2	-0.9	1.4	-1.6	-0.3	-7.7
1	旭 町 や ま 公 園	旭町 5-11	県	49	178453	0.6	-6.4	-1.0	-1.0	0.4	-2.4	-5.2	-0.2	-3.8	-3.7.8
2	妙 純 寺	金田 295	県	50	276431	-	-2.7	1.6	-1.7	-0.1	-0.1	2.5	-0.4	0.9	0
3	厚 木 中 学 校	水引 1-1	県	49	198560	1.3	-0.8	-1.3	-6.5	3.0	-2.5	0.4	0.5	-1.6	-7.5
4	相 川 小 学 校	酒井 1980	県	49	133068	-5.3	0.1	-4.4	-6.7	-7.0	0.1	-4.3	5.2	-7.4	-2.9.7
5	厚 木 市 斎 場	旭町 4-18	市	49	170796	2.7	-7.4	3.2	-1.0	3.9	-0.5	-4.6	3.4	-3.0	-1.2.3
6	厚 木 南 高 校	岡田 1752	市	49	174676	6.0	-9.0	-1.3	-9.6	0.3	-7.1	-8.6	1.4	-4.1	-4.4.4
7	厚 木 南 合 同 庁 舎	田村町 2-1	市	49	190424	0.3	-2.6	-2.8	-6.6	4.1	-4.5	-1.1	-2.0	-3.3	-2.9.3
8	大 手 公 園	中町 3-682	市	49	193788	-2.1	-7.6	-8.8	-3.2	-7.9	-6.9	-2.1	-2.8	-1.4	-8.4.8
9	厚 木 市 福 祉 会 館	中町 1-4	市	49	191898	2.9	-7.4	-1.4	-8.7	2.2	-3.5	0.6	-0.1	-1.4	-1.6.8
10	厚 木 南 公 民 館	旭町 3-14	市	49	185596	1.0	-2.2	2.0	-6.5	-0.9	-1.6	-0.3	2.5	-2.9	-8.9
11	三 島 神 社	岡田 1390	市	49	161855	2.8	-5.9	0.4	-9.6	7.4	-3.2	-2.2	3.4	-2.0	-8.9
12	ホ テ ル 八 重 洲	岡田 691-1	市	50	158821	-	-8.0	-2.3	-2.2	-4.6	-2.0	-1.0	-5.4	-1.2	-10.7.3
13	ど ん ぐ り 公 園	厚木 958-2	市	50	176216	-	-1.5	-4.2	-2.1	-1.0	-1.3	-9.9	-1.8	-1.2	-9.4.6
14	金 田 児 童 遊 園	金田 389	市	50	253093	-	-3.0	0.9	-3.0	2.3	-1.8	2.8	-0.2	0.8	-1.2
15	厚 木 健 康 体 操 セ ン タ ー	茅田 2054	市	51	235642	-	-	-3.1	-8.0	-3.2	-0.3	0.4	-1.7	-0.4	-14.6.4
16	網 本 ン ザ イ	金田 1000	市	51	228297	-	-	0.9	-5.3	3.2	-0.2	1.2	-1.0	1.1	-0.1
17	高 徳 寺	酒井 2405	市	51	149401	-	-	-4.7	-7.9	2.3	-1.5	-2.3	2.3	-9.9	-4.2.8
18	神 奈 川 ト ヨ タ フ ォ ー グ リ フ ト 網	金田 688	市	52	269379	-	-	-	-2.5	-0.8	-1.5	2.1	-0.4	-0.1	-3.2
19	八 幡 神 社	戸田 1057	市	52	130455	-	-	-	-1.5	-6.5	-1.4	-4.8	3.2	-9.3	-3.4.1

基準番号	設置場所名	所在地	設置 機関	測量開始 年度	59年1月 実測値 (m)	変 量 (mm)									
						50.1 ~51.1	51.1 ~52.1	52.1 ~53.1	53.1 ~54.1	54.1 ~55.1	55.1 ~56.1	56.1 ~57.1	57.1 ~58.1	58.1 ~59.1	計
20	清水小学校	葦田 611	市	54	321129	-	-	-	-	-	0.6	2.4	0.6	0.9	4.5
21	葦田中村公園	葦田 1394	市	54	251840	-	-	-	-	-	-1.8	-1.7	-2.0	0.1	-5.4
22	林中学校	林 69	市	54	274989	-	-	-	-	-	-1.8	0.3	-0.9	-1.9	-4.3
23	吾妻町市営住宅	吾妻町12-59	市	54	275468	-	-	-	-	-	-5.2	-2.1	-3.1	-3.6	-14.0
24	戸室しみず公園	戸室124-12	市	54	229446	-	-	-	-	-	-3.9	-0.7	-0.3	-6.7	-11.6
25	厚木合同庁舎	水引 2~3~1	市	54	212816	-	-	-	-	-	-3.9	-2.7	-0.1	-3.9	-10.6
26	厚木市文化会館	恩名 295	市	54	205048	-	-	-	-	-	-10.0	-1.1	-2.4	-5.8	-29.3
27	船子公民館	船子 1578	市	54	260567	-	-	-	-	-	-1.9	-0.7	4.3	-1.2	-5.0
28	真名中学校	愛甲 1809	市	54	187184	-	-	-	-	-	-3.2	-4.1	2.2	-4.9	-10.0
29	食肉セクタ-	酒井 900	市	54	188305	-	-	-	-	-	-5.8	-10.0	0.7	-8.6	-23.7
30	本厚木駅北口広場	中町 2~1	市	55	185862	-	-	-	-	-	-	-8.5	-3.6	-6.6	-18.7
31	厚木市消防署相川分署	酒井1417~1	市	56	141039	-	-	-	-	-	-	-	-10.9	-7.2	-18.1
32	長沼公園	長沼 244	市	56	126766	-	-	-	-	-	-	-	1.4	-7.8	-6.4

10 悪臭の状況

(1) 概況	113
(2) 規制基準	113
ア 悪臭防止法による規制基準	113
イ 神奈川県公害防止条例による規制基準	114
(3) 指導基準	115
(4) 主要発生源と悪臭物質	116

10 悪臭の状況

(1) 概況

悪臭は発生源が極めて幅広く、またその性質上人の主観に左右されやすく、計量化が困難であることなどから、包括的にとらえることがむずかしく、苦情件数も年間10件前後ある。

発生源としては工場の塗装作業のほか、食品関係の工場、養豚・養鶏・酪農等の畜産業に係るものが主である。

悪臭の規制は、昭和47年制定された悪臭防止法や、神奈川県公害防止条例等により行われているが、悪臭問題は種々の物質が複雑に混じり合い発生するケースが多く、また畜産関係を原因とする悪臭は、抜本的対策がないため、指導・対策にむずかしい面がある。

神奈川県では、より一層の悪臭防止を推進するため、昭和57年に悪臭防止対策指導要綱を制定している。

(2) 規制基準

悪臭の規制基準は、悪臭防止法と神奈川県公害防止条例によるものがある。

(ア) 悪臭防止法による規制基準

悪臭の規制基準は、悪臭防止法<昭和46年6月1日公布、昭和47年5月31日施行>により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の許容限度を定めている。現在その規制基準は、①事業場等の敷地の境界線の地表における大気中の悪臭物質濃度の許容限度(表-1)。②事業場等の煙突その他の気体排出口から排出されるものの濃度の許容限度(式-1)がある。

悪臭物質濃度の許容限度

(表-1)

悪臭物質	悪臭防止法	本市の許容限度
アンモニア	1~5 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002~0.01 ppm	0.002 ppm
硫化水素	0.02~0.2 ppm	0.02 ppm
硫化メチル	0.01~0.2 ppm	0.01 ppm
二硫化メチル	0.009~0.1 ppm	0.009 ppm
トリメチルアミン	0.005~0.07 ppm	0.005 ppm
アセトアルデヒド	0.05~0.5 ppm	0.05 ppm
スチレン	0.4~2.0 ppm	0.4 ppm

※ 悪臭防止法では、住民の生活環境に影響を与えるおそれのない地域(市街化調整区域)を規制の対象外地域としている。

(式-1)

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q : 流量(単位 $N m^3$ / 時間)

H_e : 補正された排出口の高さ(単位 m)

C_m : 悪臭物質の種類及び地域規制ごとに定められた許容限度
(単位 ppm)

$$\left\{ \begin{array}{l} H_e = H_o + 0.65 \frac{(H_m + H_t)}{0.795 \sqrt{Q \cdot V}} \\ H_m = \frac{2.58}{1 + \frac{V}{V}} \\ H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.3 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right) \\ J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \cdot \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1 \end{array} \right.$$

H_e :

H_o :

Q : 温度 $15^\circ C$ における排出ガス流量

V :

T : 排出ガス温度

(イ) 神奈川県公害防止条例による規制基準

公害防止条例では、工場等から排出する悪臭を規制する基準(表-2)を定めており、現在はこれらの構造及び設備基準にのっとり指導を実施し悪臭の公害及び苦情の処理に当たっている。

悪臭に関する規制基準

(表-2)

工場等において排出する悪臭に関する規制基準は、次に掲げる措置を講ずることによるものとする。

1. 工場等は、悪臭の漏れにくい構造の建物とすること。
2. 悪臭を著しく発生する作業は、外部に悪臭の漏れることのないように吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備を設置すること。
3. 悪臭を発生する作業は、屋外において行わないこと。ただし、周囲の状況等から支障がないと認められる場合は、この限りでない。
4. 悪臭を発生する作業は、工場等の敷地のうち、可能な限り周辺に影響を及ぼさない位置を

選んで行うこと。

- 5 悪臭を発生する原材料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納し、カバーで覆う等の措置を講ずるとともに建物内に保管すること。

※県公害防止条例では、悪臭物質濃度の許容限度は定めてない。

(3) 指導基準

神奈川県では、悪臭防止対策に関する指導要綱を昭和57年12月10日付けで制定し、より一層の悪臭防止対策の推進を図っている。この要綱は、昭和58年4月1日から施行されており、指導基準値は次のようになっている。

(ア) 敷地境界線上の地表における指導基準値

市街化区域	臭気濃度 10 以下
市街化調整区域	〃 30 以下

(イ) 煙突その他の気体排出口における指導基準値

市街化区域	臭気濃度 1,000 以下
市街化調整区域	〃 1,800 以下

ただし、排出口の高さが25m未満であって、当該排出口から排出される排出ガス量が200Nm³/分以上の場合は、次のようになる。

市街化区域	臭気濃度 600 以下
市街化調整区域	〃 1,000 以下

(注)

- 1 指導基準値は、官能試験法による測定値とし定めるもので、その方法は三点比較臭袋法による。
- 2 市街化調整区域のうち、農業振興地域に指定された区域は、適用除外となる。

(4) 主要発生源と悪臭物質

(表- 3)

事 業	所 名	発生するおもな悪臭物質
食料品・たばこ製造業	でんぷん製造業	アンモニア, 硫化水素
	水産かん詰製造業	トリメチルアミン
	たばこ製造業	アセトアルデヒド
パルプ・紙・紙加工品製造業	クラフトパルプ製造業	メチルメルカプタン, 硫化水素, 硫化メチル 二硫化メチル, アセトアルデヒド
	セロファン製造業	硫化水素
化 学 工 業	複合肥料製造業	アンモニア, トリメチルアミン, アセトアルデヒド
	ビスコースレーヨン製造業	硫化水素
	脂肪族系中間物製造業	アセトアルデヒド
	スチレン製造業	スチレン
	ポリスチレン製造業	スチレン
	ポリスチレン加工工場	スチレン
	SBR製造工場	スチレン
	FRP製品製造工場	スチレン
	化粧合板製造工場	スチレン
	木材・木製品製造業	スチレン
畜 産 業	牛・豚・鶏飼育業	アンモニア, 硫化水素

1 1 公 害 関 係 用 語

(1) 公害とは	119
(2) 環境基準	119
(3) 水質関係	120
(4) 大気関係	121
(5) 騒音・振動関係	121
(6) 重金属・有害物質関係	122

〔参考〕

用語の解説

公害関係の一般的な用語の中より代表的な用語について解説してあります。

(1) 公害とは

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、悪臭、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、騒音、振動、地盤の沈下及び土壌の汚染によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいい、いわゆる典型7公害に限られている。

(2) 環境基準

健康を保護し生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準。水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音等環境条件についてそれぞれ政府が定める。現在のところ、水質、大気、騒音のうちの各項目ごとに基準を定めている。

○ 水質

・健康項目

人の健康の保持に関する環境基準、全公共用水域について、カドミウム、シアン、有機リン、鉛、6価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCBの9項目の基準値を定めたもの。

・生活環境項目

生活環境の保全に関する環境基準、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素、大腸菌群数、油分等の基準値を定めたもの。

○ 大気

・二酸化イオウ（SO₂）

・一酸化炭素（CO）

・二酸化窒素（NO₂）

・浮遊粒子状物質

・光化学オキシダント

○ 騒音

・一般騒音（道路騒音を含む）

・新幹線鉄道騒音

・航空機騒音

・大気の場合の 1 p p m

空気 1 m³中にある気体が 1 cm³存在する。

(4) 大気関係

○ 硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化イオウ (SO₂)・三酸化イオウ (SO₃, 無水硫酸) 等、硫黄の酸化物の総称。

石炭・石油等の燃焼により発生し、二酸化イオウは刺激性が強く、のど、鼻、目等を刺激し、植物に害を及ぼす。

○ 窒素酸化物 (NO_x)

一酸化窒素 (NO)・二酸化窒素 (NO₂) 等、窒素の酸化物の総称。

石炭・石油等の燃焼により発生し、これ自体が呼吸器を侵すばかりでなく、光化学オキシダントを生成して光化学スモッグの原因ともなる。

○ 一酸化炭素 (CO)

燃料が不完全燃焼した場合等に発生し、体内に吸収されると、体のすみずみまで酸素を送る働きを持つ血液中のヘモグロビンと結合し酸素の補給を阻害する。(生理上極めて有害)

○ 浮遊粒子状物質

空気中に浮遊するばいじん、粉じんのうち、粒径 10 ミクロン以下の粒子をいう。

・ばいじん

燃料等の燃焼や電気炉等の使用に伴い発生するスス。

・粉じん

物の破砕・選別等機械的処理や、たい積に伴い発生、あるいは飛散するもの。

○ 光化学オキシダント

空気中の窒素酸化物や炭化水素等が太陽光線(紫外線)によって光化学反応を起こし生成するオゾン・PAN(パーオキシアセチルナイトレート)等の酸化性物質の総称。

光化学スモッグの主成分と考えられ、目・のど等に刺激を与える。

(5) 騒音・振動関係

○ ホン

音に関する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なるため、騒音の大きさとして、物理的に測定した測音の強さに周波数ごとの聴感補正を加味してホンで表現

する。

○ dB (デシベル)

$$dB = 10 \log_{10} N \left(N = \frac{W}{W_0} \right) \quad W: \text{音のパワー} \text{ で定義される単位。}$$

振動の場合は、物理的に測定した加速度振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味してdBで表わす。

○ WECPNL

(1) Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level (加重等価連続感覚騒音レベル)の略。

(2) 「うるささ指数」とも呼ばれ、ICAO (国際民間航空機関)において採用された航空機騒音の評価単位。

(3) 1機ごとの騒音レベルに、時間帯ごとの飛行回数をウェイトづけして加味したもので、次の式により算出する。

$$WECPNL = dB(A) + 10 \log_{10} (N_1 + 3N_2 + 10N_3) - 27$$

$\overline{dB(A)}$: 1機ごとのピークレベルの1日パワー平均

N_1 : 7時～9時の飛行回数

N_2 : 19時～22時の飛行回数

N_3 : 0時～7時、22時～24時の飛行回数

(6) 重金属・有害物質関係

○ 重金属

比重4.0以上の金属をいう。水銀、カドミウム、銅、鉛など生体に入ると微量でも有害なものが多い。

○ カドミウム (Cd)

メッキ、カラー現像工場が一般に排出すると考えられ、イタイイタイ病の原因であり、魚0.2 ppm、人0.04 ppmで影響すると言われる。排水中に少量含有されていても生物体内にて濃縮される。

○ シアン (CN)

電気メッキ工場で使用される。きわめて強い毒性を示し、毒物及び劇物取締法で規制されている。人体への影響は直接的で数分で死亡することもある。魚0.1 ppm、飲料として人2 ppmで影響すると言われる。致死量60～120 mg。

○ クロム

クロムは、2価、3価、6価の化合物をつくるが、6価クロムが有害であり、大量のクロムを摂取すると嘔吐、尿閉、ショックけいれん、尿毒症等をおこし死に至る。致死量は約5gであるが、飲料として0.1ppmをこえると嘔吐などの症状がみられる。

○ ヒ素

金属光沢のもろい結晶で水に不溶であるが、硝酸・熱硫酸には酸化された亜ヒ酸又はヒ酸となって溶ける。常温では安定であるが熱すると多くの金属と反応してヒ化物を生ずる。致死量は約120mgであるが、少量ずつ長期にわたって摂取すると手や足の知覚障害や、手のひらや、足の裏が角化する。慢性中毒量は、飲料で0.2～0.4ppm程度である。

○ PCB

DDTやBHCと同じ有機塩素物質。アメリカで開発されたが①熱分解しない②絶縁性にすぐれているなど安定した物質のため需要がたかまり、トランスやコンデンサーなどの電気製品の絶縁体や、ペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われていたが、43年のカネミ・ライスオイル中毒事件以来使用されなくなってきた。皮膚の黒色化、肝臓障害などをおこす。